

# “For Kids”プラン 2025

“For Kids”プラン  
2025

## 下関市こども計画

- 下関市子ども・子育て支援事業計画
- 下関市次世代育成支援行動計画
- 下関市ひとり親家庭等自立促進計画
- 下関市こどもの貧困対策推進計画
- 下関市子ども・若者計画



令和7年3月  
下関市

令和7年3月  
下関市

## はじめに

本市は、子育て支援に関する計画として、1市4町合併後の平成17年3月に、下関市次世代育成支援行動計画「“For Kids”プラン2005」を策定し、平成22年3月には「“For Kids”プラン2010」へと引き継ぎました。さらに、子ども・子育て支援新制度を推進するため、平成27年3月、下関市子ども・子育て支援事業計画及び下関市次世代育成支援行動計画を包含した「“For Kids”プラン2015」を策定しました。その後、こどもの育ちと子育てを地域社会をはじめ社会全体で支援すべく、令和2年3月、上記2計画及び下関市ひとり親家庭等自立促進計画を包含する「“For Kids”プラン2020」を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、児童虐待防止、ひとり親家庭等の自立促進など、子ども・子育て支援のための取組を総合的に推進してきました。



しかしながらこの間も、少子化の進行に歯止めはかかっているほか、仕事と子育ての両立、子育ての経済的・精神的負担、虐待やヤングケアラーなど、子ども・子育てに関する課題は複雑かつ多様化しています。

こうした状況下で国は、令和5年4月、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進するための包括的な基本法「こども基本法」を施行したほか、同年12月、こども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」及び次元の異なる少子化対策を具体化した「こども未来戦略」を閣議決定し、すべてのこどもが健やかに安心して成長できる社会の実現を目指しています。

以上の状況を踏まえ本市は、下関市子ども・子育て支援事業計画、下関市次世代育成支援行動計画、下関市ひとり親家庭等自立促進計画、下関市こどもの貧困対策推進計画及び下関市子ども・若者計画の5つを包含した、下関市こども計画「“For Kids”プラン2025」を策定いたしました。

本計画では、基本理念を「こどもまんなか 地域でつながり支え合い みんなで育てるまち 下関」とし、本市のすべてのこども・若者が、ひとしく健やかに成長することができ、権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができるよう、各種取組を総合的に推進してまいります。市民の皆様をはじめ、関係の皆様、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました多くの市民の皆様、数々の貴重なご意見、ご提言をいただきました下関市子ども・子育て審議会委員の皆様をはじめ、関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。

令和7年(2025年)3月

下関市長 前田 晋太郎

# 目次

## 第1章 計画の概要

---

- 1 計画の目的 ..... 3
- 2 計画の位置付け ..... 4
- 3 計画の期間 ..... 6
- 4 策定の体制及びアンケート調査等 ..... 6

## 第2章 こども・若者と家庭の状況

---

- 1 少子化の状況 ..... 11
- 2 家庭の状況 ..... 14
- 3 女性の就業状況 ..... 16
- 4 こどもの就園・就学等の状況 ..... 18
- 5 こども・若者の貧困を巡る状況 ..... 20

## 第3章 “For Kids” プラン 2020 の取組と課題

---

- 1 すべての子育て家庭をライフステージを通じて切れ目なく支える環境づくりについて ..... 25
- 2 こども・若者の健やかな成長を支える環境づくりについて ..... 40
- 3 支援を必要とするこども・若者と家庭を支える環境づくりについて ..... 48
- 4 若者の希望する未来を実現する環境づくりについて ..... 56
- 5 こどもの安心を支える地域の環境づくりについて ..... 58
- 6 子育てと仕事を両立できる社会づくりについて ..... 66
- 7 目標の達成状況 ..... 74

## 第4章 計画の基本的な考え方

---

- 1 計画の基本理念 ..... 77
- 2 計画の基本視点及び基本目標 ..... 78
- 3 計画の体系 ..... 80

## 第5章 量の見込みと確保方策

---

- 1 提供区域の設定 ..... 83
- 2 教育・保育の量の見込みと確保方策 ..... 84
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ..... 106

## 第6章 計画の取組

基本目標Ⅰ すべての子育て家庭をライフステージを通じて切れ目なく支える環境づくり	133
基本目標Ⅱ こども・若者の健やかな成長を支える環境づくり	139
基本目標Ⅲ 支援を必要とするこども・若者と家庭を支える環境づくり	146
基本目標Ⅳ 若者の希望する未来を実現する環境づくり	154
基本目標Ⅴ こどもの安心を支える地域の環境づくり	156
基本目標Ⅵ 子育てと仕事を両立できる社会づくり	160
計画の成果指標	163

## 第7章 計画の推進

1 推進体制の整備	167
2 計画の点検・評価の実施	167
3 SDGs（持続可能な開発目標）に関すること	167

## 資料編

1 用語解説	173
2 下関市子ども・子育て審議会条例	178
3 下関市子ども・子育て審議会委員名簿	180
4 こども基本法（抜粋）	181
5 こども大綱（こども家庭庁ホームページ こども大綱（説明資料）抜粋）	183

### ・本計画における「こども」と「若者」の定義

○こども：こども基本法第2条においては、「心身の発達の過程にある者」とされている。おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を意味し、年齢による定義はない。

○若者：法令上の定義はないが、こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）では、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）・青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によっては40歳未満のポスト青年期の者も対象とする）の者とされている。

・本文中、下線のある用語及び「\*」を付して「用語解説参照」とある用語については、資料編に用語解説を記載しています。



---

## 第1章 計画の概要

---



## 第1章 計画の概要

### 1 計画の目的

本市においては、令和2年3月に「“For Kids”プラン 2020(下関市子ども・子育て支援事業計画、下関市次世代育成支援行動計画、下関市ひとり親家庭等自立促進計画)」(以下、「プラン2020」という。)を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制確保や子ども虐待防止等、子ども・子育て支援の取組を総合的に推進してきました。

しかし、本市の令和6年3月末時点の年少人口(0歳から14歳人口)は25,799人であり、5年前の令和元年の年少人口と比較すると12.4%減少し、また、出生数は令和3年に増加に転じたとはいえ令和4年に1,300人台に落ち込むなど、少子化が進行しています。

国勢調査による全国の年少人口は減少傾向にあります。令和5年の人口動態統計(概算)による合計特殊出生率は1.20と過去最低を記録し、出生数も過去最少となるなど、少子化の進行が顕著となっています。

こうした中で国においては、令和5年4月に、こども政策の新たな司令塔として「こども家庭庁」を設置するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法であるこども基本法を施行しました。さらに同年12月に、こども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」及び次元の異なる少子化対策を具体化した「こども未来戦略」を閣議決定し、すべてのこどもが健やかに安心して成長できる社会の実現を目指しています。

こども基本法においては、第5条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、第10条では、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

また、山口県においては、若い世代が結婚の希望を叶え、安心してこどもを生き育てることができるよう、社会全体でこどもと子育て家庭を支える、山口県らしい子育て文化の創造に向け、「みんなで子育て応援山口県」を推進しています。

このような状況を踏まえ、本市はこの度、「“For Kids”プラン 2025(下関市こども計画)」を策定し、本市のすべてのこども・若者が、ひとしく健やかに成長することができ、権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができるよう、各種取組を総合的に推進します。

## 2 計画の位置付け

- こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画として位置付ける計画です。

### 第10条(略)

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付ける計画です。

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画として位置付ける計画です。

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画として位置付ける計画です。

第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画として位置付ける計画です。

### 第10条(略)

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画として位置付ける計画です。

第9条（略）

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 国の施策(こども基本法、こども大綱、こども未来戦略等)と整合性を図り策定しました。
- 山口県の「やまぐち子ども・子育て応援プラン」と整合性を図り策定しました。
- 本計画は、「第3次下関市総合計画」、関連計画である「第4期下関市地域福祉計画」、「下関市障害者計画・下関市障害福祉計画(第7期)・下関市障害児福祉計画(第3期)」、「下関市健康づくり計画『ふくふく健康 21(第三次)』」、「下関市教育振興基本計画(下関市教育大綱)(第4期)」、「第4次下関市男女共同参画基本計画」等との整合性を図り策定しました。

【他計画との関係図】



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和9年度中に中間見直しを行います。

また、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、本市の状況などに対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行います。

【計画の期間】

令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)
“For Kids”プラン 2025 下関市子ども計画									
		中間見直し		見直し					
					“For Kids”プラン 2030				

### 4 策定の体制及びアンケート調査等

#### (1) 策定の体制

本計画を策定するにあたり、幅広い関係者の参画による施策の展開と子どもの保護者、その他子ども・子育て支援に係る当事者の声が十分に反映されることを目的に、市民代表、学識経験者、保育関係者、教育関係者などで構成される「下関市子ども・子育て審議会」やパブリックコメントにおいて、計画に関する意見などの集約を図りながら策定しました。

#### (2) 保護者向けアンケート調査の実施

計画の策定にあたっては、市民の子育て意識や実態を把握するため、就学前児童・就学児童の保護者及び放課後児童クラブ利用児童の保護者へのアンケート調査を実施しました。

【アンケート調査の実施方法と回収結果】

対象	下関市内に在住の 就学前児童・就学児童がいる世帯	下関市内の放課後児童クラブを 利用している児童の世帯
抽出方法	無作為抽出法	無作為抽出法
調査方法	郵送法(WEB 併用)	放課後児童クラブを通じて 配付・回収(WEB 併用)
調査時期	令和6年1月16日～令和6年2月9日	令和6年1月16日～令和6年2月9日
対象数	4,000人	1,500人
有効回答数	2,000票	1,122票
有効回収率	50.0%	74.8%

### (3) 子育て支援団体等へのアンケート調査及びヒアリングの実施

本市で子育て支援を行う団体等を対象として、活動やこども及び子育て家庭を取り巻く課題についてアンケート調査及びヒアリングを実施しました。

また、市内の事業所を対象として、事業所で取り組む子育て支援の状況や従業員の子育てに関する課題についてアンケート調査を実施しました。

#### 【調査等の実施方法と回収結果】

対象	子育て支援団体等	事業所
調査方法	郵送法(WEB 併用)	郵送法(WEB 併用)
調査対象	子育て支援団体・子育てサロン・子育て支援センター等	市内の事業所
調査時期	令和6年7月12日～令和6年7月29日	令和6年7月12日～令和6年7月29日
対象数	47 団体	40 事業所
有効回答数	27 票	23 票
有効回収率	57.4%	57.5%

### (4) こども・若者向けアンケート調査等の実施

計画の当事者であるこども・若者の意見を把握するため、12～30歳の市民へのアンケート調査を実施しました。

#### 【アンケート調査の実施方法と回収結果】

対象	12～30 歳の市民
抽出方法	無作為抽出法
調査方法	郵送法(WEB 併用)
調査時期	令和6年1月16日～令和6年2月9日
対象数	2,000 人
有効回答数	594 票
有効回収率	29.7%

また、声を聴かれにくいこども・若者に対しては、令和6年度に利用したり生活したりしている施設等を訪問した上で、こども・若者が意見を言いやすい雰囲気づくりを行い、こども・若者の意見を引き出すファシリテーターを交えて意見聴取しました。

### (5) パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、計画の案を市ホームページに掲載し、令和6年12月16日から令和7年1月24日までパブリックコメントを実施し、市民の皆様から多くの意見をいただきました。



---

## 第2章 こども・若者と家庭の状況

---



## 第2章 こども・若者と家庭の状況

### 1 少子化の状況

#### (1) 年少人口の推移

- 本市の総人口は減少傾向にあり、5年前の令和元年と比較すると 6.5%減となっています。
- 令和6年3月31日時点での本市の14歳以下の年少人口は25,799人であり、5年前の令和元年と比較すると12.4%減であり、少子化の進行が表れています。
- 令和2年の国勢調査における本市の14歳以下の年少人口割合も低下傾向にあり、全国、山口県よりも低い値で推移しています。
- 令和元年以降、15～64歳の人口割合も低下傾向にあります。

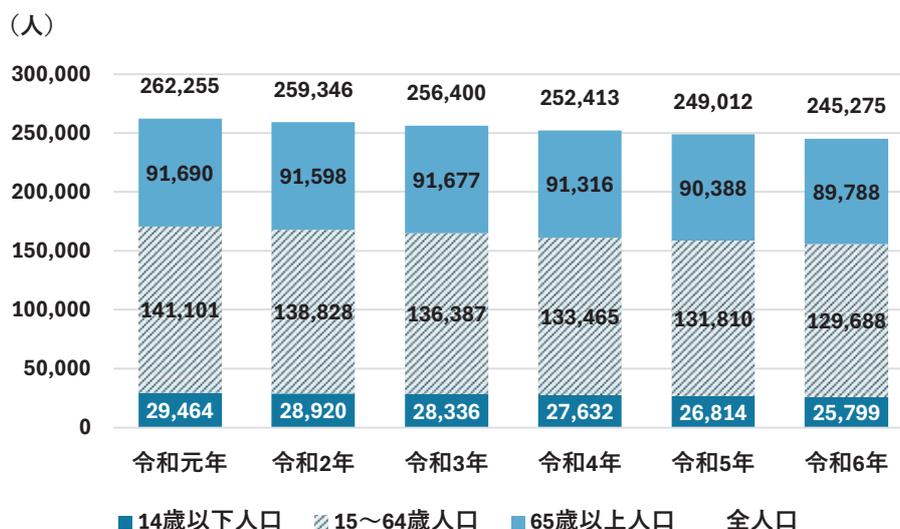
【年齢3階級別人口・構成比の推移（下関市）】

(単位：人、%)

区分	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
総人口	262,255	259,346	256,400	252,413	249,012	245,275
14歳以下人口	29,464 11.2	28,920 11.2	28,336 11.1	27,632 10.9	26,814 10.8	25,799 10.5
15～64歳人口	141,101 53.8	138,828 53.5	136,387 53.2	133,465 52.9	131,810 52.9	129,688 52.9
65歳以上人口	91,690 35.0	91,598 35.3	91,677 35.8	91,316 36.2	90,388 36.3	89,788 36.6

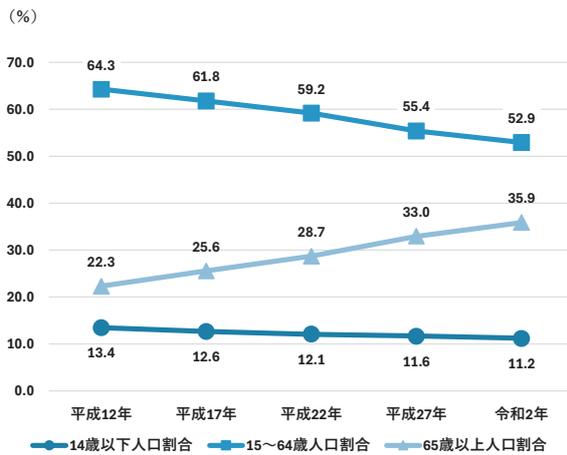
注) 下段は総人口に対する割合  
資料: 住民基本台帳人口(各年3月末現在)

【年齢3階級別人口の推移（下関市）】

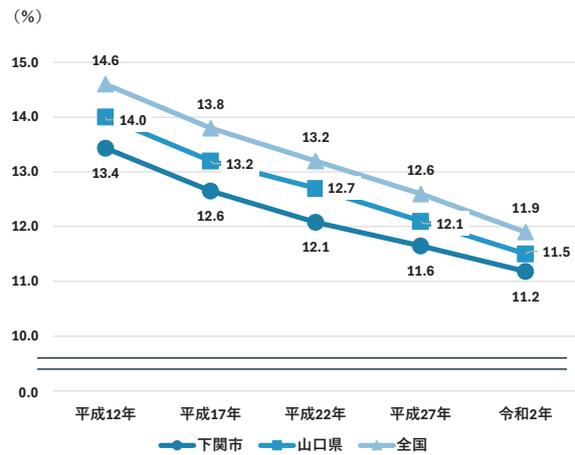


資料: 住民基本台帳人口(各年3月末現在)

【年齢3階級別人口割合（下関市）】



【14歳以下人口割合】



資料:国勢調査

## (2) 出生の動向

- 本市の出生数、出生率(人口1,000対)は、平成27年以降減少傾向にあります。

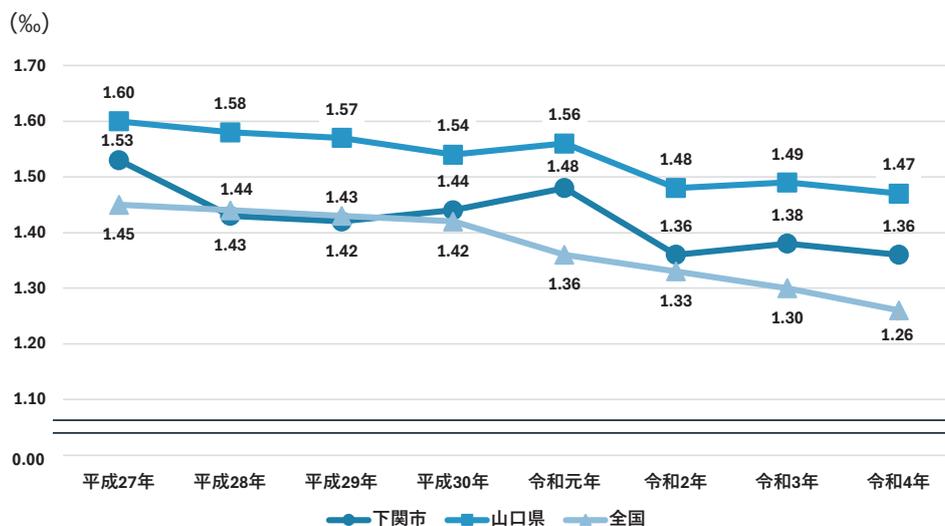
【出生数・出生率の推移（下関市）】

(単位:人、%)

区分	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
出生数	1,928	1,742	1,668	1,621	1,606	1,427	1,450	1,375
出生率	7.2	6.6	6.4	6.2	6.3	5.6	5.8	5.5

\*%(パーミル)は人口1,000人あたりの数字  
資料:人口動態統計

【合計特殊出生率の推移】

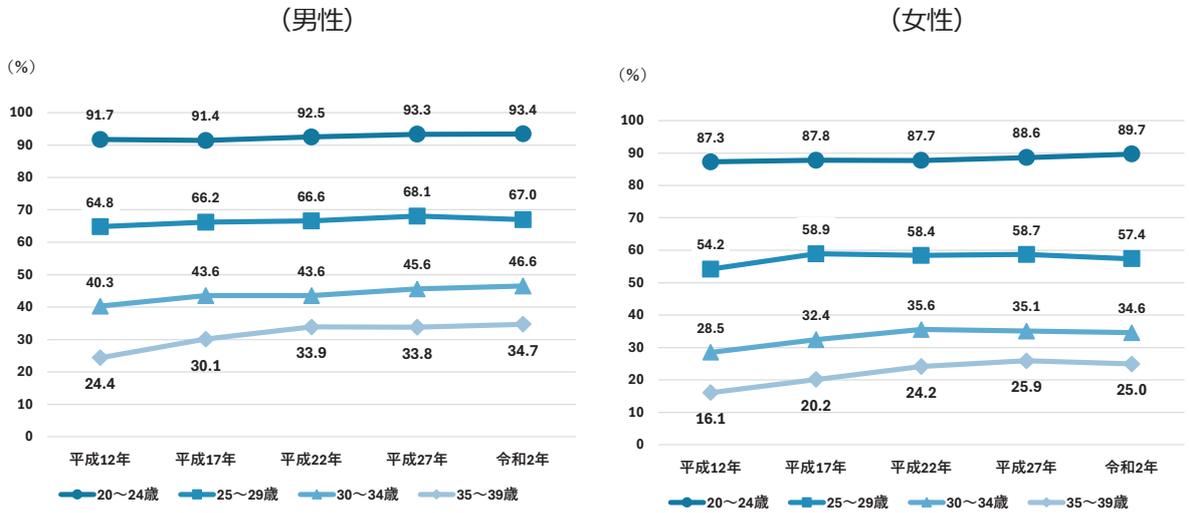


資料:全国・山口県は人口動態統計

### (3) 未婚率の推移

- 国勢調査における本市の未婚率は平成 22 年まで、男女ともに 35～39 歳で上昇幅が大きくなっていましたが、平成 27 年、令和2年と概ね横ばいになっています。

【男女別未婚率の推移（下関市）】



資料：国勢調査

## 2 家庭の状況

### (1) 家族類型別一般世帯数の推移

- 国勢調査における推移をみると、本市の単独世帯数は増加を続けており、令和2年の調査では、43,266世帯となっています\*。

\*世帯の定義は用語解説参照

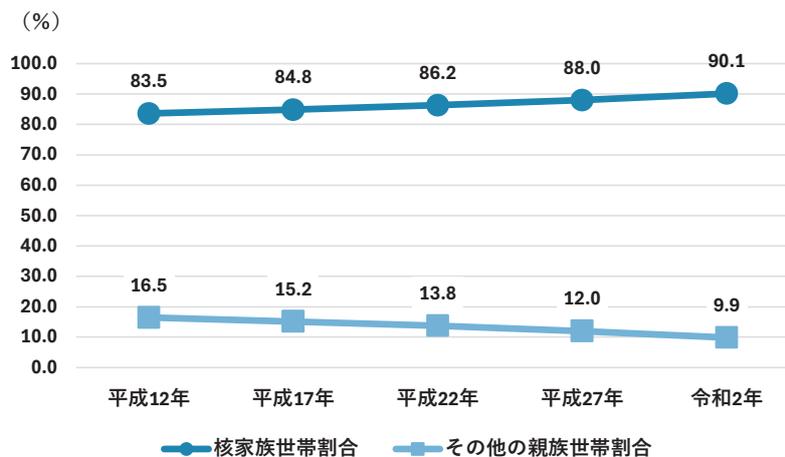
【家族類型別一般世帯数の推移（下関市）】



\*世帯総数は、家族類型不詳世帯を含む  
資料:国勢調査

- 親族世帯に占める核家族世帯の割合も上昇を続け、令和2年の調査では 90.1%となっています。

【親族世帯に占める核家族世帯の割合（下関市）】



資料:国勢調査

- 6歳未満の世帯人員がいる世帯の一世帯当たりのこどもの人数は、1.3 人台前半で推移しています。

【6歳未満・18歳未満の世帯員がいる一世帯当たりのこどもの人数（下関市）】（単位：人）

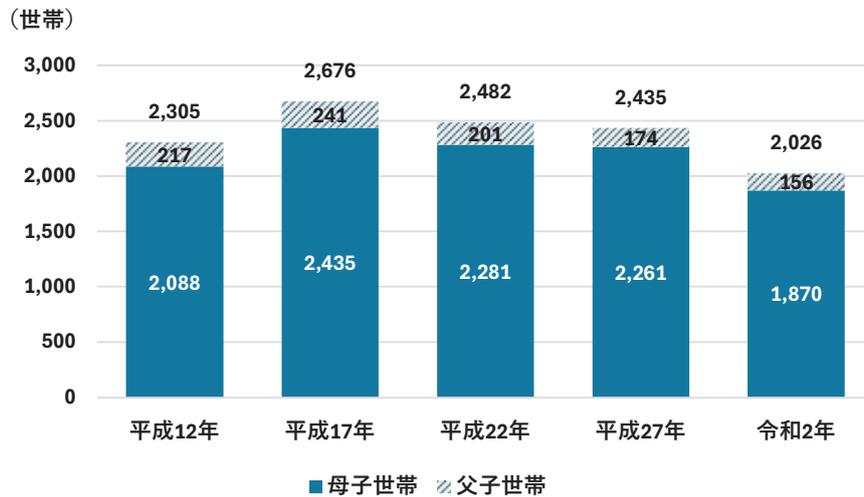
区 分	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
6歳未満の世帯人員	1.34	1.33	1.33	1.32	1.34
18歳未満の世帯人員	1.75	1.73	1.73	1.74	1.75

資料：国勢調査

## (2) ひとり親世帯の状況

- 令和2年の国勢調査におけるひとり親世帯数は、2,026 世帯であり、平成27年と比較すると400世帯程度減少し、総世帯数に占める割合も1.75%に低下しました。

【母子・父子世帯数の推移（下関市）】



資料：国勢調査

【母子・父子世帯割合（下関市）】

(単位：%)

区 分	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
母子・父子世帯割合	1.96	2.31	2.11	2.10	1.75

資料：国勢調査

### 3 女性の就業状況

#### (1) 女性の労働力率

- 令和2年の国勢調査における本市の女性の年齢別労働力率は、30～34 歳、35～39 歳に落ち込むM字曲線を示しています。
- M字曲線は、結婚や出産を機に退職する女性と、子育てが一段落ついて就業する女性の様子を反映していることが考えられます。
- 一方で 30～34 歳の労働力率は、令和2年は 76.9%であり、平成 22 年、平成 27 年と比較すると高く、その落ち込みは緩やかになっており、子育て世代の女性が就業するケースが多くなっていることが要因の一つとして考えられます。

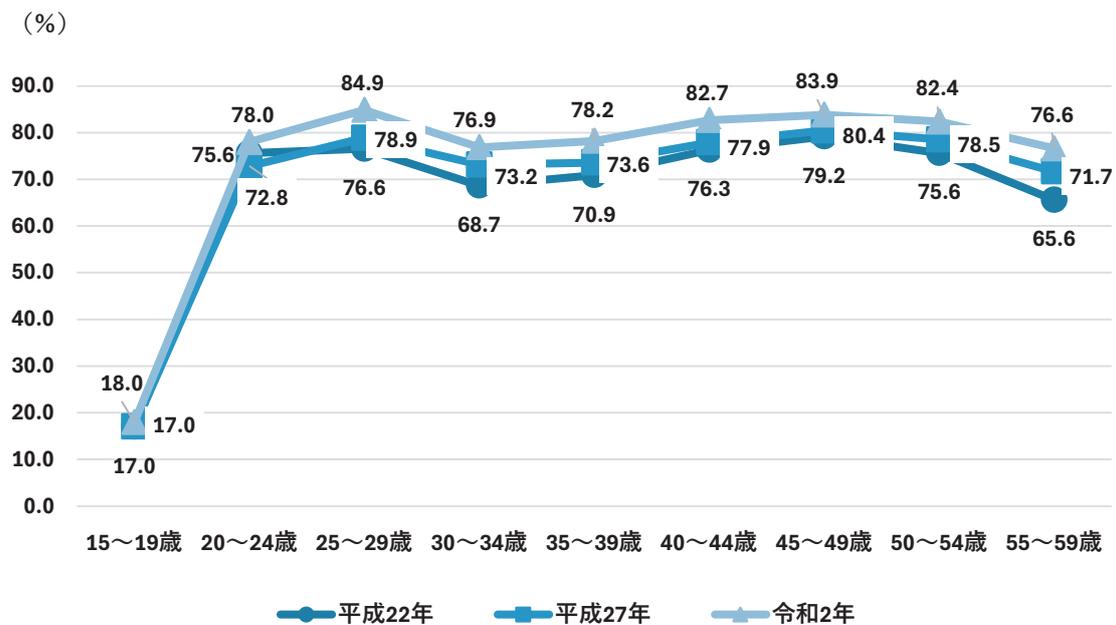
【女性の労働力率の推移（下関市）】

(単位：%)

	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳
平成 22 年 (2010 年)	17.0	75.6	76.6	68.7	70.9	76.3	79.2	75.6	65.6
平成 27 年 (2015 年)	17.0	72.8	78.9	73.2	73.6	77.9	80.4	78.5	71.7
令和2年 (2020 年)	18.0	78.0	84.9	76.9	78.2	82.7	83.9	82.4	76.6

資料：国勢調査

【女性の労働力率の推移（下関市）】



資料：国勢調査

(2) 夫婦の就業状況

- 令和2年の国勢調査における本市の夫婦がいる一般世帯(18歳未満の子どもがいる世帯)の夫・妻ともに就業している割合は68.9%であり、平成27年と比較すると上昇しています。

【夫婦がいる一般世帯(18歳未満の子どもがいる世帯)の就業状況(下関市)] (単位:世帯、%)

区 分	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
夫婦がいる一般世帯	17,255	15,681
夫・妻ともに就業している世帯	10,807	10,812
夫婦がいる一般世帯に占める割合	64.0	68.9

\*平成27年の夫婦がいる一般世帯に占める割合は、就業状況不詳を除く。

資料:国勢調査



## 4 こどもの就園・就学等の状況

### (1) 認定こども園・幼稚園・保育園等の入園児童数の状況

- 入園児童数は減少傾向にありますが、幼稚園と保育園の両方の機能を持ち、保護者の就労の有無に関わらず利用可能な認定こども園は、施設数、入園児童数ともに増加傾向にあります。

【認定こども園・幼稚園・保育園・地域型保育事業所の箇所数】 (単位：箇所)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
認定こども園	23	23	23	23	25	26
幼稚園	15	13	13	13	12	11
保育園	36	36	36	36	34	33
地域型保育事業所	-	-	-	-	-	1
合 計	74	72	72	72	71	71

※休園中の園を除く

\*各年4月1日現在  
資料：幼児保育課

【認定こども園・幼稚園・保育園・地域型保育事業所の入園児童数】 (単位：人)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
認定こども園	2,628	2,635	2,576	2,436	2,593	2,650
幼稚園	981	988	951	910	790	685
保育園	3,530	3,517	3,403	3,287	3,007	2,834
地域型保育事業所	-	-	-	-	-	16
合 計	7,139	7,140	6,930	6,633	6,390	6,185

\*幼稚園には、新制度未移行園を含む。

\*各年4月1日現在(子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園は5月1日現在)  
資料：幼児保育課

【認定こども園・幼稚園・保育園・地域型保育事業所の入園児童数】



(2) 小学校児童数・中学校生徒数の状況

- 本市の小学校児童数は減少傾向にあり、中学校生徒数も令和4年度以降減少傾向にあります。

【小・中学校数】

(単位：校)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
小学校数	47	44	44	42	42	42
中学校数	22	22	22	22	23	23

\*各年度5月1日現在  
資料：学校教育課

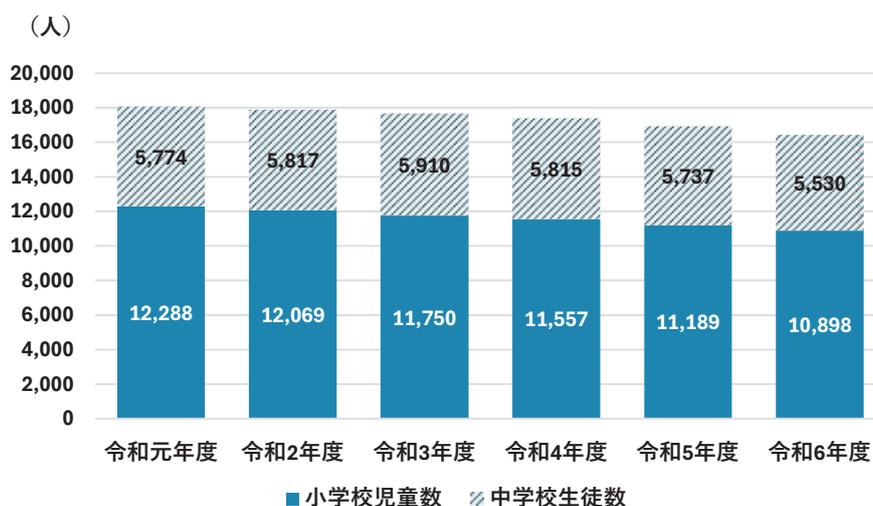
【小・中学校児童生徒数】

(単位：人)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
小学校児童数	12,288	12,069	11,750	11,557	11,189	10,898
中学校生徒数	5,774	5,817	5,910	5,815	5,737	5,530

\*各年度5月1日現在  
資料：学校教育課

【小・中学校児童生徒数】



## 5 こども・若者の貧困を巡る状況

### (1) 生活保護受給世帯の状況

- 令和6年4月1日現在の生活保護率は14.34%で横ばい傾向にあります。

【生活保護受給世帯数】 (単位：世帯、人、%)

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
世帯数	3,204	3,119	3,066	2,991	2,976
人数	3,926	3,811	3,705	3,572	3,555
保護率	15.17	14.88	14.66	14.28	14.34

\*各年度4月1日現在

\*%(パーミル)は人口1,000人あたりの数字

資料：生活支援課

【生活保護受給世帯の児童生徒数】 (単位：世帯、人)

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童生徒のいる世帯数	128	109	96	93	88	80
児童生徒数 A+B	185	154	133	134	132	118
児童数(小学校) A	114	100	87	80	75	72
生徒数(中学校) B	71	54	46	54	57	46

\*各年度4月1日現在

資料：生活支援課

【生活保護受給世帯の進学率】 (単位：%)

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
高等学校等進学率	87.5	95.5	62.5	80.0	83.3	71.4
大学等進学率	21.1	12.0	36.0	22.2	27.8	23.1

\*各年度とも翌年4月1日現在

資料：生活支援課

### (2) 就学援助認定者数の状況 (小学校・中学校)

- 本市の就学援助認定者数の推移をみると、年々減少しており、令和5年度で小学校就学援助認定者数が1,603人、認定率が14.3%、中学校就学援助認定者数が1,128人、認定率が18.7%となっています。

【就学援助認定者数（小学校）】

（単位：人、％）

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
就学援助認定者数	2,604	2,425	2,049	1,864	1,603
認定率	21.2	20.1	17.4	16.1	14.3

\*各年度3月31日現在  
資料：学校教育課

【就学援助認定者数（中学校）】

（単位：人、％）

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
就学援助認定者数	1,533	1,493	1,329	1,211	1,128
認定率	25.2	24.4	21.4	19.8	18.7

\*各年度3月31日現在  
資料：学校教育課



---

## 第3章 “For Kids”プラン2020の取組と課題

---



# 第3章 “For Kids”プラン2020の取組と課題

## 1 すべての子育て家庭をライフステージを通じて切れ目なく支える環境づくりについて

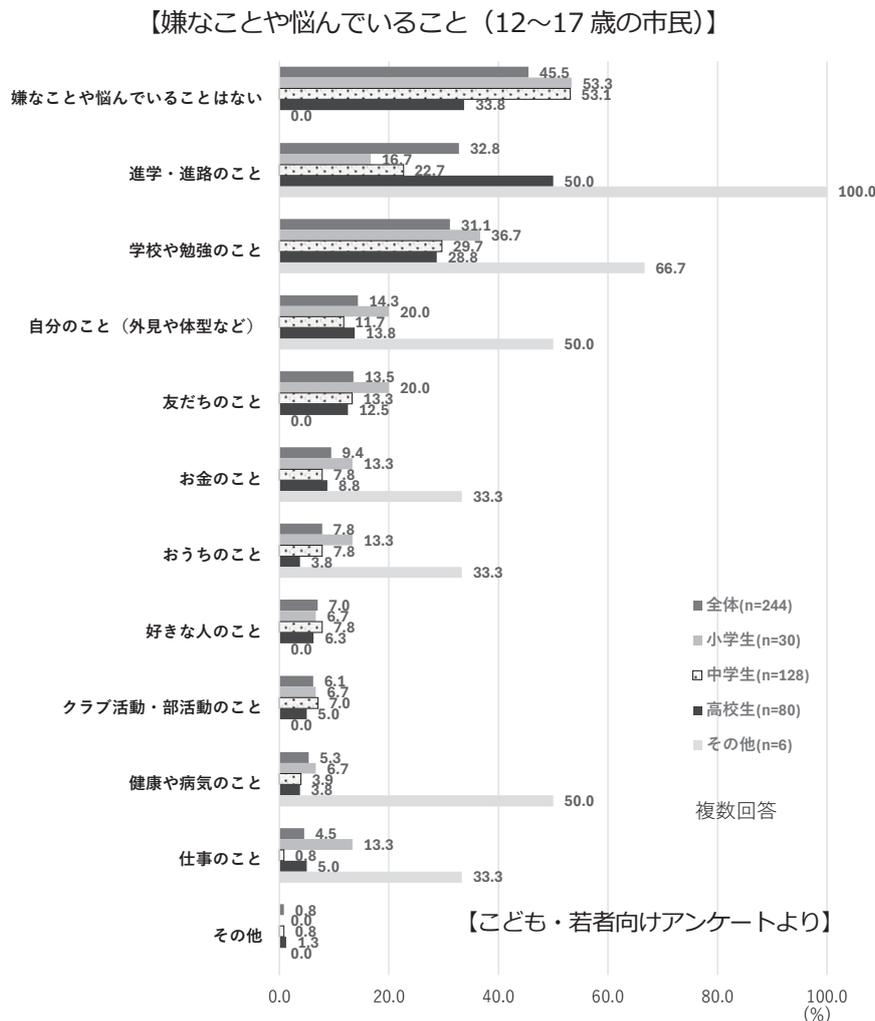
### (1) こども・若者の権利擁護

#### 〔主な取組〕

- こども・若者への意見聴取について、声を聴かれにくいこども・若者に対しては、利用したり生活したりしている施設等を訪問した上で、こども・若者が意見を言いやすい雰囲気づくりを行い、こども・若者の意見を引き出すファシリテーターを交えて意見聴取しました。また、主要な意見や提案については、その実現可能性など整理検討した上で、意見表明者を施設訪問し、検討内容をフィードバックした上で、対話しながらともに未来を描いていく、こども・若者が更に意見表明をしたくなるような機会づくりに取り組んでいます。

#### 〔アンケート結果〕

- 12～17歳の市民に、嫌なことや悩んでいることについて尋ねたところ、「嫌なことや悩んでいることはない」と回答した割合が最も高い一方、「進学・進路のこと」や「学校や勉強のこと」が3割超となっています。



〔課題〕

- こども・若者の視点に立って意見を聴き、こども・若者にとって一番の利益を考え、こども・若者と家庭の福祉や健康の向上を支援した上で、こども・若者の権利を守るための取組を進めていくことが必要です。
- こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明したり、社会参画につなげていくための環境づくりを行うことが必要です。
- 困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこども・若者等については特に留意しつつ、「こどもとともに」という姿勢で、こども・若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しすることが必要です。
- こども・若者の権利擁護について市民への普及啓発活動を推進することが必要です。

(2) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実

〔主な取組〕

- 平成27年3月に本庁内に、平成30年4月には各保健センターに「妊娠・子育てサポートセンター(子育て世代包括支援センター)」を設置し、妊産婦等からの様々な相談に応じました。
- 児童福祉法の改正により、令和6年4月には、母子保健と児童福祉の一体的、包括的な支援を行う機関として、既存の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の両機能を併せ持つ「こども家庭センター」を設置しました。
- 市内8箇所の保健センターでは、子育て世代包括支援センターとしての機能はこれまでどおり維持し、こども家庭センターの「地域の窓口」として妊娠期から子育て期を通じて切れ目のない支援を行っています。
- 母親学級や両親学級を開催し、間もなく父親・母親になる人を対象に妊娠から出産、育児について、正しい知識の普及を図っています。

【母親学級の実施状況】

(単位：回、人)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
開催回数	11	8	6	5	12
参加延べ人数	215	70	55	40	127

\*各年度3月31日現在  
資料：健康推進課

- 保健センターでは、保健師等の専門職が妊娠届出時の全数面談や、生後4か月までの乳児家庭全戸訪問を実施し、育児に関する助言や情報提供等を行うとともに、支援が必要な家庭を適切なサービスにつなげています。

【下関市乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）訪問率】（単位：％、人）

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問率	91.0	90.9	86.5	93.9	98.8
対象数	1,612	1,432	1,357	1,365	1,217
訪問数	1,467	1,301	1,174	1,282	1,202

\*各年度3月31日現在  
資料:健康推進課

- 母性の健康管理と乳幼児の健やかな成長発達を図るため、妊産婦及び乳幼児に対して健康診査を実施し、適切な指導や助言、健康の保持増進、異常の早期発見を行っています。

【乳幼児健康診査受診率】（単位：％）

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1か月児	96.0	96.6	96.8	99.3	97.4
3か月児	98.7	94.7	96.9	99.1	99.1
7か月児	99.1	98.0	97.8	98.3	94.5
1歳6か月児	99.6	96.1	92.9	96.2	98.2
3歳児	95.6	95.4	92.5	94.3	95.9

\*各年度3月31日現在  
資料:健康推進課

- 健康診査や育児相談等において、こどもの発達が気になる保護者等に対して、専門の小児科医や心理士等による相談支援を行い、必要に応じて療育機関等につないでいます。
- 幼児(5歳児)発達相談推進事業を実施し、園や関係機関と連携を図り、より良い就学に向けて支援を行っています。

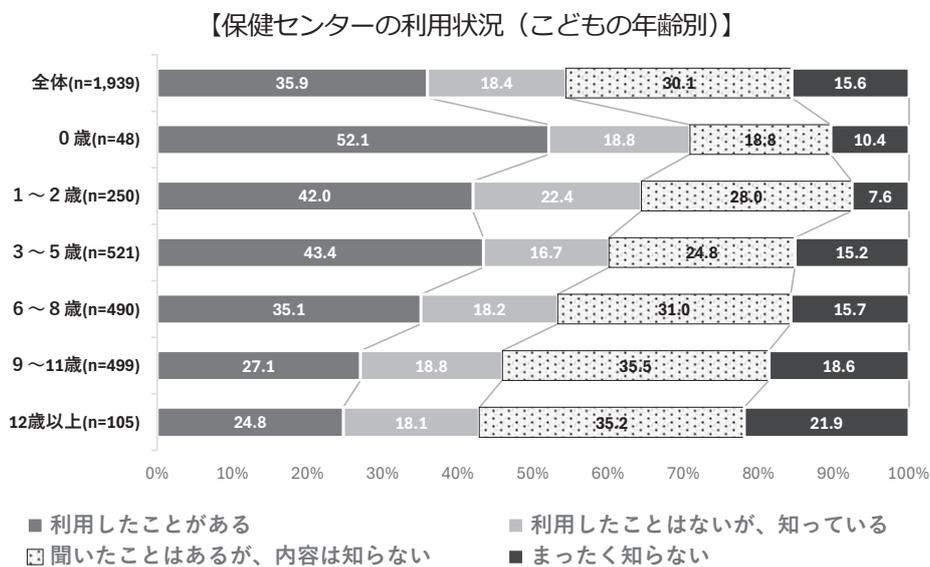
【子どもの心とからだの相談室の実施状況】（単位：回、人）

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
開催回数	23	20	18	20	22
参加延べ人数	60	47	46	42	57

\*各年度3月31日現在  
資料:健康推進課

〔アンケート結果〕

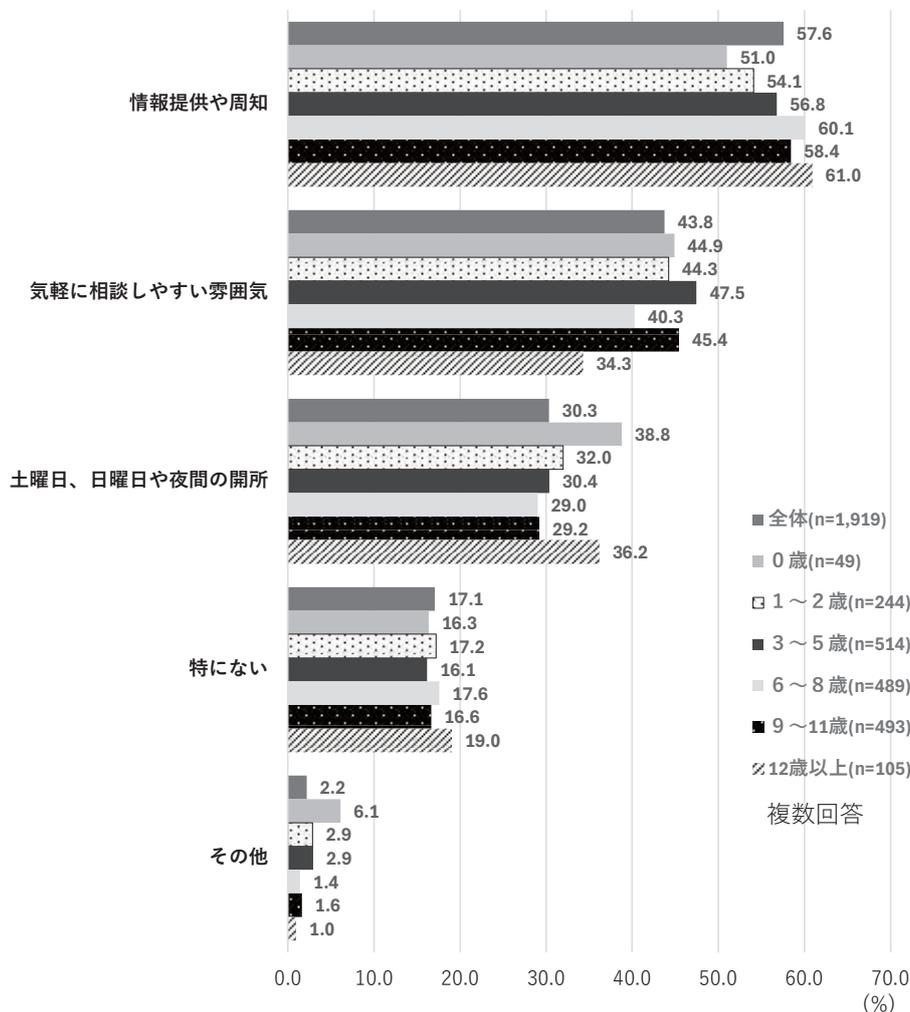
- 保健センターを「利用したことがある」割合は 35.9%であり、こどもの年齢が低いほど高い傾向にあります。



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

- 保健センターが利用しやすい場となるために必要なこととして、「情報提供や周知(場所や利用日、利用時間、どのような支援を受けることができるか)」の割合が最も高くなっています。

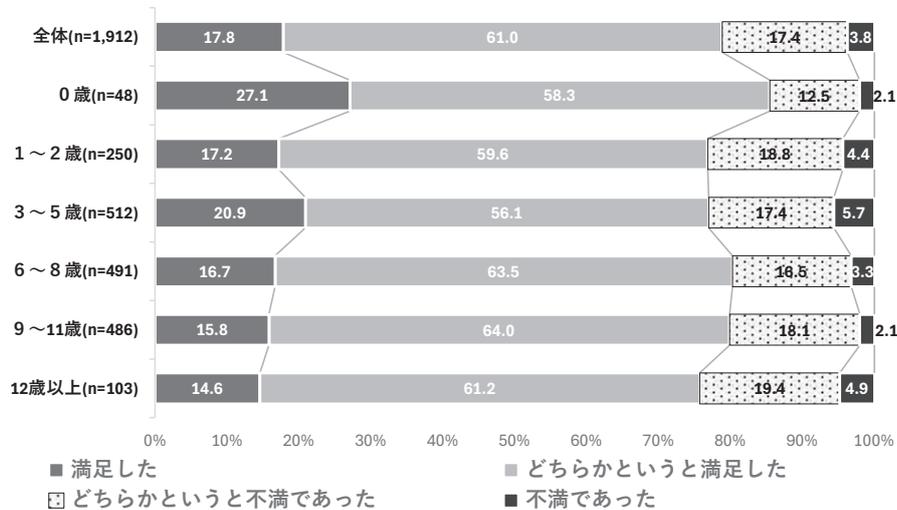
【保健センターが利用しやすい場となるために必要なこと (こどもの年齢別)】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

- 妊娠中・出産時の支援体制に『満足した』(「満足した」+「どちらかという満足した」と回答した割合は約8割でした。

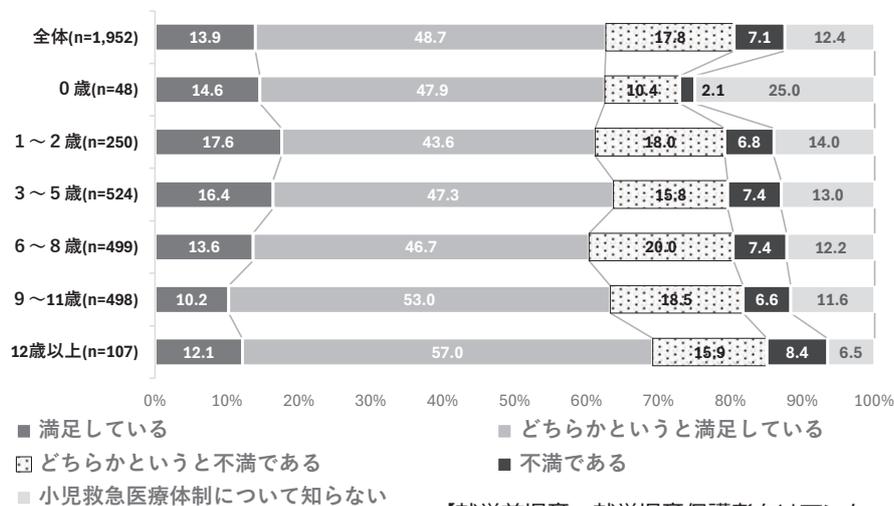
【妊娠中・出産時の支援体制への満足度(こどもの年齢別)】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

- 小児救急医療体制に『満足している』(「満足している」+「どちらかという満足している」と回答した割合は6割を超えました。

【小児救急医療体制への満足度(こどもの年齢別)】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

〔課題〕

- こども家庭センターや各保健センターが、妊娠期から子育て期を通じて切れ目のない継続的な支援を提供するために、すべての子育て家庭にとって身近な相談窓口として十分周知される必要があります。
- 子育ては、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、こども・若者や子育て当事者の状況に応じて、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、社会全体で子育て当事者を支えていく必要があります。

### (3) すべての子育て家庭への支援の充実

#### 〔主な取組〕

- ふくふくこども館や児童館等のイベント、各種子育て支援関連施設、公園などの遊び場や赤ちゃんの駅設置施設などの情報をしもまちプラスなど\*を通じて提供しています。  
\*しもまちプラスは用語解説参照
- 認定こども園、幼稚園、保育園の入所児童の保護者や地域の子育て家庭に対する支援を図るため、育児に関する相談や援助を実施しています。
- 認定こども園、幼稚園の在園児を対象とした一時預かりの拡充を図りました。

【認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の実施状況】（単位：箇所、人）

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
箇所数	27	28	27	27	30
利用延べ人数	26,414	25,888	22,483	22,707	25,116

\*各年度3月31日現在  
資料：幼児保育課

【認定こども園・保育園における在園児以外を対象とした一時預かり事業の実施状況】

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
箇所数	52	51	49	51	51
利用延べ人数	5,497	3,719	3,539	3,196	2,932

\*各年度3月31日現在  
資料：幼児保育課

【子育て支援センター・子育てひろばにおける一時預かり事業の実施状況】（単位：箇所、人）

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
箇所数	2	2	2	2	2
利用延べ人数	1,096	551	424	601	807

\*各年度3月31日現在  
資料：子育て政策課

- 育児の援助を受けたい人で行いたい人が、それぞれ依頼会員と提供会員として助けあう事業であるファミリー・サポート・センター事業を実施することで、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、保育施設等までの送迎や、冠婚葬祭や他のこどもの学校行事の際のこどもの預かりなど、多様なニーズへの対応を図ることで、子育て家庭の負担を軽減し、仕事と育児が両立できる環境整備に取り組んでいます。

【ファミリー・サポート・センター事業の実施状況】（単位：人、件）

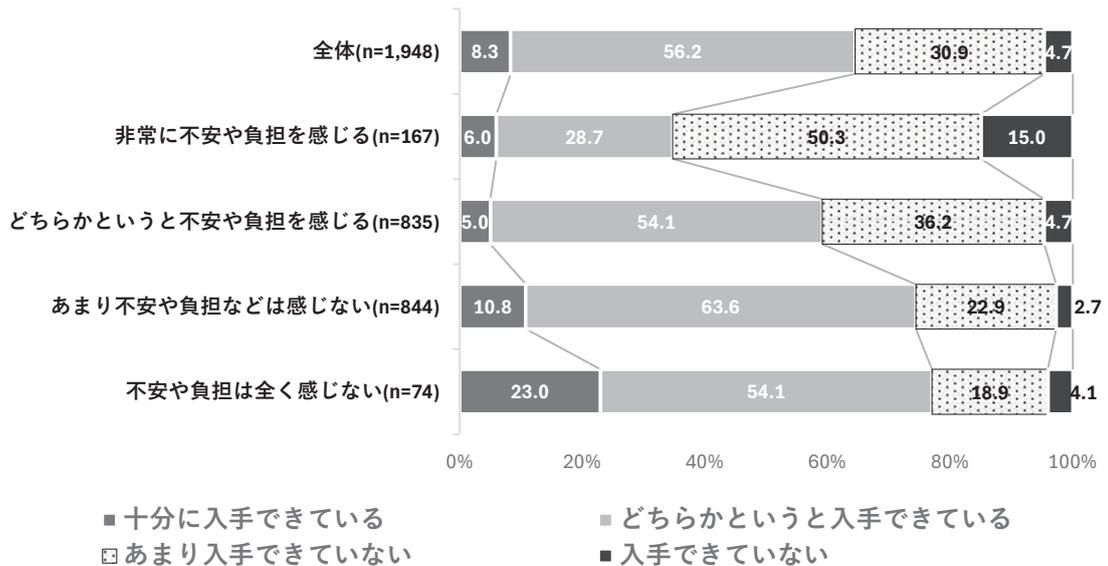
区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
登録会員数	1,038	1,049	1,057	1,087	1,143
活動件数	2,337	2,545	2,754	2,641	2,451

\*各年度3月31日現在  
資料：子育て政策課

〔アンケート結果〕

- 子育て支援に関する情報を『入手できている』（「十分に入手できている」+「どちらかというとなんと入手できている」）と回答した割合は6割を超えています（64.5%：5年前調査60.3%）。
- 子育てに関する不安や負担の程度別にみると、『入手できていない』（「入手できていない」+「あまり入手できていない」）と回答したのは、「不安や負担は全く感じない」層では23.0%、「非常に不安や負担を感じる」層では、65.3%となっています。

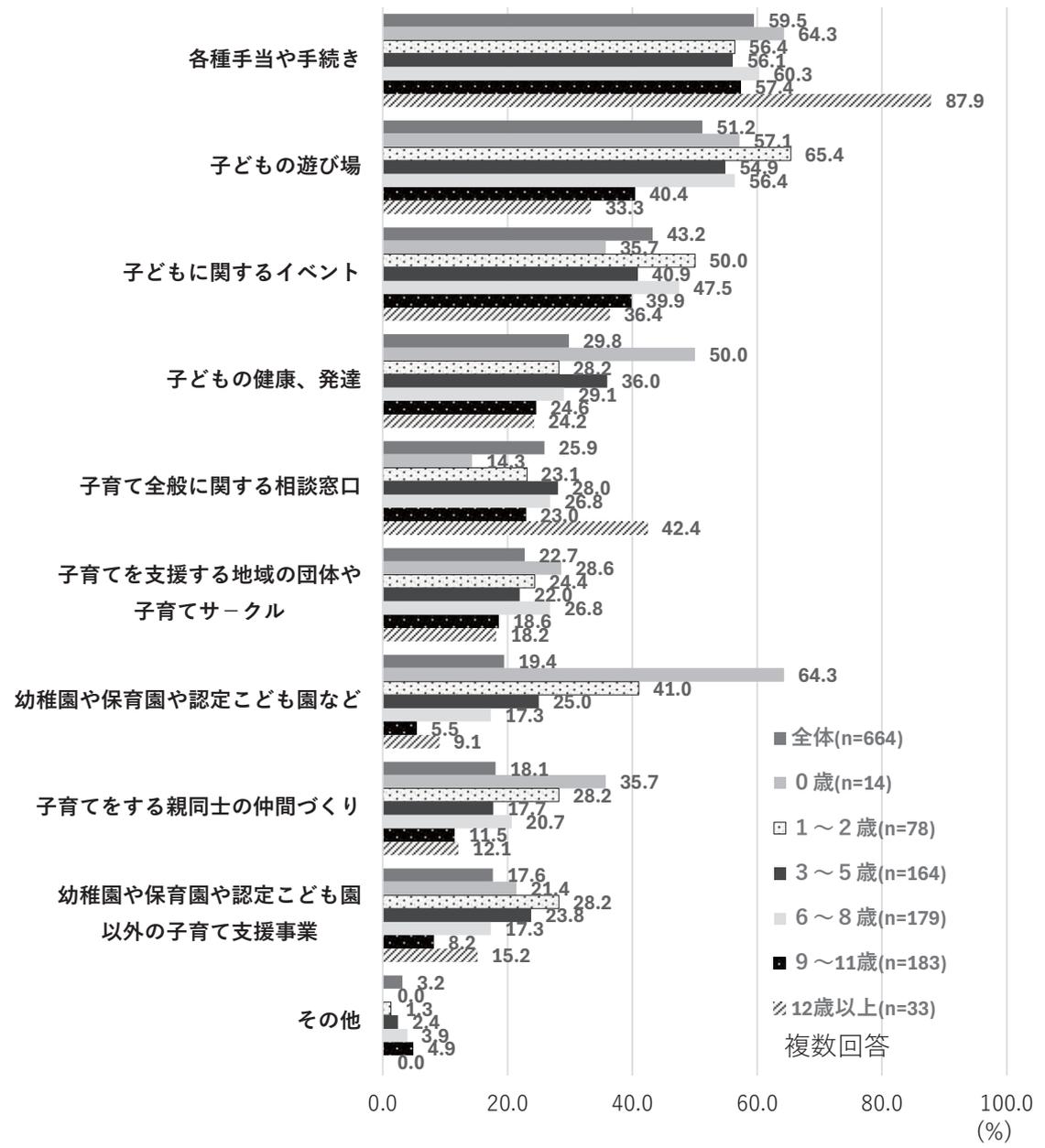
【子育て支援に関する情報の入手状況（子育てに関する不安や負担の有無別）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

- 『入手できていない』(「入手できていない」+「あまり入手できていない」)と回答した家庭の不足している情報は、「各種手当や手続きに関する情報」、「子どもの遊び場の情報」、「子どもに関するイベントの情報」の割合が上位となっています。

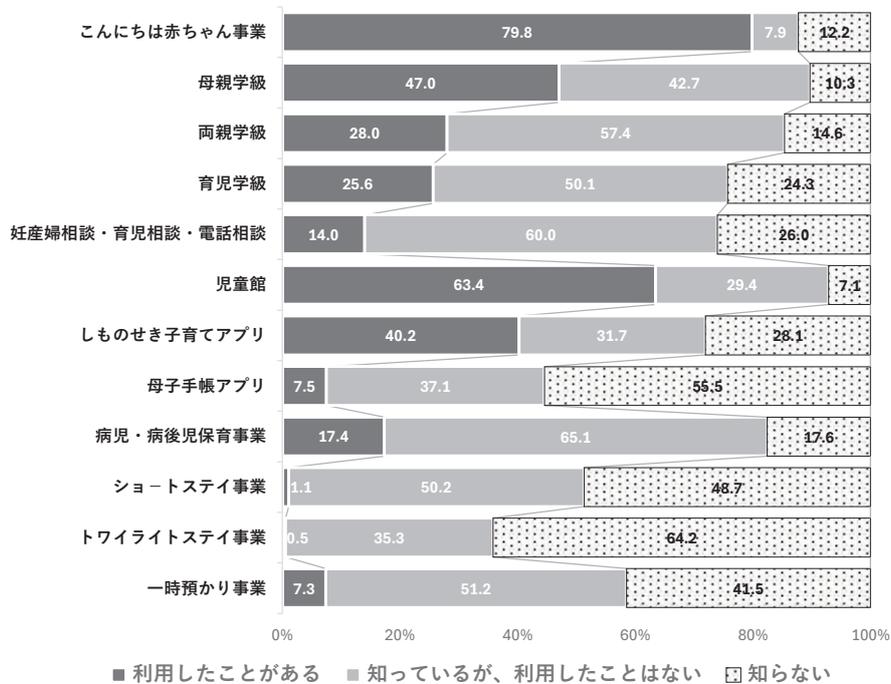
【不足していると思う子育て支援に関する情報（こどもの年齢別）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

- 子育て支援サービスの利用経験・認知度は、「児童館」、「母親学級」、「こんにちは赤ちゃん事業」、「両親学級」、「病児・病後児保育事業」は8割を超えていますが、「母子手帳アプリ」は4割台、「トワイライトステイ事業」は3割台と低くなっています。

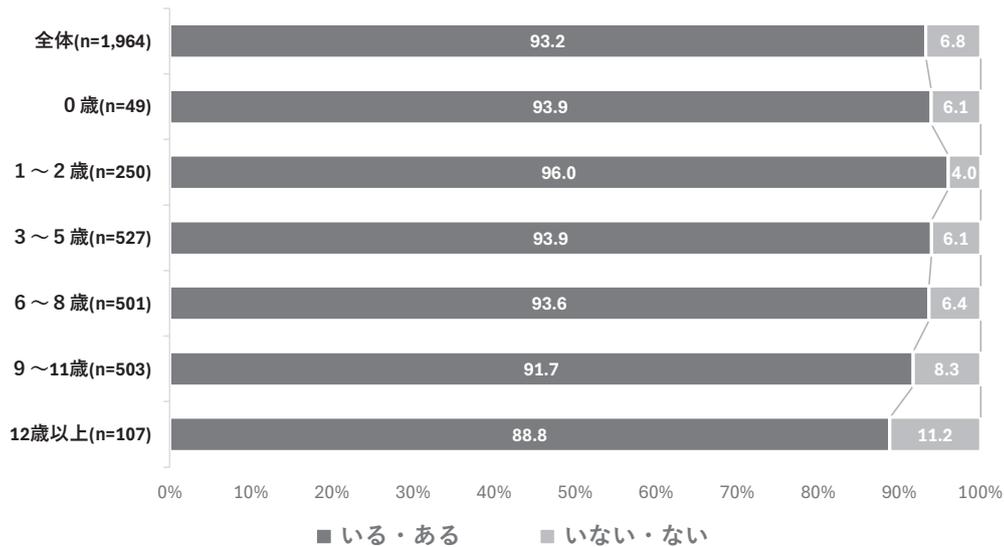
【子育て支援事業の利用経験、認知度】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

- 子育て・教育をする上で気軽に相談できる人(場所)が「いない・ない」と回答した割合が6.8%(5年前調査:3.8%)となっています。

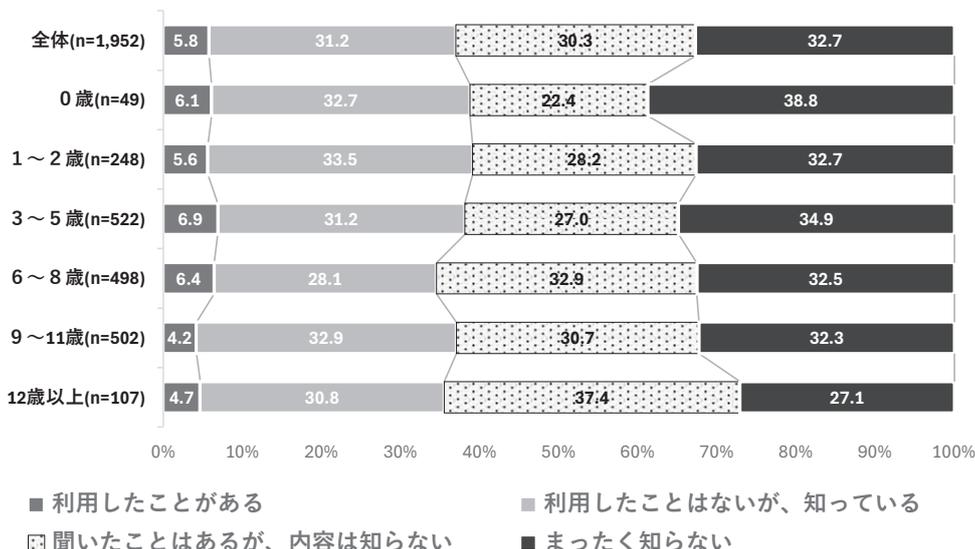
【子育てについての相談先の有無 (こどもの年齢別)】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

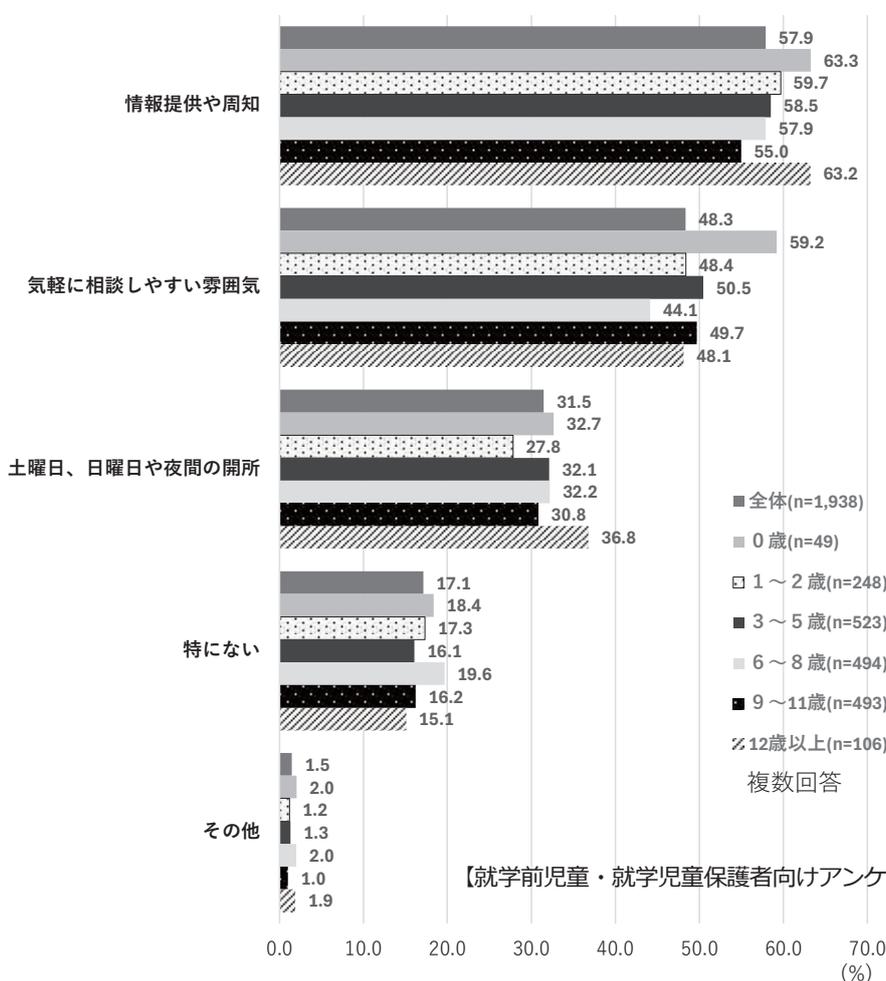
- 公的相談窓口を「まったく知らない」、「内容は知らない」と回答した割合が6割を超えています。
- 公的相談窓口が利用しやすい場となるために必要なことは、「情報提供や周知(場所や利用日、利用時間、どのような相談ができるか)」の割合が約6割となっています。

【公的相談窓口の利用状況（こどもの年齢別）】



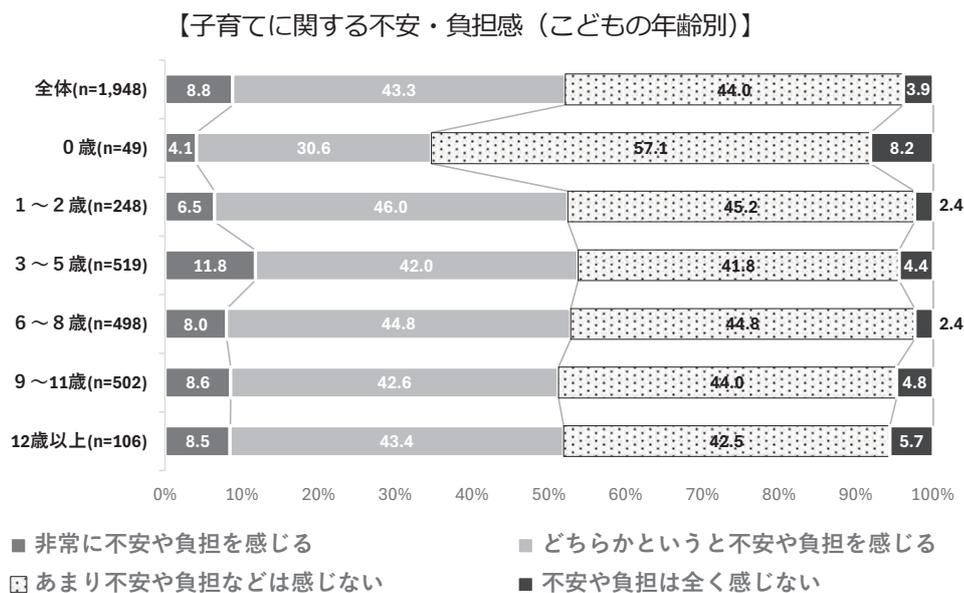
【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

【公的相談窓口が利用しやすい場となるために必要なこと（こどもの年齢別）】



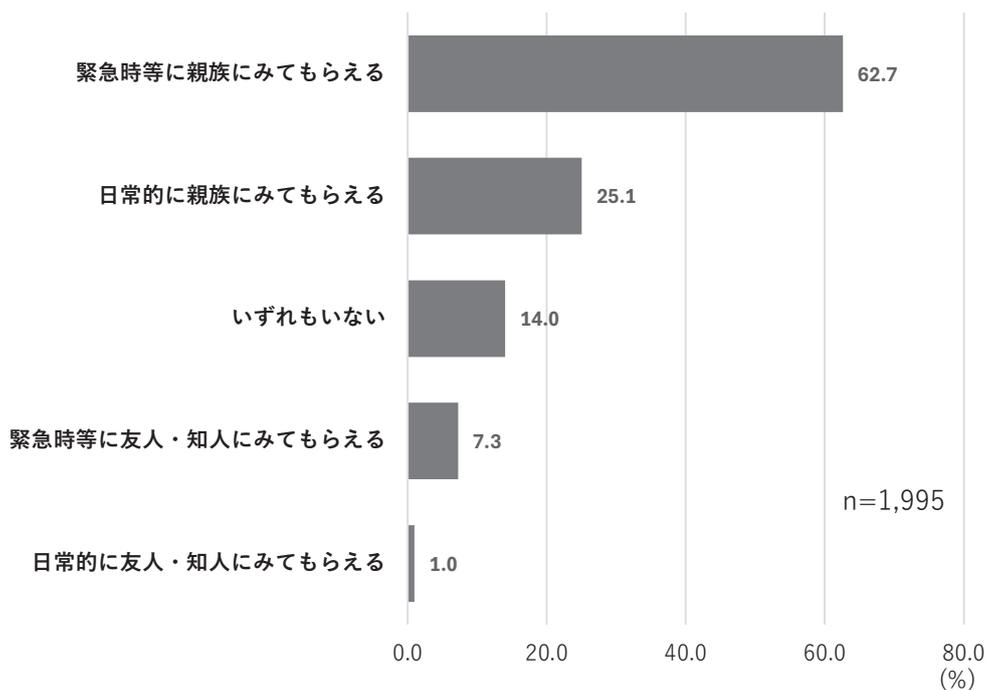
【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

- 子育てに関する『不安や負担を感じる』（「非常に不安や負担を感じる」+「どちらかという  
と不安や負担を感じる」）と回答した割合が5割を超えています。
- こどもをみてもらえる親族・知人の有無について、「いずれもない」と回答した割合は  
14.0%となっています。
- 子育てについて悩んでいること、気になることとして、「子どもの健康や発育・発達に関  
すること」、「子育てに必要な経済的負担が大きいこと」、「子どもの性格や癖のこと」の割合  
が上位となっており、いずれの項目も不安や負担を感じる層の回答割合が、感じない層を  
大きく上回っています。



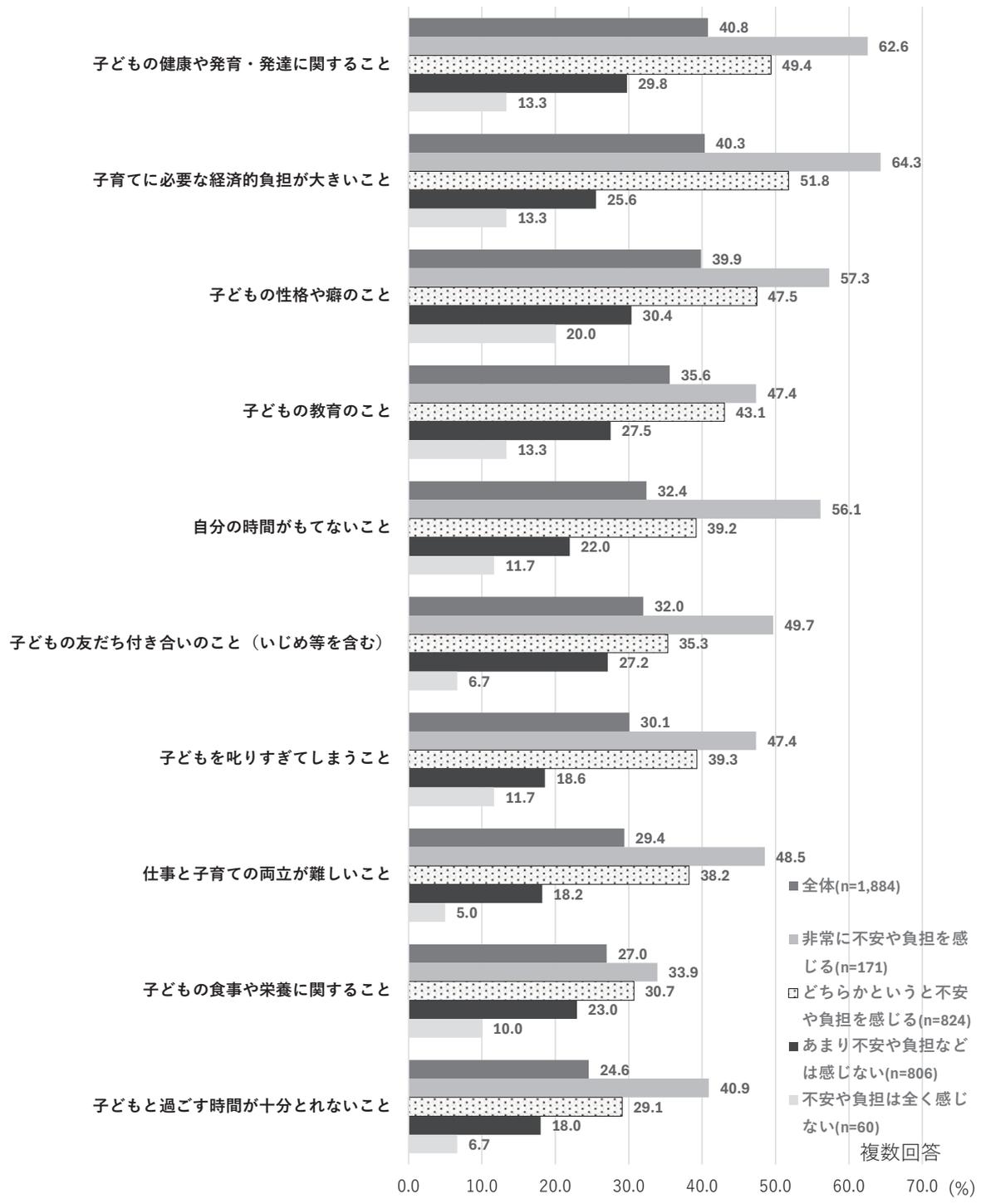
【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

【こどもをみてもらえる親族・知人の有無】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

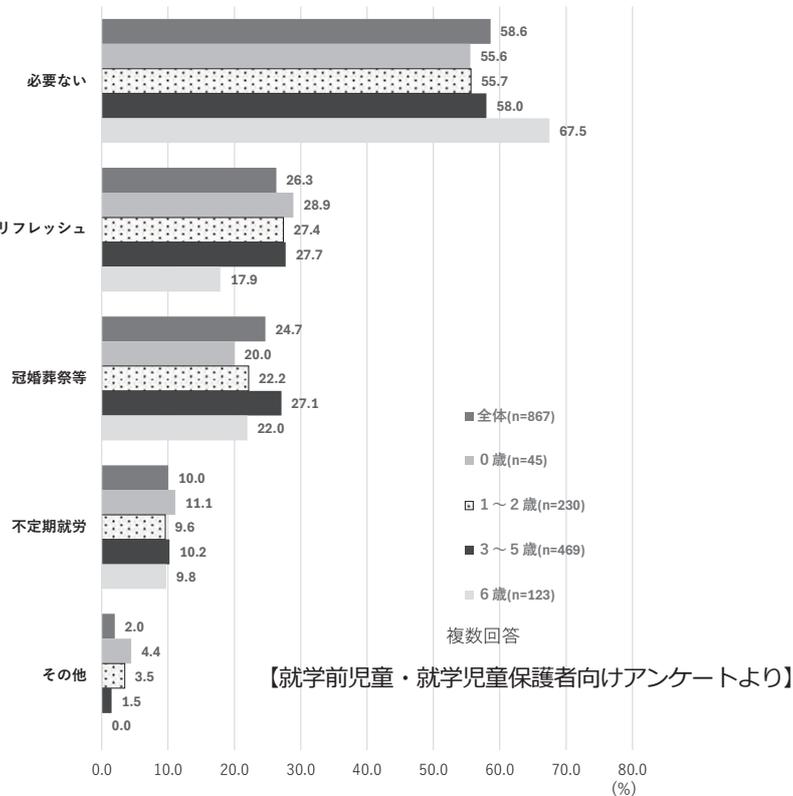
【子育てについて悩んでいること・気になること（上位10項目・不安や負担の有無別）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

- 一時的な保育事業の利用意向がある割合は4割程度となっています。

【不定期にこどもを預ける事業の利用希望（こどもの年齢別）】



〔団体・事業所等調査結果〕

- 産前や産後に一時預かりを利用したいが母親以外に送迎できる人、頼める人がいないという保護者がいます。(子育て支援団体)
- ママたちは、復職までの間に、親子でたくさんの経験をしたり、親同士のつながりや情報を求めているように思います。(子育て支援団体)
- 親同士の関係も希薄なため子育ての情報を得るのが難しく、問題が生じてもどう処理して良いか分からず、手を貸して欲しいと思う保護者は多いと感じます。(子育て支援団体)
- 自分のことは自分でやらないといけない、甘えてはいけない、と厳しく自分を律している人が多いように感じます。(子育て支援団体)
- 必要な情報がない、または情報がありすぎてどれが正しいかわからないと感じている保護者がいます。(子育て支援団体)

〔課題〕

- ニーズとのミスマッチを防ぐためにも、情報技術の進化や利用者の変化に応じ、効果的な情報提供方法を検討し、充実を図ることが必要です。
- 相談窓口等の認知度が低いことから、相談窓口の情報を子育て家庭に周知することが重要です。

- 相談窓口等を利用しやすい体制の構築や、他の事業・地域の支援から窓口等につなげるなど、情報技術の進化や利用者の変化に応じ、様々な利用のきっかけづくりを進めることが必要です。
- 近隣に子どもをみてもらえる人がいない家庭があることや、定期的な教育・保育事業を利用していない家庭では、母親が一時的に育児から離れることで育児の負担を軽減することも必要であることから、保育園等の施設による一時預かりとともに、地域の団体が実施するサービス等も合わせ、提供量や利用しやすい体制など、事業の充実を図ることが必要です。



## 2 こども・若者の健やかな成長を支える環境づくりについて

### (1) 就学前の教育・保育の総合的な提供

〔主な取組〕

- 令和6年度までに市立の認定こども園を、本庁区域、山陽区域、川中・勝山区域、菊川区域、豊浦区域、豊田区域、豊北区域に10園整備しました。
- 公立・私立の合計で、幼稚園から7園、保育園から12園が認定こども園に移行しました。
- 令和5年10月から、本市初となる地域型保育事業を導入し、高まる保育ニーズに対応しました。
- 本市においては令和6年4月1日現在、本市における待機児童はゼロとなっていますが、例年、年度途中から0歳児を中心に待機児童が多く発生しています。

【認定こども園の整備状況】

(単位：園)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
施設数	23	23	23	23	25	26
幼稚園・保育園を統合	6	6	6	6	7	7
保育園から移行	10	10	10	10	11	12
幼稚園から移行	7	7	7	7	7	7

\*各年度4月1日現在  
資料：幼児保育課

【市立認定こども園の整備状況】

(単位：園)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
施設数	9	9	9	9	10	10

\*各年度4月1日現在  
資料：幼児保育課

【教育・保育の利用定員数】

(単位：人)

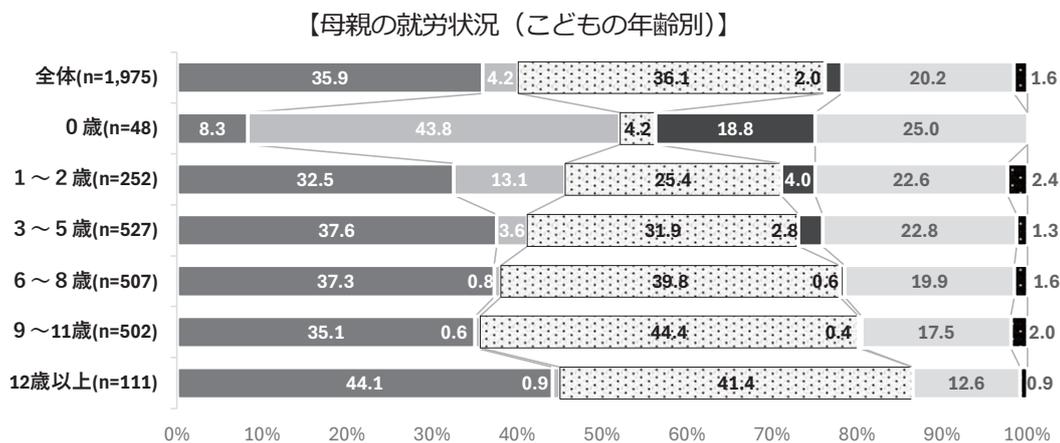
区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
1号利用定員数*	1,910	1,804	2,374	2,324	2,144	1,808
2号利用定員数*	3,510	3,518	3,436	3,426	3,398	3,397
3号利用認定数*	2,138	2,136	2,146	2,106	2,116	2,158
0歳	468	460	454	448	465	471
1~2歳	1,670	1,676	1,692	1,658	1,651	1,687
合 計	7,558	7,458	7,956	7,856	7,658	7,363

\*認定区分は用語解説参照

\*各年度4月1日現在  
資料：幼児保育課

[アンケート結果]

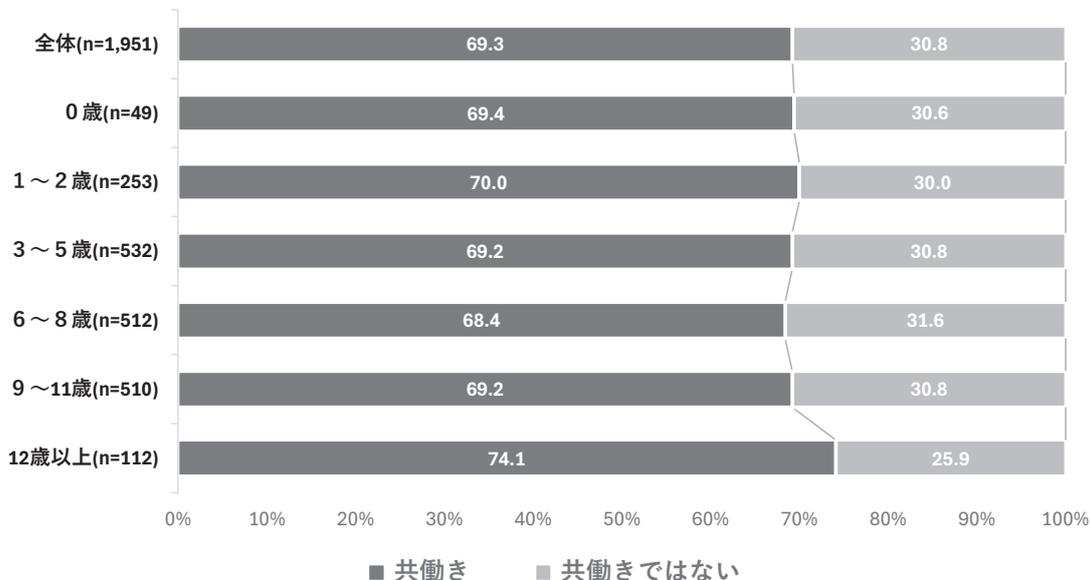
- 母親の就労状況については、「フルタイムで就労している」と回答した割合が 40.1%(5年前調査 35.6%)、「パート、アルバイト等で就労している」と回答した割合が 38.1%(5年前調査 28.7%)となっています。
- 両親ともに就労している家庭の割合は、約7割(69.3%:5年前調査 57.8%)となっています。



- フルタイムで就労している
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休等を取得中である
- ▣ パート・アルバイト等で就労している
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休等を取得中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない

【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

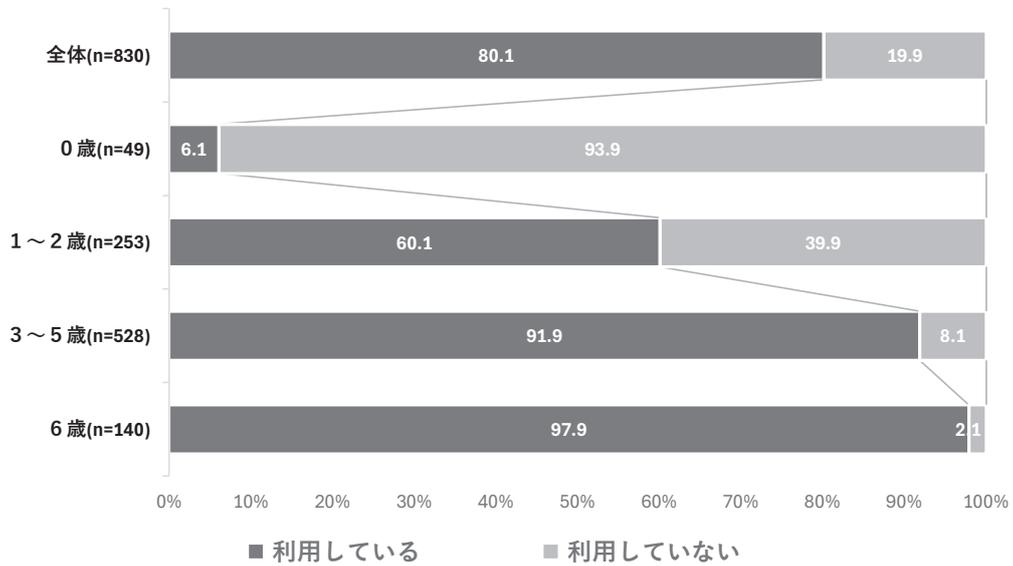
【両親の共働きの状況（こどもの年齢別）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

- 就学前児童の教育・保育事業を利用している割合は、0歳で 6.1%、1～2 歳で 60.1%、3～5 歳で 91.9%となっており、年齢が高くなるほど、高くなっています。

【教育・保育事業の利用状況（就学前児童・こどもの年齢別）】

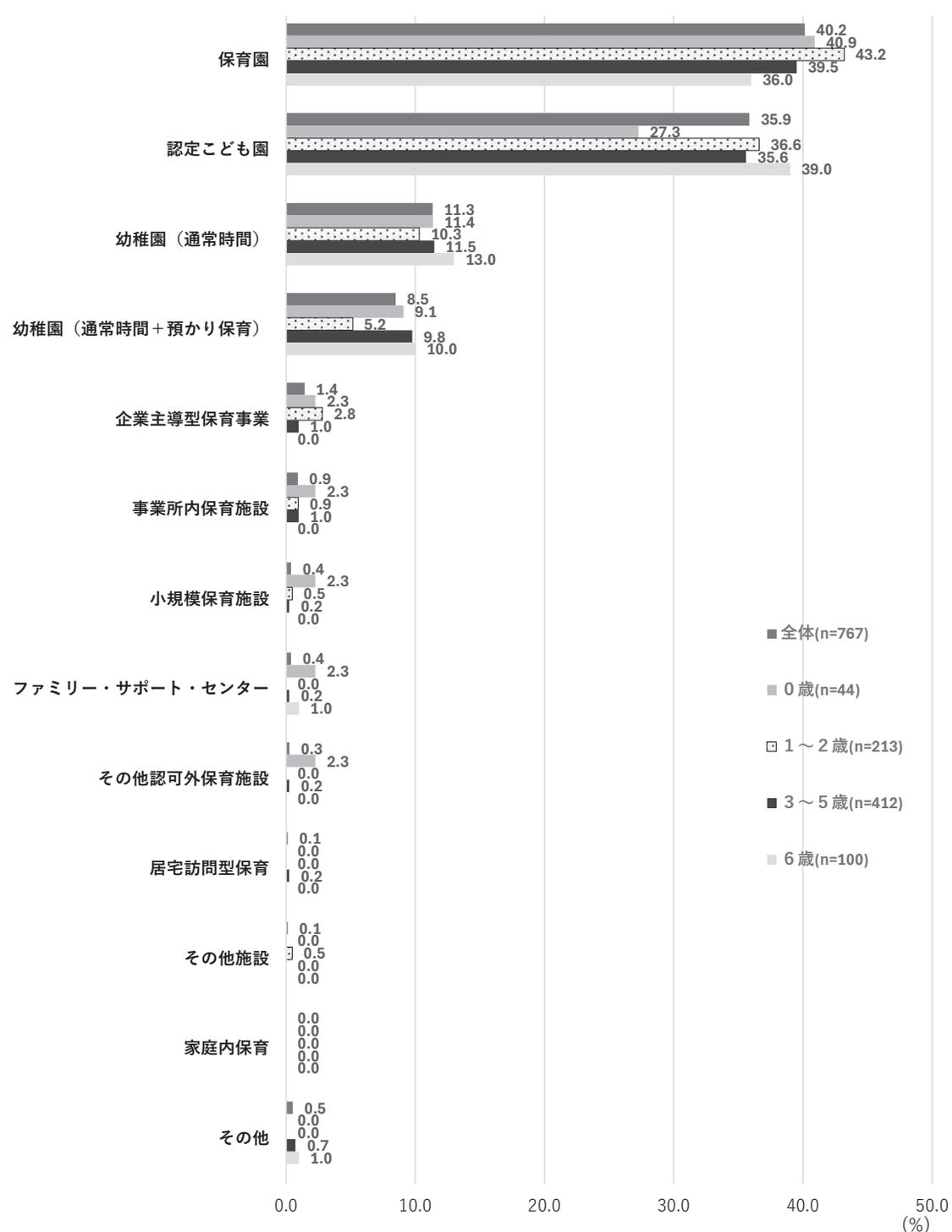


【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】



- 就学前児童の保護者が平日の教育・保育事業で1番目に利用を希望する施設や事業については、「保育園」と回答した割合が最も高く、次いで「認定こども園」、「幼稚園(通常の時間の利用)」の順となっています。年齢別にみると、「保育園」と回答した割合は0歳、1～2歳、3～5歳で最も高い一方、6歳では「認定こども園」が最も高くなっています。

【平日の教育・保育事業利用希望1位（就学前児童・こどもの年齢別）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

〔団体・事業所等調査結果〕

- 保育園への入所の難しさ(特に3歳未満児)を感じている母親が見受けられます。(子育て支援団体)
- 育児休業明けで保育園に入れず、復職に支障を来すことのある社員がいます。(事業所)

〔課題〕

- 両親が共働きである家庭の増加など、家族形態の変化や就労形態の多様化や社会情勢の変化により、教育・保育事業に求められるニーズも多様化しており、様々な状況に応じたバランスのよい教育・保育事業の提供体制の整備と施設等利用給付の円滑な実施が必要です。
- 教育・保育の提供量の拡充を図ってきましたが、潜在的な利用意向や教育・保育の無償化による動向を踏まえ、ニーズに対応した提供体制の整備が必要です。
- 幼児教育・保育の質向上に資するため、保育士の確保・人材育成、教育・保育に関する専門性を有する職員の配置に努める必要があります。

(2) こども達一人ひとりの生き抜く力の育成

〔主な取組〕

- 下関市教育大綱に基づき、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を3つの柱として「生き抜く力」を育成するとともに、こども達の状況に応じたきめ細かな教育を推進しています。
- 外国語指導助手(略称「ALT」)を下関商業高校及び市内公立小・中学校等に派遣し、外国語教育の改善・充実に努めるとともに、「ALT」との交流を通して国際交流及び相互理解を図っています。

【外国語指導助手の状況】

(単位：人)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
派遣人数	10	4	10	8	8

\*各年度3月31日現在  
資料：教育研修課

- 小・中学校に導入したコンピュータの活用ができる教員の育成を図っています。
- フリースクールと不登校児童生徒に関する情報を共有し、協働の取組をコーディネートすることにより、児童生徒の心の居場所と絆づくりの場を提供しています。
- 特別な支援を要するこどもの早期発見、早期支援のため、関係機関と連携を強化しながら就学相談等の充実を図るとともに、一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を行っています。

【特別支援教育の状況（小・中学校）】

(単位：箇所、人)

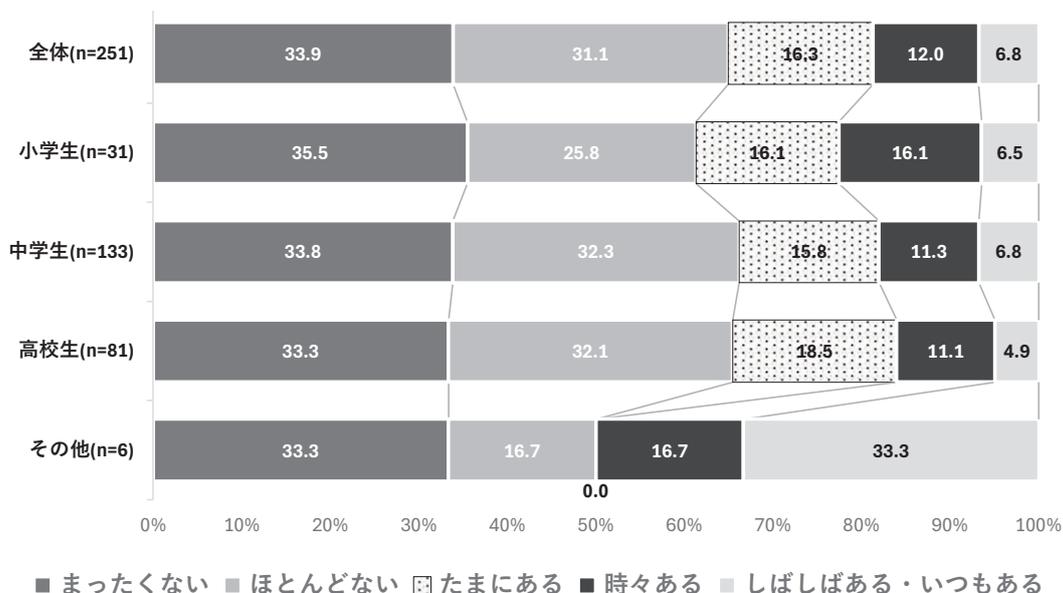
区 分		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
特別支援 学級	設置数	162	164	169	175	180
	児童生徒数	633	679	721	755	784
通級指導 教室	設置数	8	8	10	12	13
	児童生徒数	424	420	449	444	460

\*各年度5月1日現在  
資料:学校教育課

〔アンケート結果〕

- 12～17歳の市民に、孤独感を感じるかについて尋ねたところ、小学生では「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・いつもある」の合計が約4割と、中学生や高校生を上回っています。

【孤独感を感じるか（12～17歳の市民）】



【こども・若者向けアンケートより】

〔課題〕

- 少子高齢化の進行、経済格差の拡大、グローバル化・高度情報化の進展等により社会情勢が急速に変化している中で、こども達が持続可能な社会の創り手として、未来に向けて歩いていくことができるよう、その基礎となる「生き抜く力」を養う必要があります。
- 児童生徒への1人1台のタブレットの導入等の ICT 環境の整備により、教育の基礎的なルールとして ICT の活用が必要です。
- こども・若者の健全育成を図る上で、いじめや自殺、犯罪・非行といった問題の発生を防ぐための対策強化が必要です。

### (3) こども・若者と家庭が地域で学び・育つ環境づくり

#### 〔主な取組〕

- 様々な場において、こどもが学ぶ機会を提供しました。

#### 【こどもが学ぶ機会の実施状況】

区 分		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
放課後子供教室	実施箇所数 (小学校)	24校	23校	22校	21校	20校
こども達が放課後等に、多様な体験・活動を行うことができるよう地域住民の参画による教育支援活動を行う。(生涯学習課)						
環境教室	参加者満足度 (5段階評価)	4.7	4.8	4.2	4.9	4.5
簡単な実験等を通して、身のまわりの環境問題に対する理解を深める。 (環境政策課)						
火の山野あそび クラブ	開催回数	1回	6回	3回	3回	2回
集団生活を伴った様々な体験活動を通じて、自立性や協調性を育むと同時に、自然環境及び地域社会への理解を深め、総合的な生きる力を醸成し、感性豊かなこどもを育成することを目的とした事業を行う。 (観光施設課)						
トランポリン	利用人数	684人	640人	685人	436人	220人
トランポリンを使って、音楽に合わせて歩く・走る・飛ぶなどを行い、体幹を鍛え運動神経の発達につなげる。 (観光施設課)						
子ども体験 プログラム	参加者数	582人	398人	463人	441人	251人
青年の家で、小学生を対象に様々な自然体験活動を通して、友情の輪を広げ、集団生活の基礎を習得する。 (生涯学習課)						
みなとの見学会	開催回数	8回	0回	2回	1回	2回
国際航路をもつ下関港を通して、国際社会体験や港の重要性を認識する。港湾施設の見学、模擬パスポートを使った入国管理局による出入国体験、関釜フェリー「はまゆう」船内見学、下関税関支署による税関業務実演を行う。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により実施無し。 (港湾局振興課)						
こども造形教室	開催回数	1回	2回	6回	6回	6回
市民が美術に親しみ、理解を深めるために開催している造形教室の一環として、小学生を対象に開催する。 (美術館)						

\*各年度3月31日現在

- こどもをもつ保護者を対象に、家庭の教育力向上のための学級を開設しています。

#### 【家庭教育学級（認定こども園・幼稚園）の状況】

(単位：人)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
参加者延べ人数	1,703	746	514	671	1,230

\*各年度3月31日現在

資料：生涯学習課

- 家庭教育に関して、親子で学ぶ講座を実施し、親子のふれあう場を創出しています。

【家庭教育推進事業の実施状況】

(単位：回、人)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施回数	57	65	55	47	45
参加者延べ人数	1,156	1,043	823	631	871

\*各年度3月31日現在  
資料：生涯学習課

〔課題〕

- こどもが生き抜く力をつけ、自立していくためには、家庭や地域を含めた社会全体の教育力を高めるとともに、地域の様々な場において学ぶ環境が必要です。



### 3 支援を必要とするこども・若者と家庭を支える環境づくりについて

(1) こども虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラー等への支援の充実

[主な取組]

- 子育てに不安や悩みを抱えている保護者や、周囲の虐待に気づいた市民等からの相談に対応するとともに、市民への啓発を行っています。
- 関係機関・団体等で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、構成機関との情報交換や連携により、地域における要保護児童等の早期発見や適切な支援を図っています。
- 令和6年4月にこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制を整備するとともに、関係機関・団体等と連携してこども虐待の未然防止に取り組んでいます。
- 養育の支援が特に必要な家庭に対し、保健師等による専門的相談支援や、支援員による育児・家事援助を行っています。

【養育支援訪問事業の実施状況】

(単位：件)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施件数	451	442	514	491	620

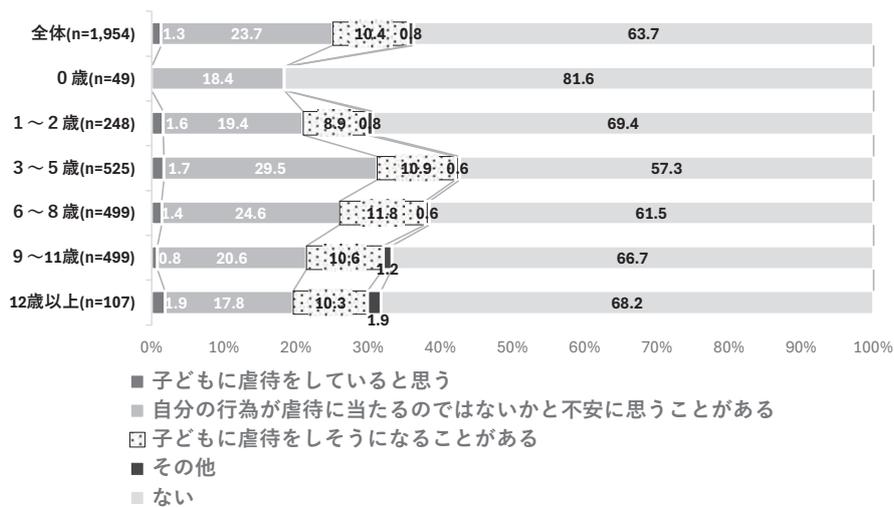
\*各年度3月31日現在  
資料：こども家庭支援課

- 核家族化、近所付き合いの希薄化などによって、課題を抱えていることに気づかれにくいこどもが必要な支援につながるよう、また、子育て家庭を孤立させないために、子どもの居場所や地域と連携し、見守り体制の強化を図るとともに、こども・若者の権利に係る全市的な普及啓発を行い、こども・若者及びその家庭をサポートする体制づくりに取り組んでいます。
- ヤングケアラーの認知度向上のための普及啓発を行うとともに、支援に向け、関係機関との連携強化を図っています。

[アンケート結果]

- 虐待の経験について、「こどもに虐待をしていると思う」と回答した割合が 1.3%(5年前調査:1.1%)、「自分の行為が虐待に当たるのではないかと不安に思うことがある」と回答した割合が 23.7%(5年前調査:23.8%)、「こどもに虐待をしそうになることがある」と回答した割合が 10.4%(5年前調査:9.7%)となっています。

【虐待経験（こどもの年齢別）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

〔課題〕

- こどもに虐待をしていると思っている保護者や虐待を受けていると思われるこどもを早期に発見し、見守りや支援を行うため、関係する機関や地域の強固な連携体制を維持することが必要です。
- 「自分の行為が虐待に当たるのではないかと不安に思うことがある」、「こどもに虐待をしそうになることがある」と回答した割合は子育てに不安・負担を感じている層で高くなっていることから、虐待を未然に防止するため、身近な相談機関や地域の支援体制が重要です。

(2) こどもの貧困対策の推進

〔主な取組〕

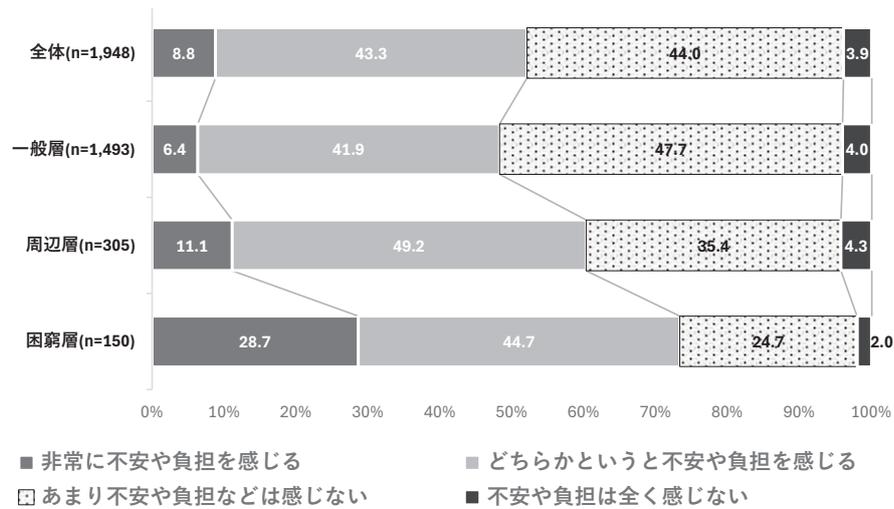
- 就学援助による学用品等の援助のほか、給食費や医療費の助成、各種手当の支給により家庭の生活基盤を経済的に支援しています。
- 就労に困難を抱える生活困窮者の状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行っています。

〔アンケート結果〕

- 子育てに関する不安・負担感、子育てに関する情報の入手状況、及び子育てに関する相談先の状況について、生活困難度別\*（アンケート回答に基づき①低所得②家計の逼迫③こどもの体験や所有物の欠如の3要素で判定）にみると、困難度が最も大きい「困窮層」における不安・負担感が大きく、情報があまり入手できていない上、相談先がないとの回答も他の層を上回っています。

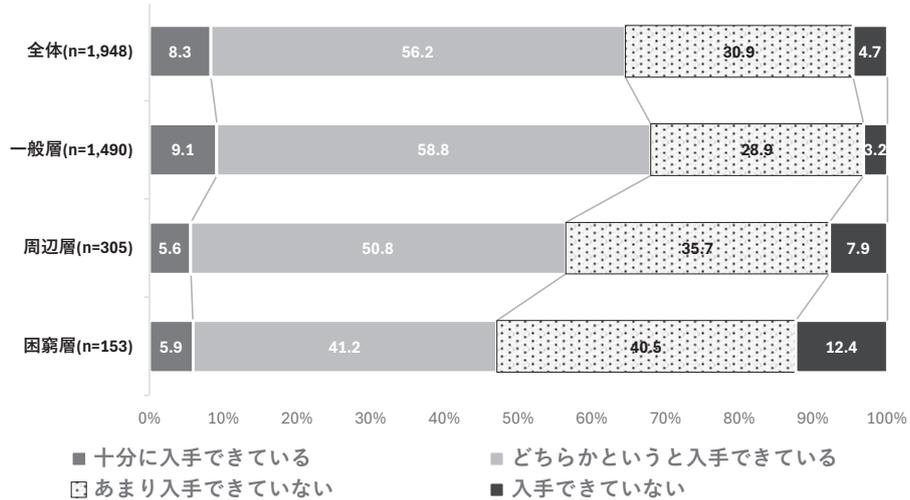
\*生活困難層の分類は用語解説参照

【子育てに関する不安・負担感（生活困難度別）】



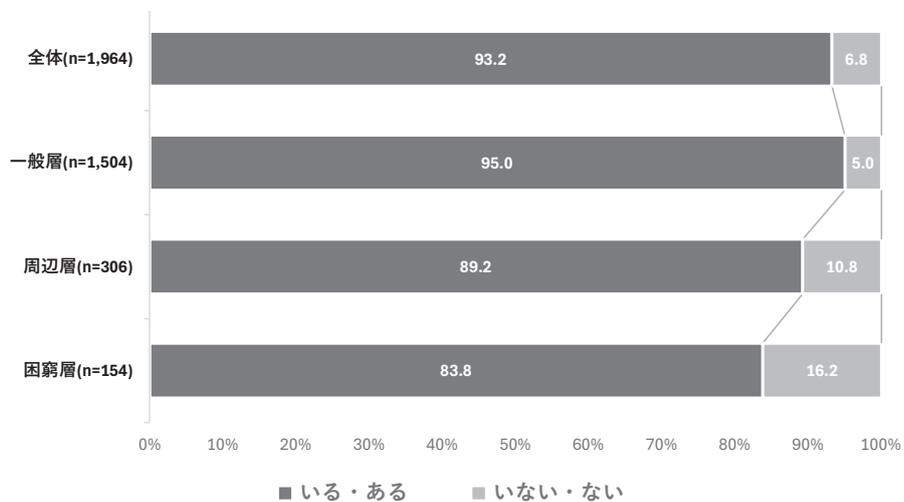
【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

【子育てに関する情報の入手状況（生活困難度別）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

【子育てに関する相談先の有無（生活困難度別）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

〔団体・事業所等調査結果〕

- お金がないということから、生活が困難であったり、進学で悩まれていたりしている保護者がいます。(子育て支援団体)

〔課題〕

- 子育て家庭の世帯所得が子育ての教育格差や体験格差などに影響を及ぼしていることから、低所得世帯への経済的支援等を強化することが必要です。
- すべての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる各々の居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動の機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態(ウェルビーイング)で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるよう取組を推進することが必要です。

(3) ひとり親家庭への支援の充実

〔主な取組〕

- ひとり親家庭等の生活の安定、経済的自立の支援のため、児童扶養手当や母子等自立支援給付金の支給、医療費の助成、母子生活支援施設の入所措置等を行っています。
- ひとり親家庭等の社会的・経済的自立を支援するため、母子・父子自立支援員による就業や養育費等に関する相談・情報提供等を行っています。

【児童扶養手当の支給状況】

(単位：人)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
受給者数	2,491	2,426	2,362	2,233	2,145

\*各年度3月31日現在  
資料:こども家庭支援課

【ひとり親家庭等医療費助成制度の支給状況】

(単位：千円)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
支給金額	193,614	163,642	168,420	166,167	167,751

\*各年度3月31日現在  
資料:こども家庭支援課

【母子・父子自立支援員による相談の状況】

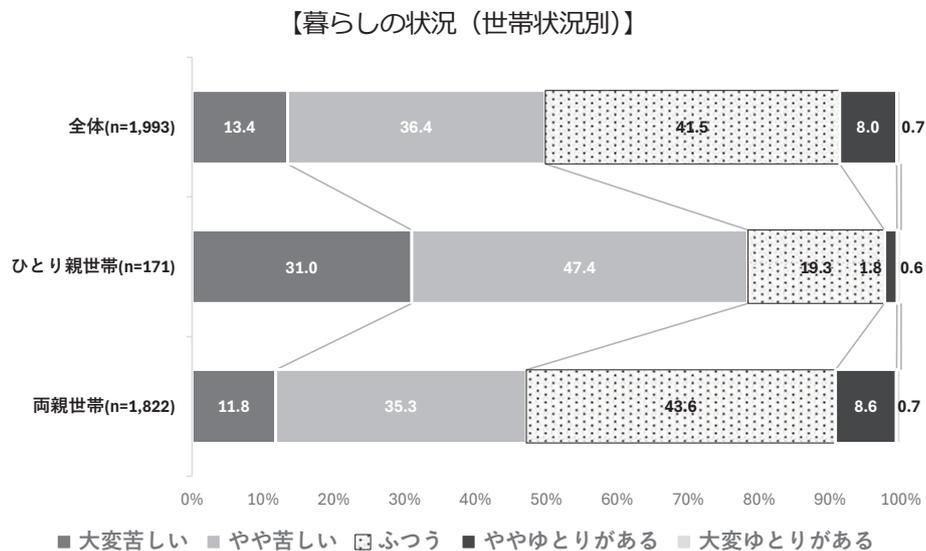
(単位：件)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
相談件数	2,240	1,462	1,289	1,070	894

\*各年度3月31日現在  
資料:こども家庭支援課

〔アンケート結果〕

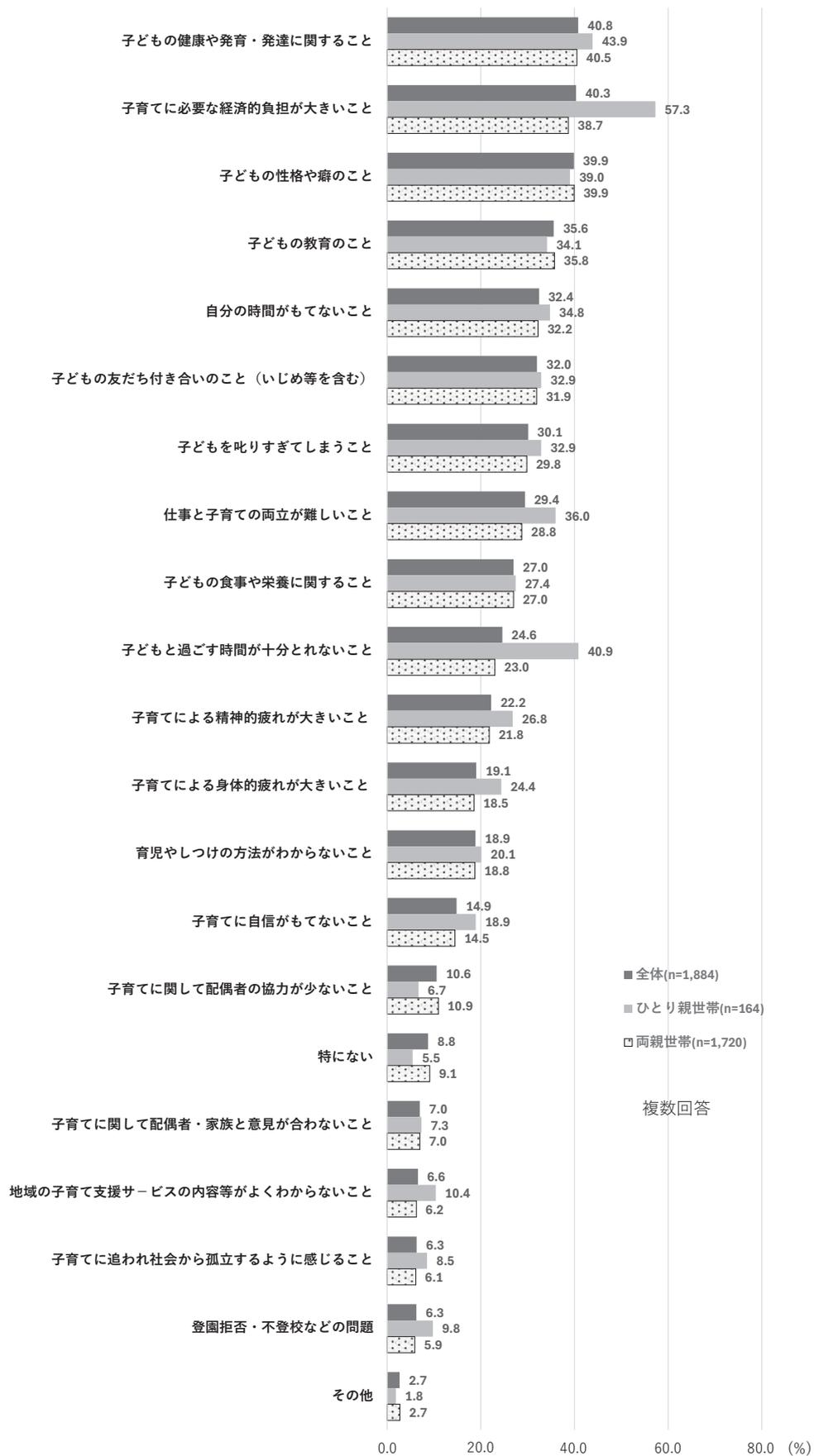
- 暮らしの状況が『苦しい』（「大変苦しい」+「やや苦しい」）と回答した割合は、ひとり親世帯で8割近くに達し、両親世帯よりも高くなっています。



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

- 子育ての悩みについては、ひとり親世帯では「子育てに必要な経済的負担が大きいこと」の割合が両親世帯を 20 ポイント近く上回るなど、多くの項目において、両親世帯よりもひとり親世帯の回答割合が高く、「子どもと過ごす時間が十分にとれないこと」が3位となっています。

【子育ての悩み（世帯状況別）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

〔課題〕

- すべての子ども・若者が幸せな状態(ウェルビーイング)で成長できるよう、世帯構成など家庭の状況に応じた支援を充実させることで、良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ることが必要です。

(4) 障害のある子どもへの適切な支援の充実

〔主な取組〕

- 平成 30 年3月に「下関市障害児福祉計画(第1期)」を、令和3年3月に「下関市障害児福祉計画(第2期)」、令和6年3月に「下関市障害児福祉計画(第3期)」を策定し、障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられる体制の充実を図っています。
- 一人ひとりの障害の種類・程度に応じ、家庭・専門機関との連携を密にした障害児の保育を実施しています。

【障害のある児童の認定こども園・保育園の入所状況】 (単位：箇所、人)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
箇所数	全園	全園	全園	全園	全園
児童数	309	334	395	318	311

\*公立・私立合計(管外園除く)

\*各年度4月1日現在  
資料:幼児保育課

- 発達支援室を設置し、障害のある児童等の相談及び療育指導等を行っています。
- 相談支援事業所を設置し、相談窓口の周知に努めるとともに相談業務の機能強化を図っています。

【相談支援事業所の状況】 (単位：事業所)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
対象事業所数	9	9	9	9	9

\*各年度3月31日現在  
資料:障害者支援課

- 在宅の障害児に対し、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育園等訪問支援を実施し、日常生活の療育指導や集団生活への適用訓練、放課後等における生活能力向上のための訓練を行っています。

〔課題〕

- 特別な支援を要する幼児・児童が増加し、こどもの発達に不安を持つ保護者も多くなっているため、早期に適切に対応する体制とともに相談体制の充実を図ることが必要です。

(5) 外国につながるこども・若者と家庭への支援の充実

〔主な取組〕

- 日本語学習の充実を図るため、日本語を母語としない児童生徒が在籍する学校の教職員に対して、必要な研修を行います。

【教職員技術指導研修事業の状況】

(単位：回)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
研修回数	-	-	1	1	1

\*各年度3月31日現在  
資料：教育研修課

〔課題〕

- 在留外国人や海外から帰国したこども・若者等に対し、日本語指導や就学支援等、個々の状況に応じて、地域や学校での生活に不自由を感じないようサポートを推進することが必要です。

## 4 若者の希望する未来を実現する環境づくりについて

### (1) 若者の自立や悩み・不安解消に関する支援の充実

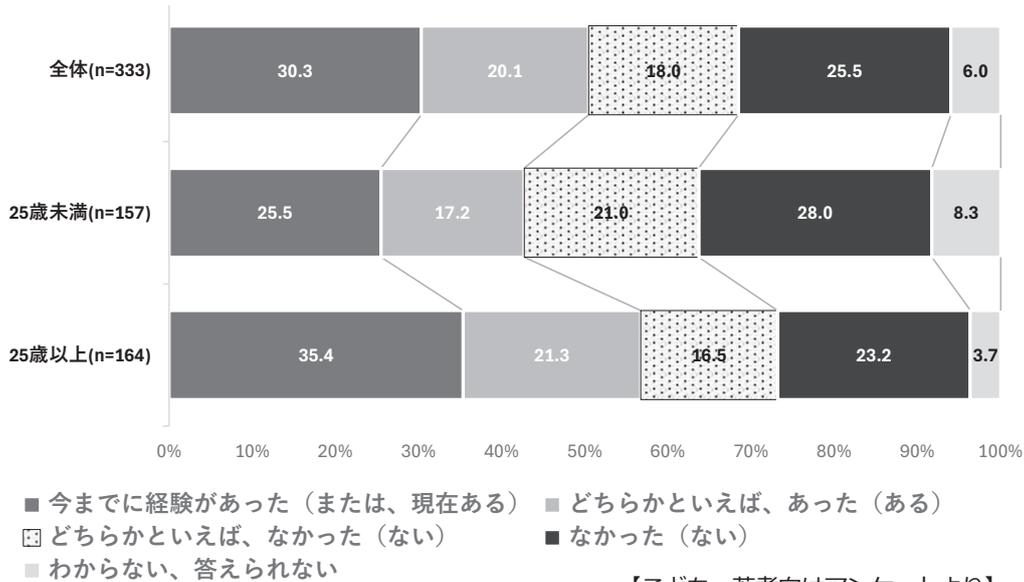
#### 〔主な取組〕

- 子どもの居場所の中には、不登校、ひきこもりなどで生きづらさを感じ、苦しい思いをしているこどもの支援に取り組んでいる団体があり、そうした団体等に対し、こどもの支援に関わる専門職を本市から派遣するなど、重点的に支援しています。
- 子どもの居場所や地域と連携して、不登校などの課題を抱えているこどもの状況確認を行い、必要な支援につなげる取組を推進しています。

#### 〔アンケート結果〕

- 18～30歳の市民に、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験について尋ねたところ、「今までに経験があった(または、現在ある)」と回答した割合が3割、「どちらかといえば、あった(ある)」が2割となっており、合計で過半数に達しています。

【社会生活や日常生活を円滑に送れなかった経験（18～30歳の市民）】



【こども・若者向けアンケートより】

#### 〔課題〕

- ニートやひきこもりの状態にあたり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制強化等の支援充実が必要です。

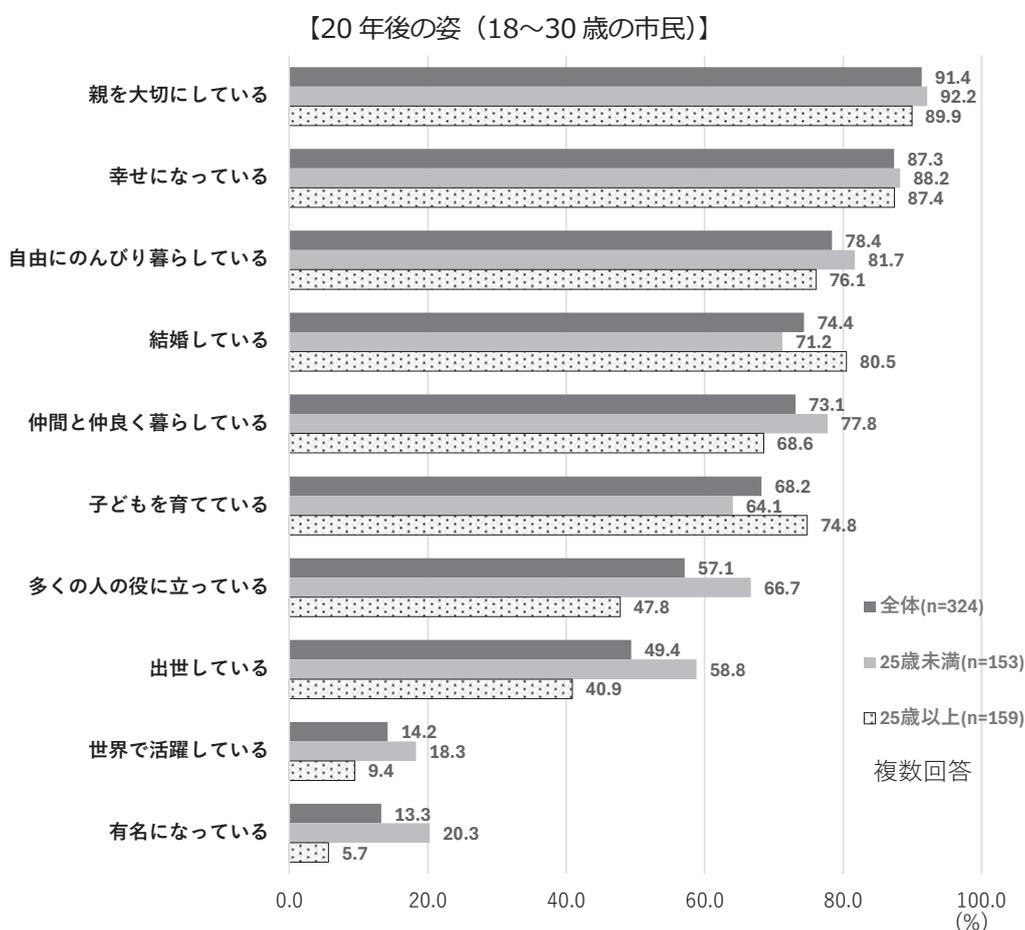
## (2) 結婚を希望する若者への支援の充実

### 〔主な取組〕

- 結婚を希望する独身者の出会い・結婚をサポートするため、いろいろな場所で素敵な出会いを橋渡すイベントの実施に対し、広報活動への協力や経済的な支援を行っています。

### 〔アンケート結果〕

- 18～30歳の市民に、20年後の姿について「そう思う」ものを挙げてもらったところ、「25歳以上」では「結婚している」と回答した割合が80.5%、「子どもを育てている」が74.8%と、いずれも「25歳未満」を10ポイント前後上回りました。



【こども・若者向けアンケートより】

### 〔課題〕

- 結婚を希望する若者に対して、出会いの場の創出などニーズに即した支援を進めていくことが必要です。
- 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提として、若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組むことが必要です。

## 5 こどもの安心を支える地域の環境づくりについて

### (1) 地域で子育てを支える環境づくり

#### 〔主な取組〕

- 地域子育て支援拠点において、乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を提供するとともに、相談、情報提供、助言などの支援を行っており、利用延べ人数はコロナ禍で一時的に減少したものの増加しています。
- 山口県では、「こども家庭センター」を中心とした切れ目のない地域の相談支援体制を全県で推進する取組「やまぐち版ネウボラ」\*を推進しており、本市においても「こども家庭センター」、「地域子育て支援拠点」及び「保健センター」が連携するとともに、身近な場所で妊娠・出産、子育ての相談ができる「まちかどネウボラ」\*を設置し、支援体制を構築しています。

\*やまぐち版ネウボラ及びまちかどネウボラは用語解説参照

- 核家族化、近所付き合いの希薄化などによって、課題を抱えていることに気づかれにくい子どもが必要な支援につながるよう、また、子育て家庭を孤立させないために、子どもの居場所や地域、民生委員・児童委員\*などと連携し、見守り体制の強化を図るとともに、こどもの権利に係る全市的な普及啓発を行い、子ども及びその家庭をサポートする支援体制を構築しています。

\*民生委員・児童委員は用語解説参照

【地域子育て支援拠点事業の実施状況（こどものみ）】 (単位：箇所、人)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
箇所数	16	16	17	17	17
利用延べ人数	65,297	64,796	51,220	72,256	100,426

\*各年度3月31日現在  
資料：子育て政策課・幼児保育課

- 次世代育成支援拠点施設「ふくふくこども館」の周知を図り、利用者数はコロナ禍で減少したもののアフターコロナで回復傾向が続いています。

【ふくふくこども館の利用状況】 (単位：人)

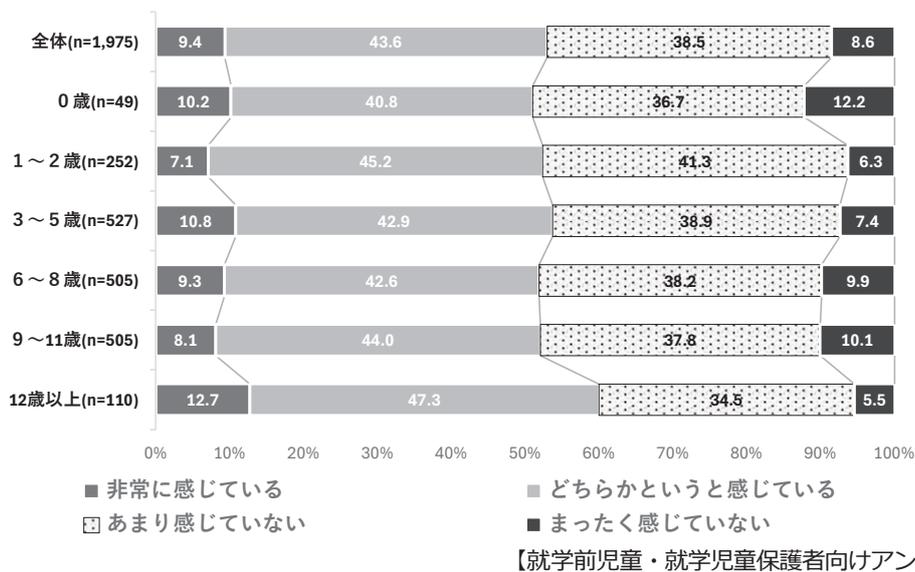
区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用延べ人数	166,115	69,746	57,830	93,610	123,977

\*各年度3月31日現在  
資料：子育て政策課

〔アンケート結果〕

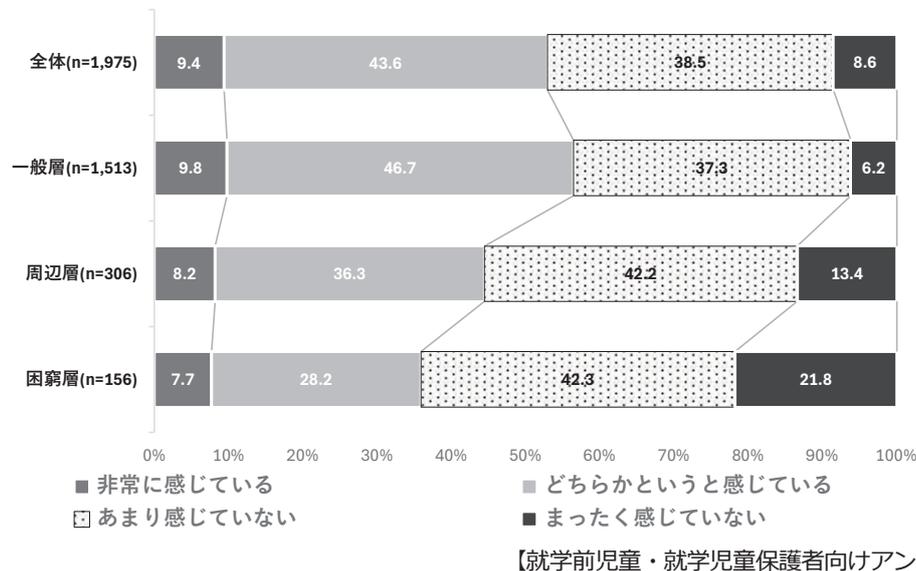
- 自分自身の子育てが地域の人々や社会全体に『支えられていると感じる』（「非常に感じている」+「どちらかというと感じている」）割合は5割程度でした。
- 「困窮層」では、地域の人々や社会全体に『支えられていると感じる』割合が 35.9%と他の層を大きく下回っています。

【地域の人々や社会全体の支えの感じ方（こどもの年齢別）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

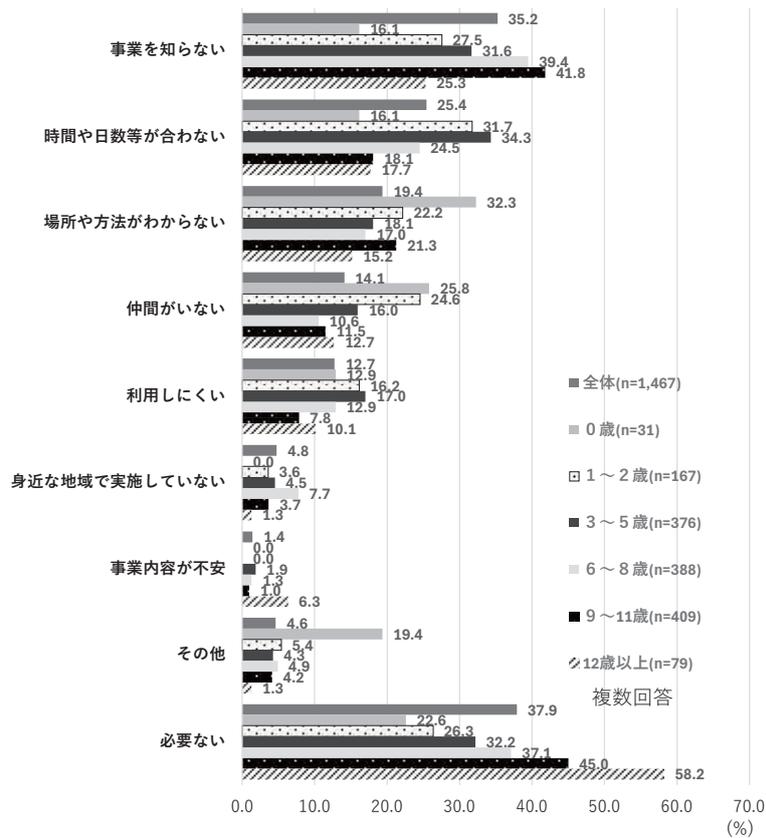
【地域の人々や社会全体の支えの感じ方（生活困難度別）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

- 地域子育て支援拠点事業を利用していない理由は、「事業を知らない」、「利用可能時間や日数などが合わない」、「実施場所や利用方法がわからない」の割合が高くなっています。

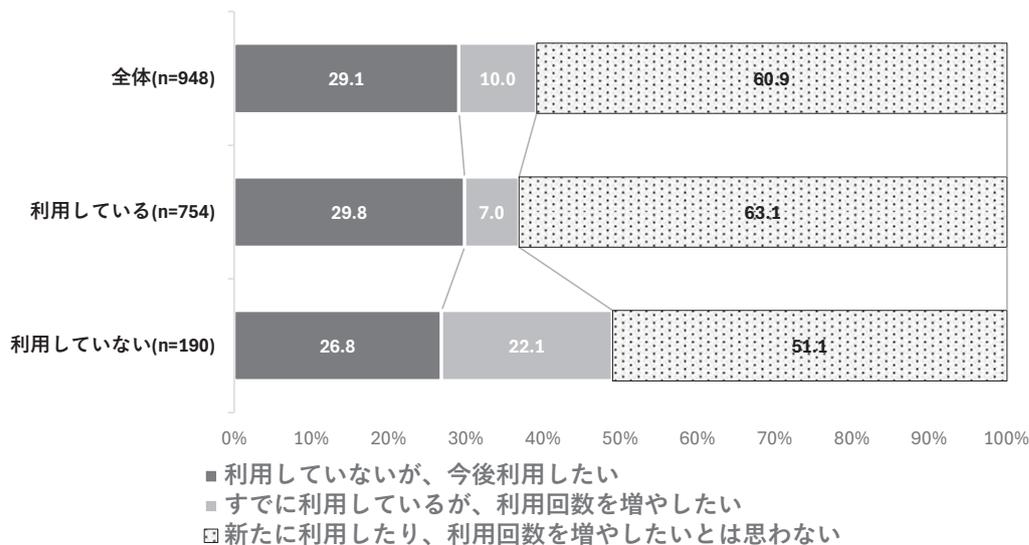
【地域子育て支援拠点事業を利用していない理由（こどもの年齢別）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

- 教育・保育事業を利用していない層では、地域子育て支援拠点事業を「すでに利用しているが、利用回数を増やしたい」と回答した割合が22.1%となっています。

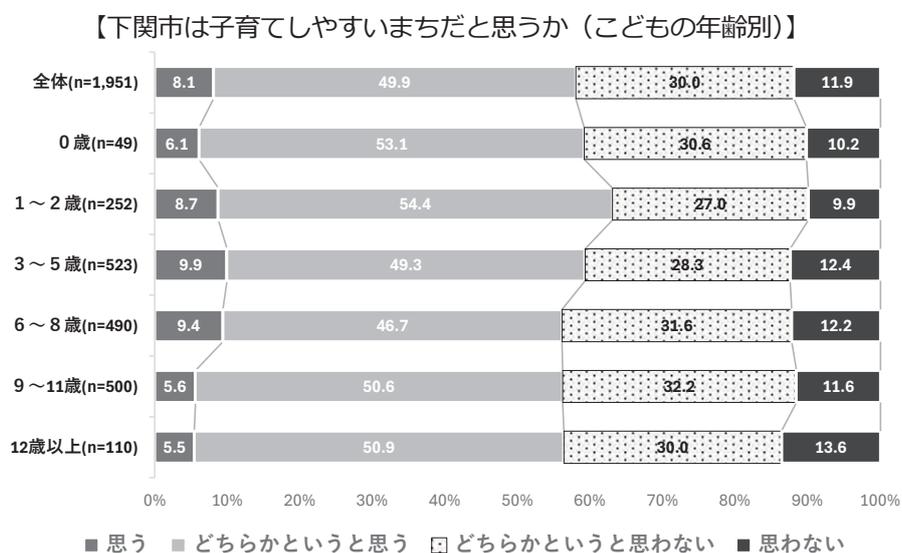
【今後の地域子育て支援拠点事業の利用希望（教育・保育事業利用の有無別）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

- 下関市の子育てのしやすさの程度については、子育てがしやすいまちだと『思う』（「思う」+「どちらかというと思う」）と回答した割合は58.0%と、5年前調査と比較して5.9ポイント低下し、『思わない』（「どちらかというと思わない」+「思わない」）と回答した割合は

41.9%と前回比 5.8 ポイント増加しています。年齢別にみると、子育てがしやすいまちだと『思う』と回答した割合は、「1～2歳」の『思う』が 63.1%と僅かながら前回割合(62.9%)を上回っています。



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

〔団体・事業所等調査結果〕

- 昔のように子ども会などもなく、横のつながりが薄く、隣近所で助け合えるような互助関係が築きにくいことに加え、長く続いたコロナ禍による閉鎖的な環境がより孤立しやすい状況を作っていると思います。(子育て支援団体)

〔こども・若者の意見表明〕

- みんなで下関の街を歩いたり、神輿とかを担いだり、そういう感じの祭りとか、運動系の交流会でドッジボール大会とか、地域のみんなでできるようなイベントがあったらいいと思います。(12～17歳の市民)

〔課題〕

- 核家族や共働き世帯の増加、コロナ禍による生活環境の変化などにより、地域とのつながりや支え合いが希薄化するとともに、育児と介護のダブルケアや貧困といった課題も顕在化してきています。子育て世代が地域とつながることができるような活動・イベント等の支援や、地域の子育て支援団体の支援など、地域ぐるみで子育てを支援するとともに、子育て支援の担い手を確保・育成することが重要です。
- 低所得世帯において、地域とのつながりが特に希薄になっているため、地域全体でつくるこども・子育て支援のネットワークづくりが重要です。
- 地域子育て支援拠点事業が、子育てに不安や負担を感じる母親等の利用につながるよう、事業の情報を周知するとともに、利用のきっかけづくりを母親の気持ちになって工夫することが必要です。

## (2) こどもと子育て家庭が安心して生活できる環境づくり

### 〔主な取組〕

- 子育て支援に取り組む社会づくりの一環として、赤ちゃんの駅登録事業を実施し、公共施設・民間施設が連携して、授乳・おむつ替え等が可能な場を提供しています。

【赤ちゃんの駅登録事業の状況】

(単位：箇所)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
登録施設数	110	110	110	108	105

\*各年度3月31日現在  
資料：子育て政策課

- 老朽化した遊具施設等を計画的に改修、更新することで、誰もが安心して安全に利用できる公園環境を提供しています。
- 交通安全思想の普及啓発を目的に、幼児から高齢者までを対象とした交通安全教室(自転車教室を含む。)を開催しています。

【交通安全教室の実施状況】

(単位：回)

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施回数	109	116	173	152

\*各年度3月31日現在  
資料：生活安全課

- 災害により避難の必要が生じたことを想定し、親子を対象とした避難所運営体験及び各種防災訓練を実施しています。

【夏休み親子避難所体験の実施状況】

(単位：人)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
参加者数	中止	—	—	—	100

\*各年度3月31日現在  
資料：防災危機管理課

- こども達が安心して登下校できるよう、各小学校校区において「こどもみまもり隊」活動を推進し、地域全体でこども達を見守る体制を整備しています。

【こどもみまもり隊の設置状況】

(単位：%)

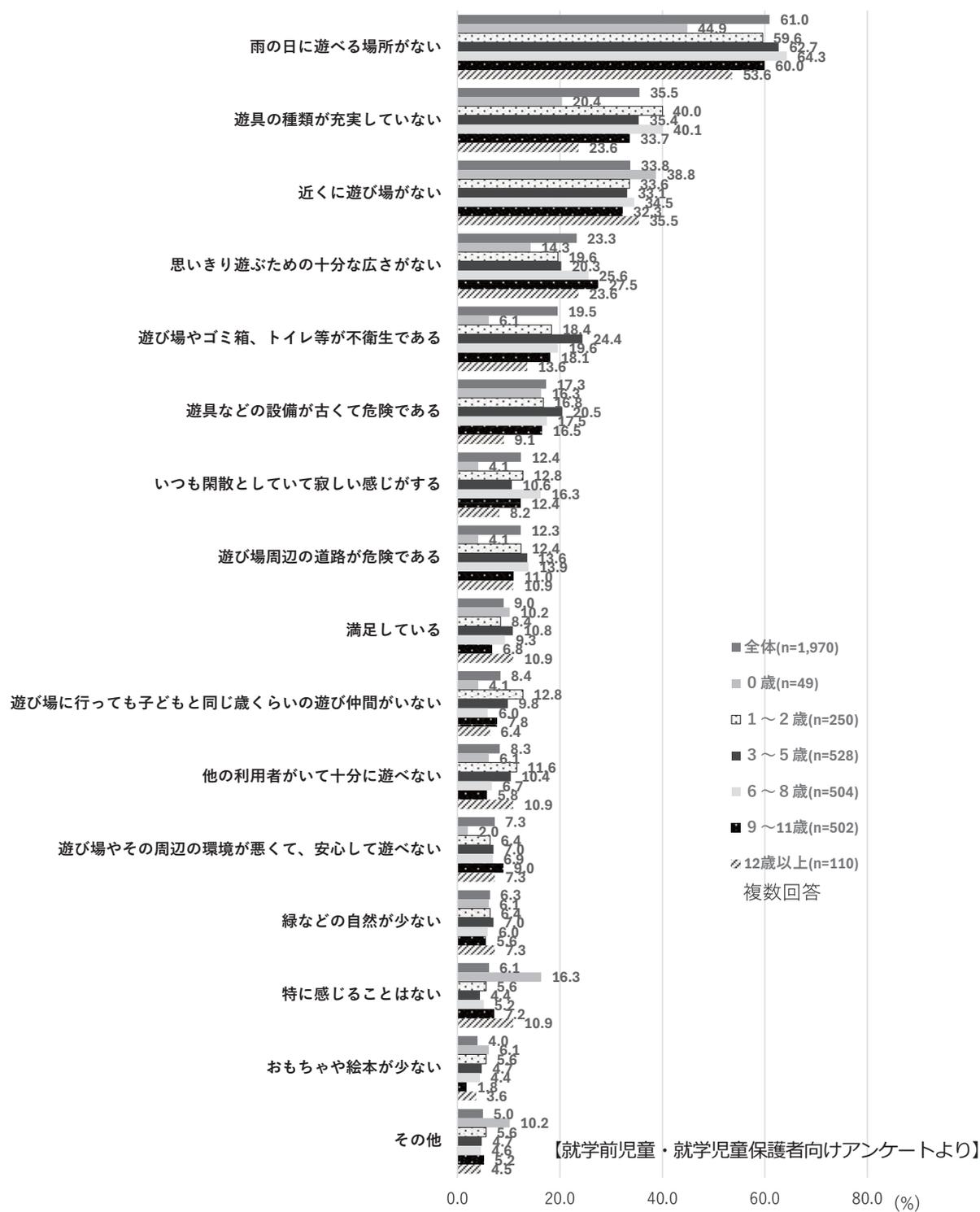
区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
設置率	100	100	100	100	100

\*各年度3月31日現在  
資料：学校教育課

〔アンケート結果〕

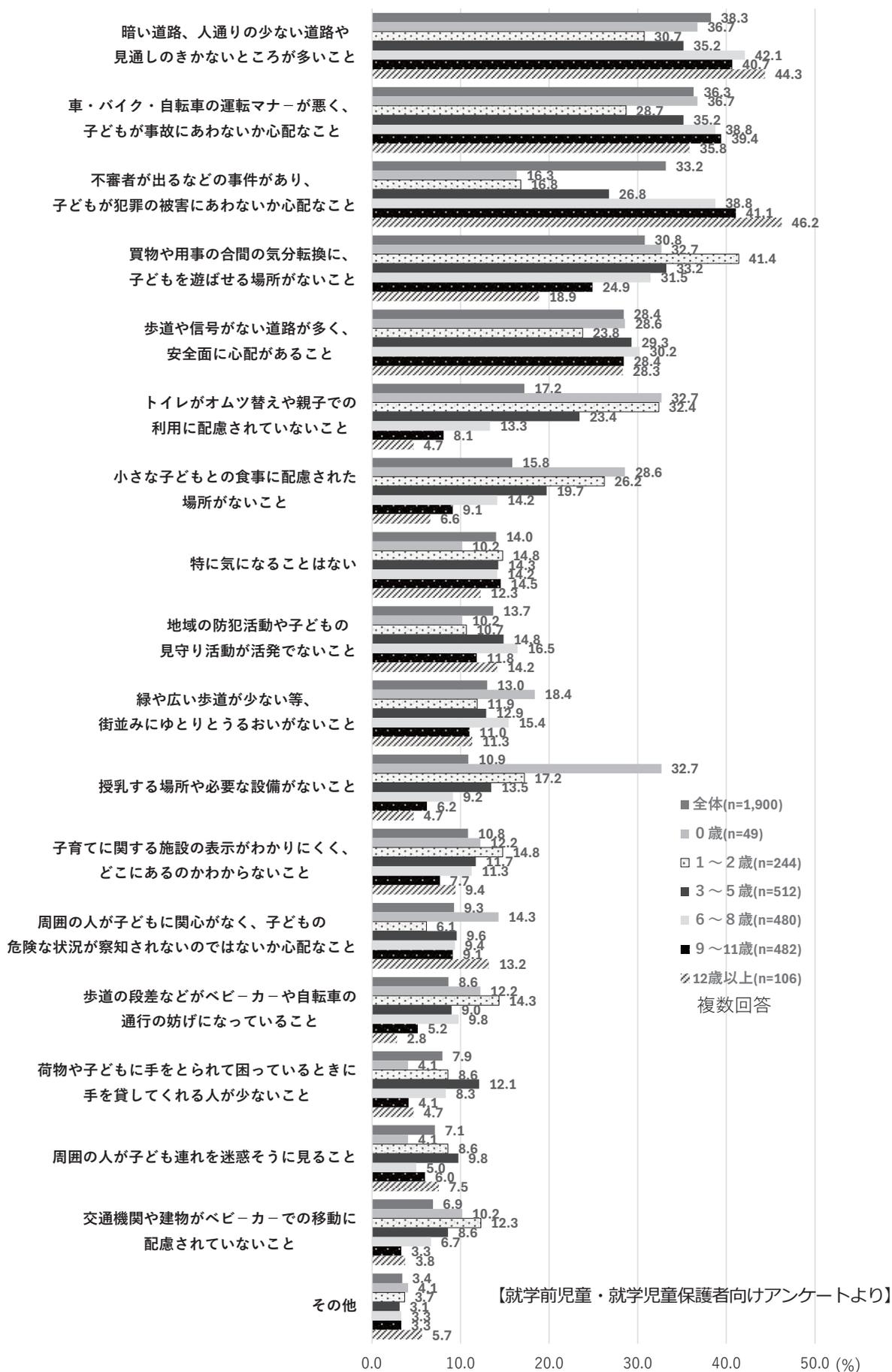
- 近所の遊び場について感じることで、「雨の日に遊べる場所がない」、「遊具の種類が充実していない」、「近くに遊び場がない」の割合が上位となっています。
- こどもを取り巻く環境において気になることについては、「暗い道路、人通りの少ない道路や見通しのきかないところが多いこと」、「車・バイク・自転車の運転マナーが悪く、こどもが事故にあわないか心配なこと」、「不審者が出るなどの事件があり、こどもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」の割合が上位となっています。

【近所の遊び場について感じること（こどもの年齢別）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

【こどもを取り巻く環境で気になること（こどもの年齢別）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

〔団体・事業所等調査結果〕

- こどもを気軽に安全に遊ばせられる場所がない(公園などのハード面)と思います。(子育て支援団体)
- 公園や、こどもが遊べる場所、施設が少ないと思います。(子育て支援団体)

〔こども・若者の意見表明〕

- 夜中にバイクの騒音がうるさいと感じています。(12～17歳の市民)
- 信号機の設置がない場所で、車の通行量が多いため、横断歩道が渡りにくいと感じています。(12～17歳の市民)

〔課題〕

- 地域の環境について、遊び場への不満についての回答が挙がっていることから、今後も子育てにやさしい地域の環境整備が必要です。
- こどもを取り巻く環境として、事故や犯罪被害への不安や子育て家庭へやさしい環境が十分でないことへの回答が挙がっており、こどもが普段から地域とつながり、登下校時の見守りなど、地域ぐるみでこどもを見守る活動を充実させるなど、安心してこどもが成長できる環境づくりが必要です。



## 6 子育てと仕事を両立できる社会づくりについて

### (1) 子育てと仕事を両立するための支援の充実

#### 〔主な取組〕

- 令和5年10月に本市初となる地域型保育事業を導入し、高まる保育ニーズに対応しました。
- 延長保育に対応する施設数は、平成28年度から新たに1箇所を実施しています。
- 病児保育事業(体調不良児対応型)について、平成30年度から5箇所を実施しています。
- 病児保育事業(病児・病後児型)について、令和5年10月より、スマートフォン等で利用予約やキャンセル処理等が可能となる病児保育予約システムを導入し、運用を開始することで、空き状況の見える化などによる利用者の利便性向上等を図っています。

【病児保育事業の実施状況】 (単位：箇所、人日)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
病児・病後児型	4	4	4	4	4
延べ利用人数	3,291	1,468	1,538	1,507	2,459

\*各年度3月31日現在  
資料：子育て政策課

【企業主導型保育施設における病児保育事業の実施状況】 (単位：箇所)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
病児・病後児型	1	1	1	1	2

\*各年度3月31日現在(休止の場合も含む)  
資料：子育て政策課

【病児保育事業の実施状況(体調不良児対応型)】 (単位：箇所)

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
体調不良児対応型	5	5	5	5	5

\*各年度3月31日現在  
資料：幼児保育課

- 安岡・名陵・一の宮児童クラブの専用棟を建設するなど放課後児童クラブの受け皿整備を進め、放課後児童クラブの安定的な運営の確保に取り組み、待機児童の解消に努めています。

【放課後児童クラブの状況】

(単位：箇所、人)

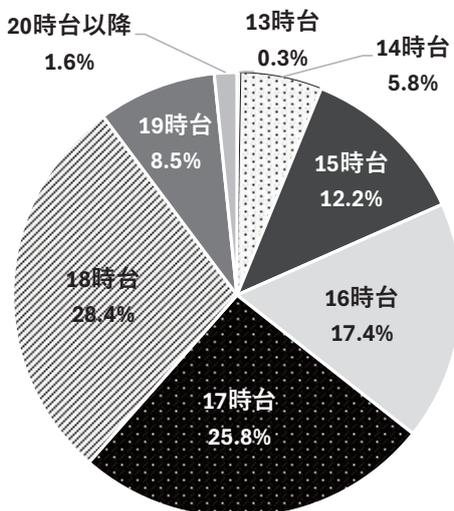
区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
箇所数	37	37	37	35	36	37
定員数	2,914	2,987	3,071	2,912	2,980	3,030
入会児童数	2,349	2,509	2,514	2,504	2,569	2,476

\*各年度5月1日現在  
資料：子育て政策課

【アンケート結果】

- 教育・保育事業について、19時以降まで利用を希望する割合が10.1%(5年前調査:6.4%)となっています。
- 土曜日の利用意向がある割合は48.0%(5年前調査:42.4%)、日曜日・祝日の利用意向がある割合は17.3%となっています。

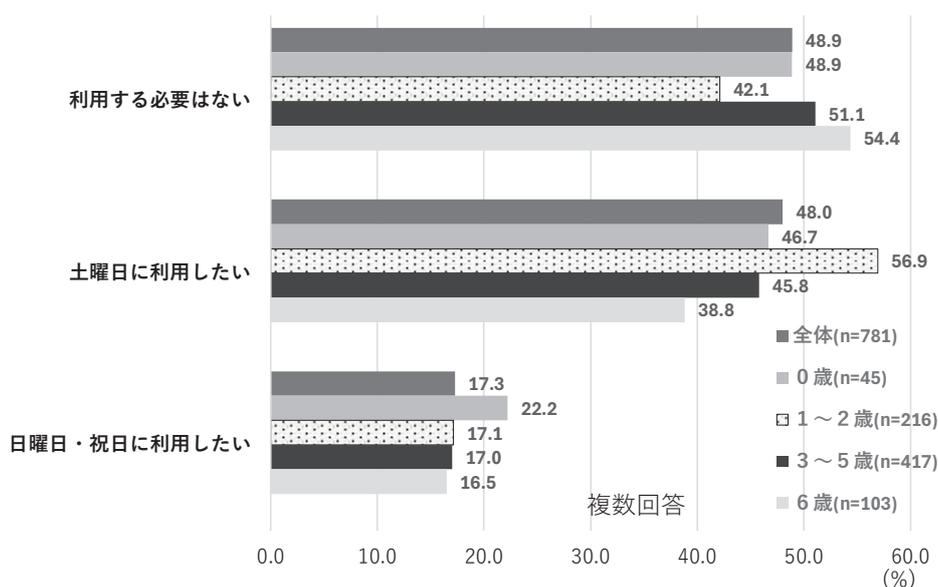
【教育・保育事業の利用希望終了時間（就学前児童）】



n=742

【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

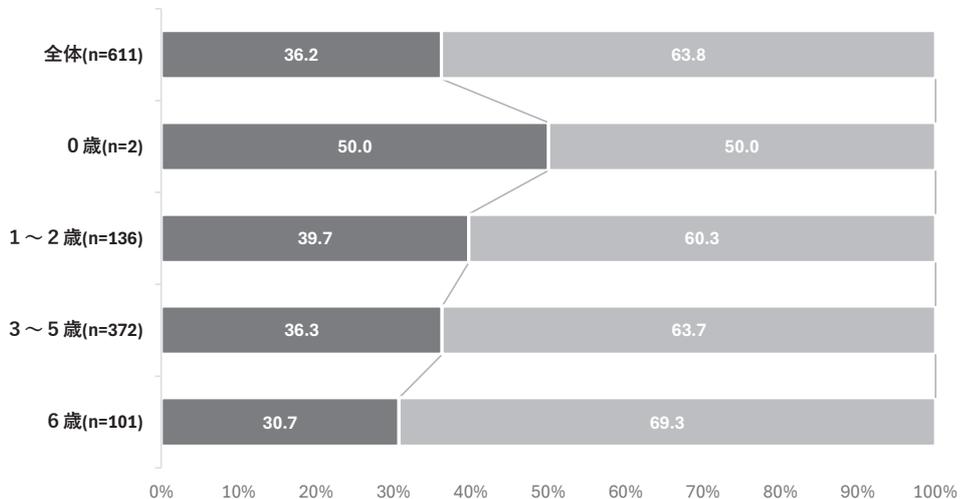
【土曜日・日曜日等の幼稚園や保育園の利用希望（就学前児童：こどもの年齢別）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

- こどもが病気やけがで幼稚園、保育園等を休んだ際に、仕事を休んでこどもをみた経験がある家庭の内、病児・病後児保育施設等の利用意向がある割合は3割台半ばとなっています。

【病児・病後児保育施設の利用希望（就学前児童：こどもの年齢別）】

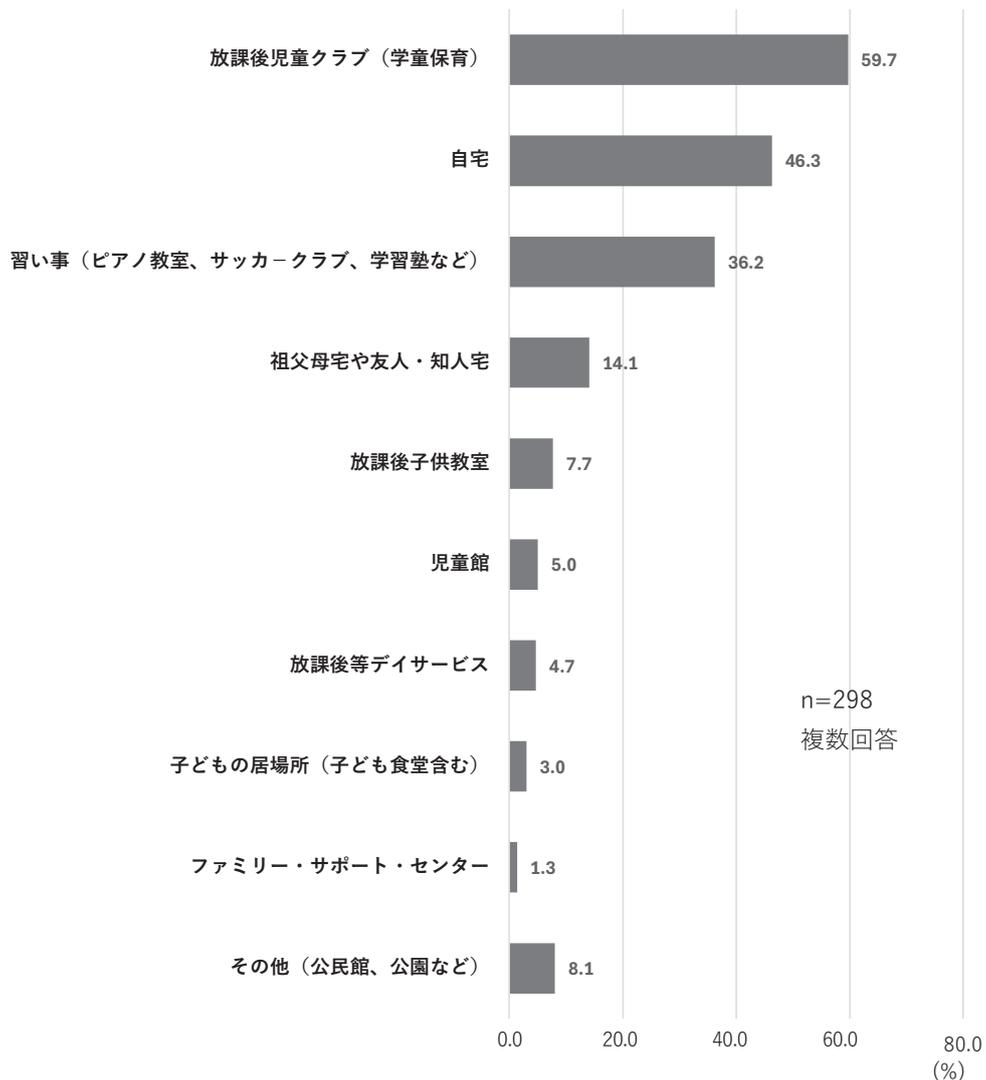


■ できれば病児・病後児保育施設等を利用したいと思った ■ 利用したいと思わなかった

【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

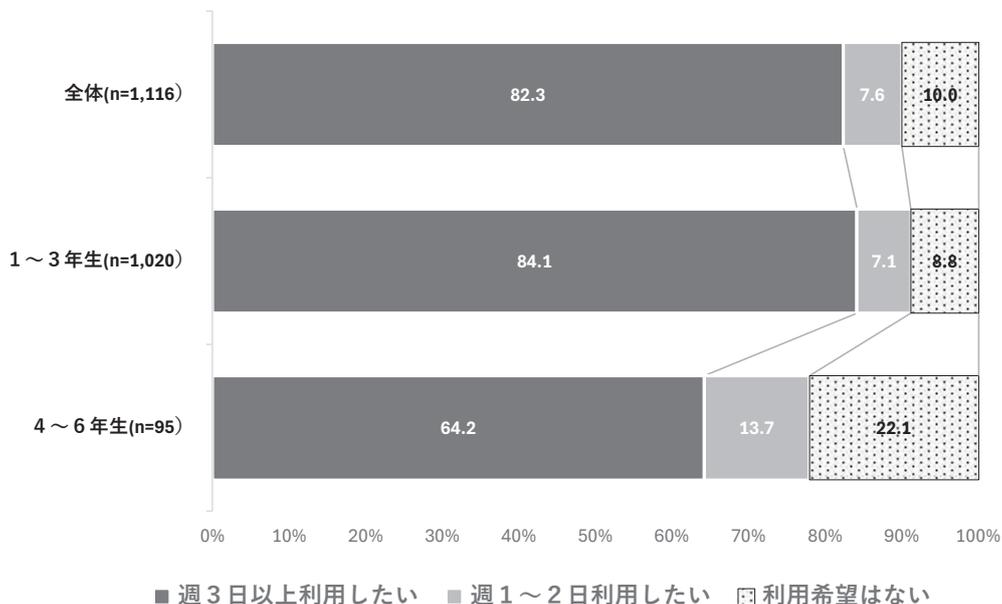
- 5歳以上のこどもが小学生になってから放課後に過ごさせたい場所として、「放課後児童クラブ(学童保育)」と回答した割合は59.7%(5年前調査:43.6%)となっています。
- 現在、放課後児童クラブを利用している児童の今後の利用意向がある割合は、1～3年生で91.2%(5年前調査:94.5%)、4～6年生で77.9%(5年前調査:84.7%)となっています。

【小学生になって放課後に過ごさせたい場所（就学前児童 5歳児以上）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

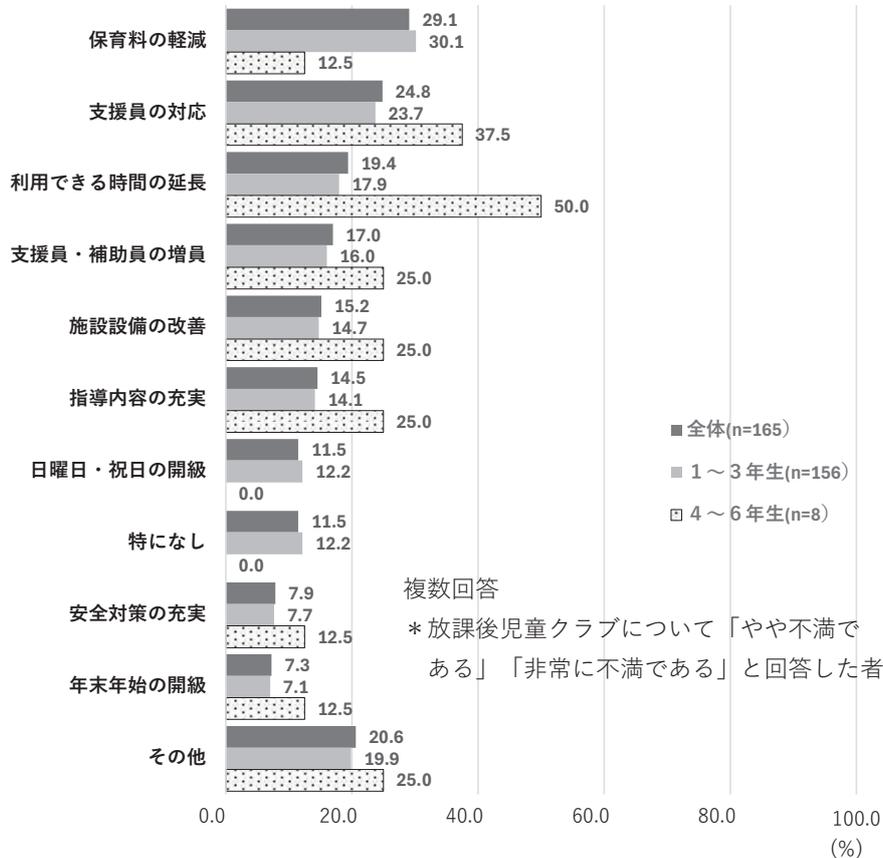
【放課後児童クラブの利用希望（放課後児童クラブ利用者・学年別）】



【放課後児童クラブ利用者向けアンケートより】

- 放課後児童クラブの利用について満足していない家庭の要望として、「保育料の軽減」と回答した割合が約3割と最も高くなっています。

【放課後児童クラブへの要望（放課後児童クラブ利用者・不満足層）】



【放課後児童クラブ利用児童保護者向けアンケートより】

〔課題〕

- 病児・病後児のための保育施設の利用ニーズは多くあり、地域偏在の解消など、拡大するニーズに対応した提供体制の整備を検討することが必要です。
- 放課後児童クラブの定員の拡充を図ってきましたが、地域によって十分ではない状況です。利用ニーズは、就学前児童においてもますます高くなっており、潜在的な利用意向を踏まえ、見込量を算出し、拡大するニーズに対応する提供体制の整備が必要です。
- 放課後児童クラブ利用者のニーズに適切に対応し、量的な充実のみでなく質の確保・向上にも努めていく必要があります。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

〔主な取組〕

- ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進等の講演会を開催しました。
- 男女がともに働きやすい職場環境づくりについて、事業所等へ周知を図っています。

【男女共同参画意識啓発事業（講演会・講座）】

（単位：回）

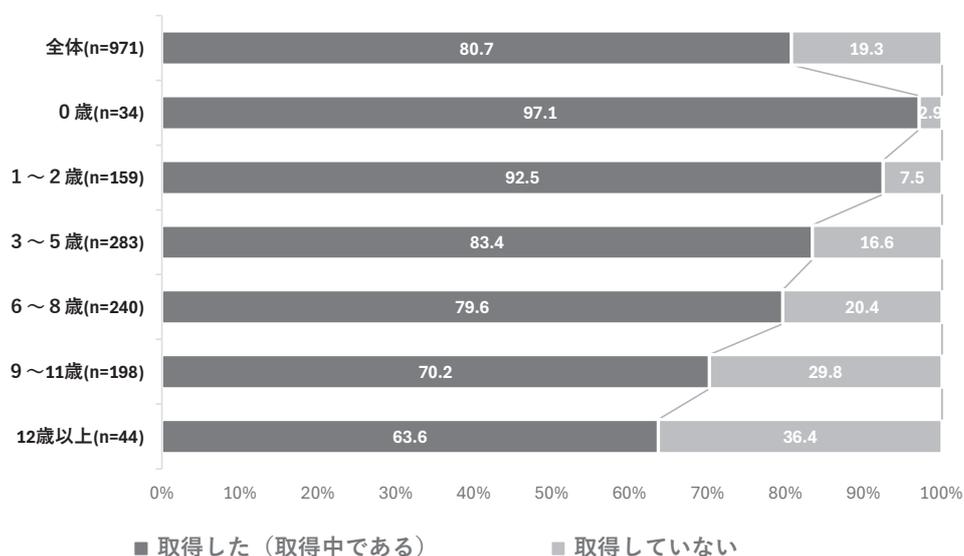
区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
開催回数	5	4	4	6	6

\*各年度3月31日現在  
資料：人権・男女共同参画課

〔アンケート結果〕

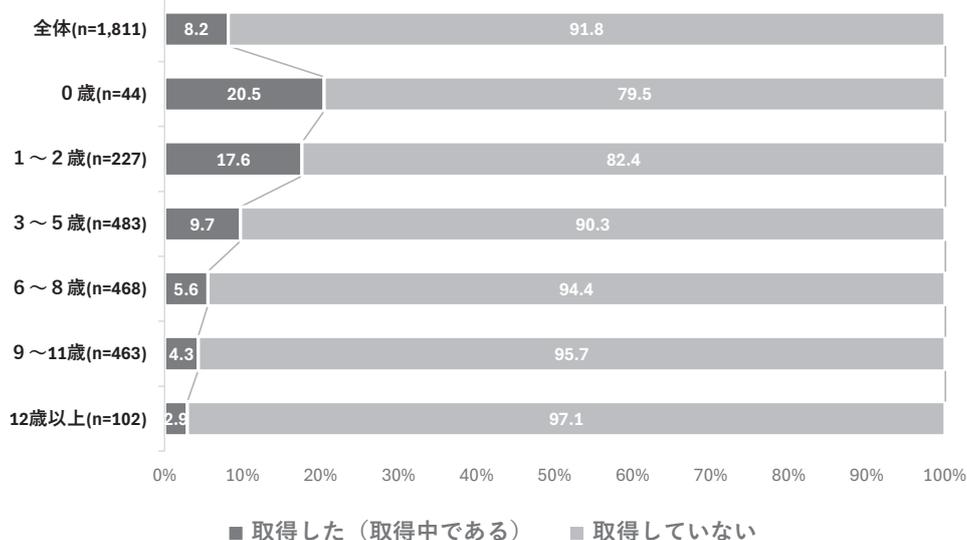
- 育児休業を取得した(取得中)母親の割合(就業者のみ)は 80.7%(5年前調査:80.5%)、父親の割合は 8.2%(5年前調査:4.6%)でした。
- 育児休業の取得期間が1年未満の母親は、職場復帰の際に必ず子どもが保育園に入ることができる場合、1年以上の取得を希望する割合が高くなっています。

【育児休業取得状況（母親：就業者のみ、こどもの年齢別）】



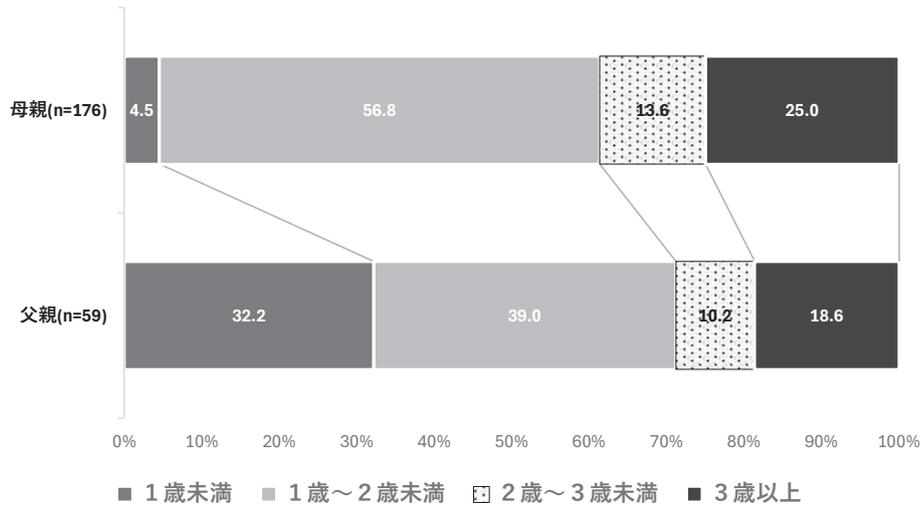
【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

【育児休業取得状況（父親：就業者のみ、こどもの年齢別）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

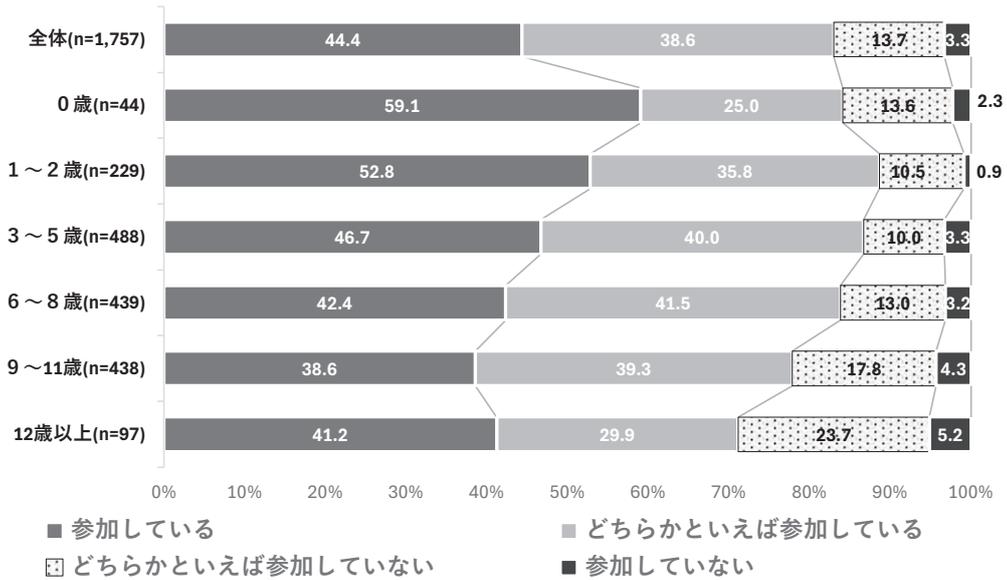
【育児休業の希望取得期間（育児休業取得期間が1年未満の母親・父親）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

- 父親が家事や育児に『参加している』（「参加している」+「どちらかといえば参加している」）割合は8割を超えています（5年前調査：79.8%）。

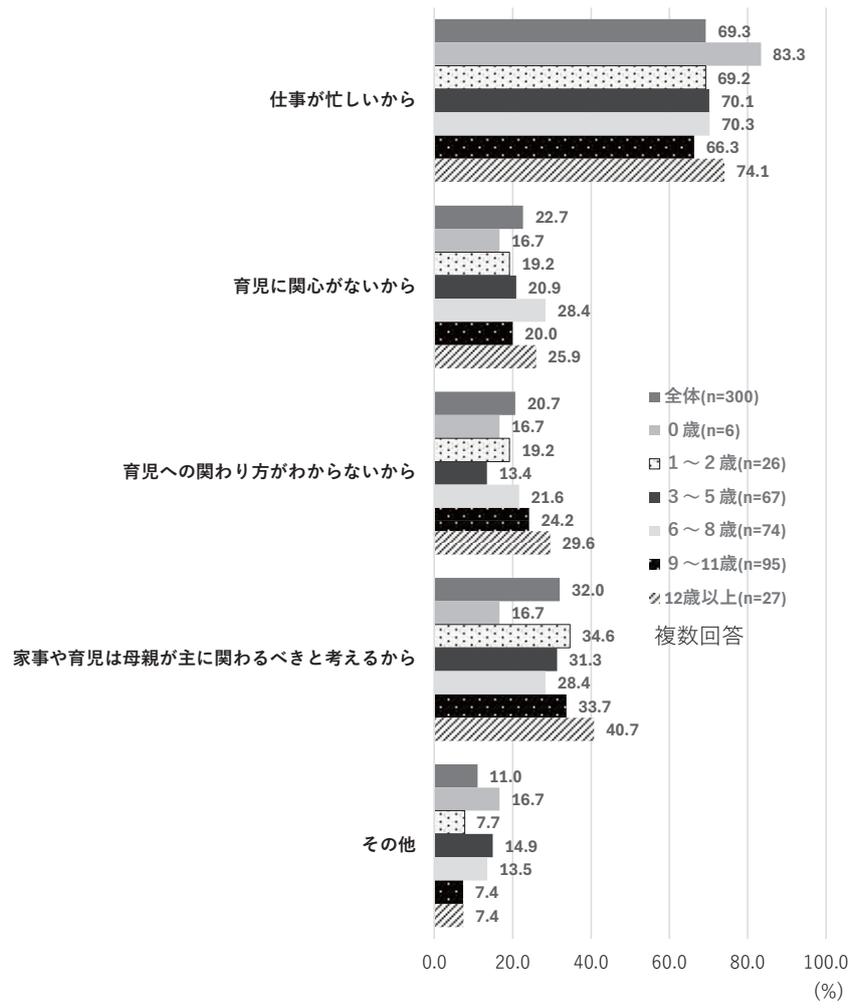
【父親の家事や育児への参加状況（こどもの年齢別）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

- 父親が家事や育児に参加していない理由については、「仕事が忙しいから」が約7割に達しています。

【父親が家事や育児に参加していない理由（こどもの年齢別）】



【就学前児童・就学児童保護者向けアンケートより】

〔団体・事業所等調査結果〕

- 急な子供の体調不良や学校行事による休暇や業務量の調整が課題です。(事業所)
- 工場に来なければ仕事ができない社員が多いです(テレワークで対応できない社員が多い)。(事業所)
- 子の看護休暇と介護休暇を5日まで有給休暇にするなど子育て支援を手厚くしたため、子育てや介護をしていない従業員から不平等という不満が出ています。(事業所)

〔課題〕

- 育児休業からの復帰時に保育園に預ける体制が整備されていた場合の育児休業の希望取得期間は長い期間の希望者の割合が高くなっているため、取得できる体制整備が重要です。
- 育児に参加する父親の割合は高くなっていますが、参加できない理由としては「仕事が忙しいから」との回答が最も多いことから、働き方改革等、社会の状況も踏まえ、仕事と子育てを両立できる環境づくりが重要です。

## 7 目標の達成状況

《評価》 A：達成、B：未達成

分野	内 容		計画策定時 現状値	目標値 (令和6年度)	直近 実績値	達成 状況
計画全体	下関市は子育てがしやすいまちだと思える割合	二一ズ調査	62.5%	70.0%	58.0%	B
	合計特殊出生率	保健医療政策課	1.34	1.35	1.36	A
基本目標 I	子どもの成長を支える環境づくり					
	認可保育施設の待機児童数	幼児保育課	8人	0人	0人	A
基本目標 II	すべての子育て家庭を支える環境づくり					
	子育てに関する不安や負担を感じる割合	二一ズ調査	45.0%	40.0%	52.1%	B
	出産時の支援に満足している割合	二一ズ調査	79.5%	80.0%	78.8%	B
	子育てをする上で気軽に相談できる人がいない(場所がない)割合	二一ズ調査	3.8%	0%	6.8%	B
	子育て支援に関する情報を十分に得られていると思う割合	二一ズ調査	60.3%	65.0%	64.5%	B
基本目標 III	支援を必要とする子どもと家庭を支える環境づくり					
	自分自身が子どもを虐待していると思う割合	二一ズ調査	1.1%	0%	1.3%	B
基本目標 IV	子どもの安心を支える地域の環境づくり					
	「子育てが地域の人々や社会全体に支えられている」と感じる割合	二一ズ調査	48.2%	50.0%	53.0%	A
	近くの遊び場について感じること(気になる点)を回答した割合	二一ズ調査	90.7%	90.0%	93.9%	B
	地域の環境について気になることとして「こどもの安全」に関わる項目を回答した割合	二一ズ調査	76.3%	75.0%	77.3%	B
	地域の環境について気になることとして「小さな子ども連れの家庭への配慮」に関わる項目を回答した割合	二一ズ調査	60.5%	55.0%	58.9%	B
基本目標 V	子育てと仕事を両立できる環境づくり					
	就学前児童保護者が育児休業を取得した割合*	二一ズ調査	80.5%	母親 85.0%	80.7%	B
			4.6%	父親 10.0%	8.2%	B
	父親が家事・育児へ参加している割合	二一ズ調査	79.8%	85.0%	83.0%	B
「仕事と家庭の両立が図られている」と感じる割合	二一ズ調査	59.8%	65.0%	67.2%	A	

注)計画策定時の二一ズ調査は「就学前児童」の保護者を対象とした結果(無回答を集計に含む)

直近実績値の二一ズ調査は「就学前児童」「就学児童」を対象とした調査(無回答を集計に含まない)

\*「就労していなかった」者を除く

---

## 第4章 計画の基本的な考え方

---



## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

# こどもまんなか 地域でつながり支え合い みんなで育てるまち 下関

こどもまんなかとは具体的に以下のことを指します。

- すべてのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら
  - ◇ 心身ともに健やかに成長することができます。
  - ◇ 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる(自己肯定感を持つ)ことができ、自分らしく、一人ひとりが思う幸福な生活ができます。
  - ◇ 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができます。
  - ◇ 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができます。
  - ◇ 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができます。
  - ◇ 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できます。
  - ◇ 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができます。
  - ◇ 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができます。
  - ◇ 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができます。
- 20代、30代を中心とする若い世代が
  - ◇ 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができます。
  - ◇ 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができます。
  - ◇ それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができます。
  - ◇ 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができます。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができます。

## 2 計画の基本視点及び基本目標

### 基本視点 子育て家庭を応援する環境づくり

#### 基本目標Ⅰ すべての子育て家庭をライフステージを通じて切れ目なく支える環境づくり

- すべての子ども・若者が幸せな状態(ウェルビーイング)で暮らせるまちを目指します。
- 子ども・若者の権利に関する施策の充実と普及啓発の強化を図ります。
- 安全な妊娠・出産、育児不安の軽減、発達支援等、妊娠・出産期から子育て期までの支援を、ライフステージを通じて切れ目なく推進します。
- 学童期・青少年期から成人期に向けた健康づくりの支援を推進します。
- すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、子育て家庭が抱える不安・負担感の軽減を図るための支援や体制の充実、情報提供の強化を図ります。

### 基本視点 子どもや若者を応援する環境づくり

#### 基本目標Ⅱ 子ども・若者の健やかな成長を支える環境づくり

- 子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援します。
- 乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、子どもの発達や家庭の状況など、それぞれに適した質の高い教育・保育を安定的に提供するため、こ幼保小の密接な連携のもと、幼児期の学校教育・保育の充実や幼稚園教諭、保育士等に対する研修等の充実を図ります。
- いじめや犯罪・非行の防止対策など、子ども・若者の健全育成に関する施策の充実を図ります。
- 次代の下関市を担う子ども達が生き抜く力と豊かな心を育み、また、家庭を築き子どもを生み育てることの意義と喜びを理解することができるよう、教育環境の充実とともに、親や地域の子育て力を高めるための意識啓発や学習機会の充実を図ります。

#### 基本目標Ⅲ 支援を必要とする子ども・若者と家庭を支える環境づくり

- 支援を必要とする子ども・若者と家庭への包括的支援体制づくりを推進します。
- 子ども虐待を防止するため、相談や支援の充実及び地域の関係機関の連携強化を図るとともに、地域が虐待に気付き、支援につなげるための啓発を推進します。
- 家庭での養育が困難な子どもへの社会的養護の推進を図ります。
- ヤングケアラー等への支援を強化します。
- 子ども・若者の貧困対策に関する施策の充実を図ります。
- ひとり親家庭等の自立を促進するための施策の充実を図ります。

- 障害のあるこどもが健やかに成長できるよう、早期発見・早期療育体制の充実とともに、相談支援や障害福祉サービス等、こどもと家庭を支える支援の充実を図ります。
- 外国につながるこども・若者と家庭への支援の充実を図ります。

#### 基本目標Ⅳ 若者の希望する未来を実現する環境づくり

- 若者の自立支援や、悩み・不安を抱える若者への支援を強化します。
- 結婚を希望する若者への支援を強化します。

### 基本視点 地域や社会を変えるしくみづくり

#### 基本目標Ⅴ こどもの安心を支える地域の環境づくり

- すべての市民が下関のこども達の成長を見守り、子育て家庭を支援する、地域が一体となった子育て支援体制づくりを推進します。
- こどもが快適な環境の中で生まれ育ち、のびのびと活動できるよう、住居、遊び場を含めた地域の生活環境等の整備を推進するとともに、事故や犯罪からこどもを守るための環境づくりを推進します。

#### 基本目標Ⅵ 子育てと仕事を両立できる社会づくり

- 教育・保育へのニーズを的確に把握し、認定こども園や幼稚園、保育園等の教育・保育事業の提供量の拡充を図るとともに、多様な保育の充実を図ります。
- 共働き家庭等のこどもが、安全に健やかに放課後を過ごせるよう、放課後児童クラブの充実を図ります。
- 子育てと仕事の両立を支援する職場環境づくりのための事業主への働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しについての意識啓発を図ります。



### 3 計画の体系



---

## 第5章 量の見込みと確保方策

---



## 第5章 量の見込みと確保方策

### 1 提供区域の設定

本市においては、現在の教育・保育の利用状況、提供のための施設の整備状況などを総合的に勘案し、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域として、以下のとおり設定します。

事業	提供区域	
教育・保育	10 区域	本庁、彦島、長府、山陽、川中・勝山、山陰、菊川、豊田、豊浦、豊北
地域子ども・子育て支援事業		
利用者支援事業	1区域	市全域
妊婦等包括相談支援事業	1区域	
妊産婦健康診査	1区域	
産後ケア事業	1区域	
乳児家庭全戸訪問事業	1区域	
養育支援訪問事業	1区域	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	1区域	
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	1区域	
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	1区域	
子育て世帯訪問支援事業	1区域	
児童育成支援拠点事業	1区域	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1区域	
病児保育事業	1区域	
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	10 区域	
一時預かり事業	10 区域	
延長保育事業	10 区域	
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	10 区域	

## 2 教育・保育の量の見込みと確保方策

3歳以上の児童、3号認定(保育を必要とする3歳未満の児童)の児童を対象とし、幼児期の教育・保育を提供します。

### (1) 市全域

#### 《現状》

- 認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業を合わせた計 71 箇所の施設や企業主導型保育事業によって、教育・保育を提供しています。

【表 区域の教育・保育の提供状況 (利用定員数)】 (単位: 箇所、人)

区 分		認定 こども園	幼稚園	確認を 受けない 幼稚園 *3	保育園	地域型 保育事業	企業主導型 保育事業 *4	計	プラン2020 令和6年度 確保方策 *5
箇所数		26	10	1	33	1	11	82	74
利用 定員 数	1号認定	878	690	240	-	-	-	1,808	2,390
	2号認定 *1	1,508	-	-	1,889	-	35	3,432	3,510
	3号認定 *2	859	-	-	1,280	19	199	2,357	2,178

※休園中の園を除く

資料: 幼児保育課(令和6年4月1日現在)

- \*1 当該年度に満3歳を迎える2号認定子どもを除く。
- \*2 当該年度に満3歳を迎える2号認定子どもを含む。
- \*3 確認を受けない幼稚園:平成27年に始まった「子ども・子育て支援新制度」における「施設型給付」(教育・保育施設に対する国からの財政支援)の対象となるために必要な市町村長の確認を受けない幼稚園のこと。独自の教育方針を持つ施設や、私学助成でも運営が可能な施設において「確認を受けない幼稚園」となるケースがある。
- \*4 企業主導型保育事業は、便宜上、年齢区分により2号認定または3号認定に含める。
- \*5 前計画“For Kids”プラン2020で見込んだ量の提供体制における最終年度(令和6年度)の確保の内容のこと。

#### 《確保方策》

- 居住地域が郊外へと拡大したことで、市全域では受け皿が確保されていても、提供区域によっては、受け皿の不足が予想されるため、地域型保育事業の拡充や下関市立就学前施設の整備基本計画(第3期計画)等に基づく新たな施設整備を含めた様々な受け皿の確保に努めます。

【表 市全域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】

(単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
1号認定(3～5歳教育)	① 量の見込み	1,293	1,232	1,179	1,158	1,133
	1号認定	1,040	994	960	944	927
	2号認定幼稚園希望	253	238	219	214	206
	② 確保の内容	1,574	1,577	1,528	1,502	1,496
	認定こども園	932	937	978	962	966
	幼稚園	642	640	550	540	530
	[再掲]幼稚園+預かり保育	[253]	[238]	[219]	[214]	[206]
②-①	281	345	349	344	363	
2号認定(3～5歳保育)	① 量の見込み	3,255	3,155	3,062	3,012	2,957
	② 確保の内容	3,413	3,389	3,398	3,392	3,367
	認定こども園	1,508	1,582	1,687	1,679	1,800
	保育園	1,880	1,782	1,686	1,688	1,542
	企業主導型保育事業	25	25	25	25	25
	②-①	158	234	336	380	410

(単位：人、%)

		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)		令和10年度 (2028年度)		令和11年度 (2029年度)	
年齢区分		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
3号認定(0～2歳保育)	① 量の見込み	481	1,750	478	1,749	462	1,740	459	1,707	453	1,679
	② 確保の内容	499	1,852	507	1,877	515	1,907	515	1,917	516	1,914
	認定こども園	194	666	200	715	212	776	212	786	229	878
	保育園	258	1,005	250	953	241	908	241	908	225	813
	地域型保育事業	6	13	16	41	21	55	21	55	21	55
	企業主導型保育事業	41	168	41	168	41	168	41	168	41	168
	②-①	18	102	29	128	53	167	56	210	63	235
保育利用率*		58.6		59.0		61.5		65.3		68.5	

\* 0から2歳の推計人口に占める3号認定の利用定員数の割合

(2) 本庁区域

《現状》

【表 本庁区域の教育・保育の提供状況（利用定員数）】 (単位：箇所、人)

区 分		認定 こども園	幼稚園	確認を 受けない 幼稚園	保育園	地域型 保育事業	企業主導型 保育事業	計	プ ラ 2020 令和6年度 確保方策
箇所数		5	4	0	10	0	5	24	19
利用 定員数	1号認定	315	270	-	-	-	-	585	640
	2号認定	250	-	-	528	-	35	813	778
	3号認定	106	-	-	372	-	96	574	477

資料：幼児保育課(令和6年4月1日現在)

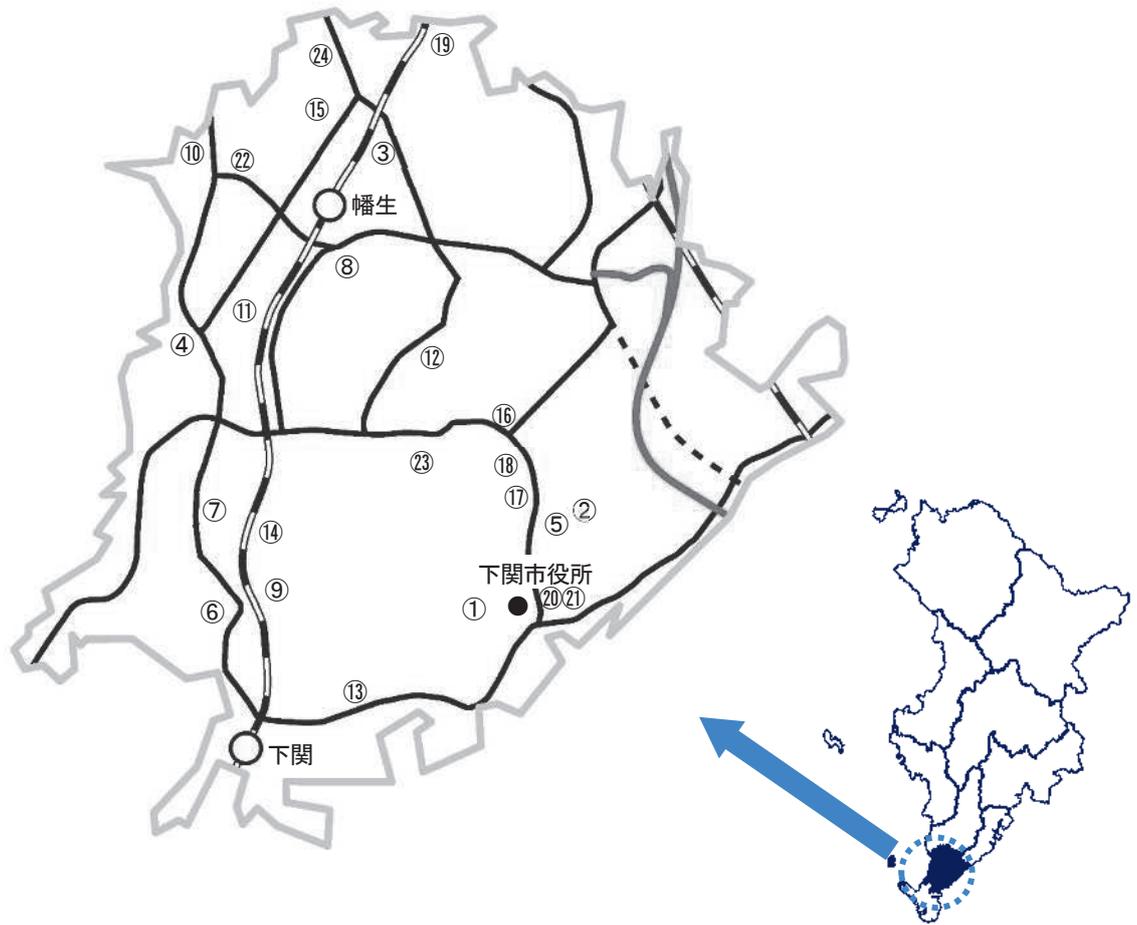
《確保方策》

【表 本庁区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】 (単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
1号認定(3～5歳教育)	① 量の見込み	403	391	380	374	369
	1号認定	308	300	299	294	292
	2号認定幼稚園希望	95	91	81	80	77
	② 確保の内容	483	493	465	450	450
	認定こども園	356	358	405	390	390
	幼稚園	127	135	60	60	60
	[再掲]幼稚園+預かり保育	[95]	[91]	[81]	[80]	[77]
	②-①	80	102	85	76	81
2号認定(3～5歳保育)	① 量の見込み	734	721	701	699	706
	② 確保の内容	831	825	853	865	865
	認定こども園	274	274	307	308	356
	保育園	532	526	521	532	484
	企業主導型保育事業	25	25	25	25	25
	②-①	97	104	152	166	159

		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)		令和10年度 (2028年度)		令和11年度 (2029年度)	
3号認定(0～2歳保育)	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	① 量の見込み	138	425	136	421	136	419	134	418	134	419
	② 確保の内容	122	466	127	481	130	493	130	520	130	520
	認定こども園	24	89	24	99	27	111	27	126	30	158
	保育園	80	289	80	280	80	280	80	292	77	260
	地域型保育事業	0	0	5	14	5	14	5	14	5	14
	企業主導型保育事業	18	88	18	88	18	88	18	88	18	88
	②-①	-16	41	-9	60	-6	74	-4	102	-4	101

【図 本庁区域の概況】



No	公/私	園名	施設種別
①	公	名池保育園	保育園
②	公	幸町保育園	
③	公	幡生保育園	
④	私	小波保育園	
⑤	私	東光保育園	
⑥	私	慈光保育園	
⑦	私	和光保育園	
⑧	私	弥生保育園	
⑨	私	ひまわり保育園	
⑩	私	のあ保育園	
⑪	公	中央こども園	
⑫	私	ひがし子ども園	

No	公/私	園名	施設種別
⑬	私	下関天使幼稚園	認定 こども園
⑭	私	下関短期大学 付属第一幼稚園	
⑮	私	泉幼稚園	幼稚園
⑯	公	第一幼稚園(休園)	
⑰	私	暁の星幼稚園	
⑱	私	めぐみ幼稚園	
⑲	私	梅光学院幼稚園	
⑳	私	りすさんの保育室	企業主導型保育事業
㉑	私	みなとあひるっ子園 唐戸	
㉒	私	細木保育園	
㉓	私	わかば保育園	
㉔	私	下関こはる保育園	

### (3) 彦島区域

#### 《現状》

【表 彦島区域の教育・保育の提供状況（利用定員数）】 (単位：箇所、人)

区 分		認定 こども園	幼稚園	確認を 受けない 幼稚園	保育園	地域型 保育事業	企業主導型 保育事業	計	プア 2020 令和6年度 確保方策
箇所数		5	0	0	2	0	0	7	8
利用 定員数	1号認定	120	-	-	-	-	-	120	135
	2号認定	293	-	-	57	-	-	350	388
	3号認定	207	-	-	43	-	-	250	252

資料：幼児保育課(令和6年4月1日現在)

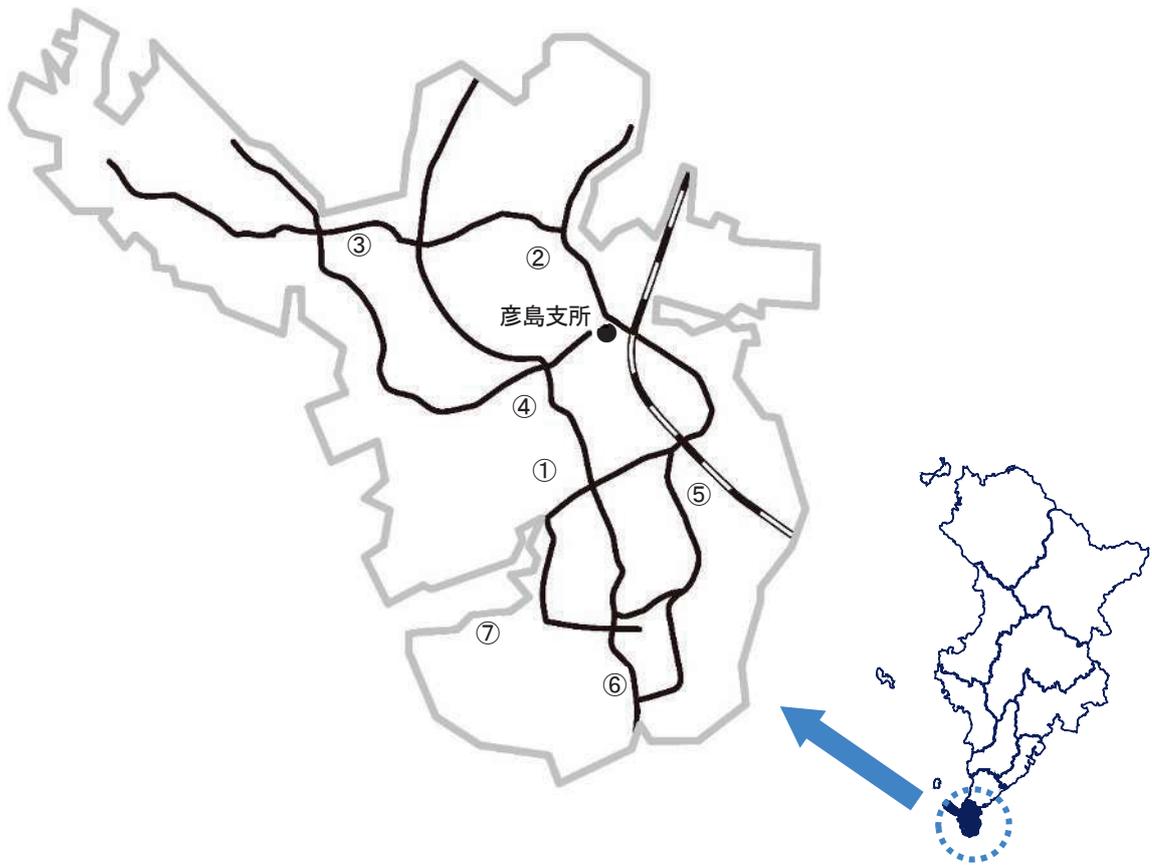
#### 《確保方策》

【表 彦島区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】 (単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
1号認定(3～5歳教育)	① 量の見込み	95	86	81	87	84
	1号認定	95	86	81	87	84
	2号認定幼稚園希望	-	-	-	-	-
	② 確保の内容	115	116	111	111	111
	認定こども園	115	116	111	111	111
	幼稚園	0	0	0	0	0
[再掲]幼稚園+預かり保育	-	-	-	-	-	
②-①		20	30	30	24	27
2号認定(3～5歳保育)	① 量の見込み	319	301	291	301	296
	② 確保の内容	333	332	318	321	311
	認定こども園	276	275	264	263	253
	保育園	57	57	54	58	58
	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
	②-①	14	31	27	20	15

		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)		令和10年度 (2028年度)		令和11年度 (2029年度)	
年齢区分		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
3号認定(0～2歳保育)	① 量の見込み	53	184	52	178	45	176	41	172	40	170
	② 確保の内容	56	187	54	179	54	183	53	175	54	174
	認定こども園	40	159	38	152	38	152	38	148	38	148
	保育園	16	28	16	27	16	31	15	27	16	26
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		3	3	2	1	9	7	12	3	14	4

【図 彦島区域の概況】



No	公/私	園名	施設種別
①	公	彦島第一保育園	保育園
②	私	専立寺保育園	
③	私	しおかぜの里こども園	認定こども園
④	私	聖母園	
⑤	私	でしまつ子ども園	
⑥	私	くりのみ子供園	
⑦	私	下関短期大学付属第二幼稚園	

(4) 長府区域

《現状》

【表 長府区域の教育・保育の提供状況（利用定員数）】 (単位：箇所、人)

区 分		認定 こども園	幼稚園	確認を 受けない 幼稚園	保育園	地域型 保育事業	企業主導型 保育事業	計	プ ラ 20 20 令和6年度 確保方策
箇所数		3	1	0	5	0	2	11	10
利用 定員数	1号認定	170	60	-	-	-	-	230	390
	2号認定	180	-	-	213	-	-	393	318
	3号認定	90	-	-	177	-	31	298	217

資料：幼児保育課(令和6年4月1日現在)

《確保方策》

【表 長府区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】 (単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
1号認定(3～5歳教育)	① 量の見込み	183	170	164	162	167
	1号認定	143	133	129	127	131
	2号認定幼稚園希望	40	37	35	35	36
	② 確保の内容	190	185	185	184	183
	認定こども園	190	185	185	184	183
	幼稚園	0	0	0	0	0
	[再掲]幼稚園+預かり保育	[40]	[37]	[35]	[35]	[36]
②-①	7	15	21	22	16	
2号認定(3～5歳保育)	① 量の見込み	412	411	412	410	409
	② 確保の内容	403	404	407	408	408
	認定こども園	190	191	194	195	195
	保育園	213	213	213	213	213
	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
	②-①	-9	-7	-5	-2	-1

		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)		令和10年度 (2028年度)		令和11年度 (2029年度)	
3号認定(0～2歳保育)	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	① 量の見込み	60	198	58	212	57	200	57	188	55	178
	② 確保の内容	61	241	61	241	61	242	61	241	61	242
	認定こども園	13	81	13	81	13	82	13	81	13	82
	保育園	43	134	43	134	43	134	43	134	43	134
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業	5	26	5	26	5	26	5	26	5	26
	②-①	1	43	3	29	4	42	4	53	6	64

【図 長府区域の概況】



No	公/私	園名	施設種別
①	公	長府第二保育園	保育園
②	公	長府第三保育園	
③	公	長府第四保育園	
④	私	すみれ保育園	
⑤	私	鏡山保育園	
⑥	公	豊浦こども園	認定こども園
⑦	私	長府幼稚園	
⑧	私	もみじ幼稚園	幼稚園
⑨	私	海の星幼稚園	
⑩	私	ひなぎく保育園	企業主導型保育事業
⑪	私	YIC キッズ長府	

(5) 山陽区域

《現状》

【表 山陽区域の教育・保育の提供状況（利用定員数）】 (単位：箇所、人)

区 分		認定 こども園	幼稚園	確認を 受けない 幼稚園	保育園	地域型 保育事業	企業主導型 保育事業	計	ア 20 令和6年度 確保方策
箇所数		3	2	0	3	0	1	9	8
利用 定員数	1号認定	50	100	-	-	-	-	150	245
	2号認定	185	-	-	244	-	-	429	500
	3号認定	111	-	-	146	-	23	280	300

資料：幼児保育課(令和6年4月1日現在)

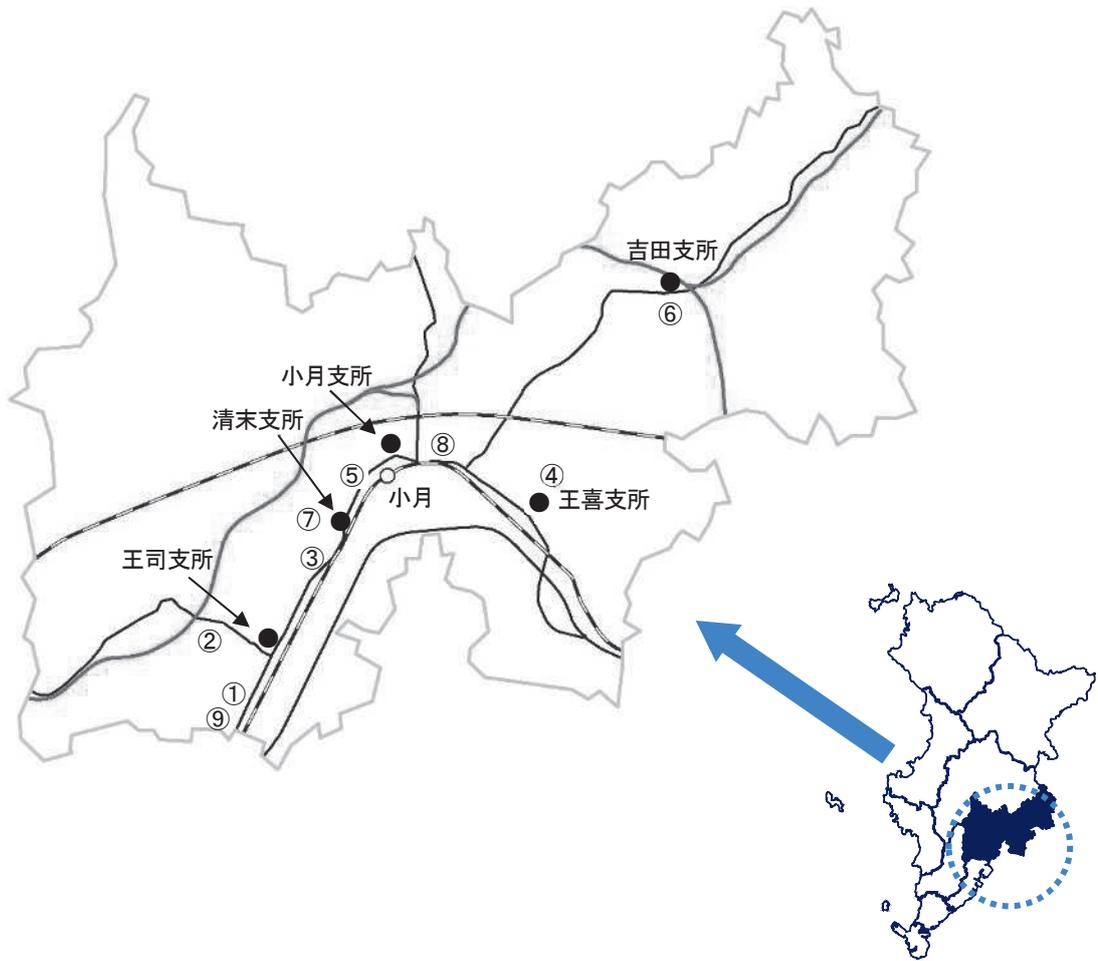
《確保方策》

【表 山陽区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】 (単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
1号認定(3～5歳教育)	① 量の見込み	127	127	126	123	125
	1号認定	100	100	104	101	103
	2号認定幼稚園希望	27	27	22	22	22
	② 確保の内容	150	150	150	150	150
	認定こども園	50	50	50	50	50
	幼稚園	100	100	100	100	100
[再掲]幼稚園+預かり保育	[27]	[27]	[22]	[22]	[22]	
	②-①	23	23	24	27	25
2号認定(3～5歳保育)	① 量の見込み	403	395	392	381	379
	② 確保の内容	408	408	405	402	399
	認定こども園	179	179	176	173	170
	保育園	229	229	229	229	229
	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
	②-①	5	13	13	21	20

		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)		令和10年度 (2028年度)		令和11年度 (2029年度)	
年齢区分		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
3号認定(0～2歳保育)	① 量の見込み	52	208	51	207	48	209	46	205	46	201
	② 確保の内容	64	210	64	210	63	210	63	210	63	209
	認定こども園	29	81	29	81	28	81	28	81	28	80
	保育園	28	113	28	113	28	113	28	113	28	113
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業	7	16	7	16	7	16	7	16	7	16
		②-①	12	2	13	3	15	1	17	5	17

【図 山陽区域の概況】



No	公/私	園名	施設種別
①	私	王司保育園	保育園
②	私	新生保育園	
③	私	清末保育園	
④	公	王喜こども園	認定こども園
⑤	私	小月こども園	
⑥	私	吉田緑こども園	幼稚園
⑦	公	清末幼稚園	
⑧	公	小月幼稚園	企業主導型保育事業
⑨	私	みらこ保育園	

(6)川中・勝山区域

《現状》

【表 川中・勝山区域の教育・保育の提供状況(利用定員数)】 (単位：箇所、人)

区 分		認定 こども園	幼稚園	確認を 受けない 幼稚園	保育園	地域型 保育事業	企業主導型 保育事業	計	プ ラ 20 20 令和6年度 確保方策
箇所数		2	2	1	8	1	1	15	14
利用 定員数	1号認定	28	120	240	-	-	-	388	435
	2号認定	155	-	-	653	-	-	808	856
	3号認定	125	-	-	415	19	12	571	567

資料：幼児保育課(令和6年4月1日現在)

《確保方策》

【表 川中・勝山区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】 (単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
1号認定(3～5歳教育)	① 量の見込み	279	272	261	258	252
	1号認定	226	221	212	210	206
	2号認定幼稚園希望	53	51	49	48	46
	② 確保の内容	337	362	362	362	365
	認定こども園	32	47	47	47	50
	幼稚園	305	315	315	315	315
	[再掲]幼稚園+預かり保育	[53]	[51]	[49]	[48]	[46]
	②-①	58	90	101	104	113
2号認定(3～5歳保育)	① 量の見込み	803	750	701	667	636
	② 確保の内容	808	782	774	771	765
	認定こども園	155	219	219	219	311
	保育園	653	563	555	552	454
	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
	②-①	5	32	73	104	129

		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)		令和10年度 (2028年度)		令和11年度 (2029年度)	
3号認定(0～2歳保育)	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	① 量の見込み	123	465	126	469	126	475	129	477	130	474
	② 確保の内容	112	449	118	463	122	476	122	469	122	467
	認定こども園	36	89	45	131	45	131	45	131	59	191
	保育園	67	338	59	296	58	295	58	288	44	226
	地域型保育事業	6	13	11	27	16	41	16	41	16	41
	企業主導型保育事業	3	9	3	9	3	9	3	9	3	9
	②-①	-11	-16	-8	-6	-4	1	-7	-8	-8	-7

【図 川中・勝山区域の概況】



No	公/私	園名	施設種別
①	私	しょうや保育園	保育園
②	私	清和保育園	
③	私	勝山保育園	
④	私	勝山第二保育園	
⑤	私	いずみ保育園	
⑥	私	みのり保育園	
⑦	私	木の実保育園	
⑧	私	木の実保育園分園	
⑨	私	ひえだ保育園	
⑩	私	みどり保育園	
⑪	公	垢田こども園	認定こども園
⑫	私	ゆたかこども園	幼稚園
⑬	公	川中幼稚園	
⑭	私	福王幼稚園	
⑮	私	下関国際高等学校附属幼稚園	地域型保育事業 企業主導型保育事業
⑯	私	ヤクルト保育園プティット下関	
⑰	私	企業内保育園ピーチ・ツリー-You Me City	

(7) 山陰区域

《現状》

【表 山陰区域の教育・保育の提供状況（利用定員数）】 (単位：箇所、人)

区 分		認定 こども園	幼稚園	確認を 受けない 幼稚園	保育園	地域型 保育事業	企業主導型 保育事業	計	プ ラ 20 20 令和6年度 確保方策
箇所数		1	1	0	3	0	2	7	5
利用 定員数	1号認定	60	120	-	-	-	-	180	370
	2号認定	70	-	-	155	-	-	225	255
	3号認定	-	-	-	86	-	37	123	100

資料：幼児保育課(令和6年4月1日現在)

《確保方策》

【表 山陰区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】 (単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
1号認定(3～5歳教育)	① 量の見込み	132	118	104	95	82
	1号認定	100	91	77	71	61
	2号認定幼稚園希望	32	27	27	24	21
	② 確保の内容	144	120	105	97	89
	認定こども園	54	50	50	52	54
	幼稚園	90	70	55	45	35
	[再掲]幼稚園+預かり保育	[32]	[27]	[27]	[24]	[21]
②-①	12	2	1	2	7	
2号認定(3～5歳保育)	① 量の見込み	217	219	216	214	210
	② 確保の内容	219	222	230	217	214
	認定こども園	62	67	155	152	149
	保育園	157	155	75	65	65
	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
	②-①	2	3	14	3	4

		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)		令和10年度 (2028年度)		令和11年度 (2029年度)	
3号認定(0～2歳保育)	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	① 量の見込み	15	94	17	91	16	91	17	88	16	87
	② 確保の内容	23	106	23	111	25	112	26	112	26	112
	認定こども園	0	6	0	11	10	60	10	61	10	61
	保育園	15	71	15	71	7	23	8	22	8	22
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業	8	29	8	29	8	29	8	29	8	29
②-①	8	12	6	20	9	21	9	24	10	25	

【図 山陰区域の概況】



No	公/私	園名	施設種別
①	公	吉見保育園	保育園
②	私	みそら保育園	
③	私	二葉保育園	
④	私	いちよう幼稚園	認定こども園
⑤	私	安岡幼稚園	幼稚園
⑥	私	りすさんの保育室第2園	企業主導型保育事業
⑦	私	やすおか KIDS	

(8) 菊川区域

《現状》

【表 菊川区域の教育・保育の提供状況（利用定員数）】 (単位：箇所、人)

区 分		認定 こども園	幼稚園	確認を 受けない 幼稚園	保育園	地域型 保育事業	企業主導型 保育事業	計	ア 20 令和6年度 確保方策
箇所数		1	1	0	0	0	0	2	2
利用 定員数	1号認定	10	20	-	-	-	-	30	50
	2号認定	85	-	-	-	-	-	85	85
	3号認定	60	-	-	-	-	-	60	60

資料：幼児保育課(令和6年4月1日現在)

《確保方策》

【表 菊川区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】 (単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
1号認定(3～5歳教育)	① 量の見込み	23	21	21	19	17
	1号認定	17	16	16	14	13
	2号認定幼稚園希望	6	5	5	5	4
	② 確保の内容	30	30	30	30	30
	認定こども園	10	10	10	10	10
	幼稚園	20	20	20	20	20
	[再掲]幼稚園+預かり保育	[6]	[5]	[5]	[5]	[4]
	②-①	7	9	9	11	13
2号認定(3～5歳保育)	① 量の見込み	83	81	77	76	71
	② 確保の内容	85	85	85	85	85
	認定こども園	85	85	85	85	85
	保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
	②-①	2	4	8	9	14

		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)		令和10年度 (2028年度)		令和11年度 (2029年度)	
年齢区分		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
3号認定(0～2歳保育)	① 量の見込み	11	43	11	42	9	44	9	41	9	40
	② 確保の内容	15	45	15	45	15	45	15	45	15	45
	認定こども園	15	45	15	45	15	45	15	45	15	45
	保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①	4	2	4	3	6	1	6	4	6	5

【図 菊川区域の概況】



No	公/私	園名	施設種別
①	公	菊川こども園	認定こども園
②	公	豊東幼稚園	幼稚園

(9) 豊田区域

《現状》

【表 豊田区域の教育・保育の提供状況（利用定員数）】 (単位：箇所、人)

区 分		認定 こども園	幼稚園	確認を 受けない 幼稚園	保育園	地域型 保育事業	企業主導型 保育事業	計	プ ラ 2020 令和6年度 確保方策
箇所数		2	0	0	0	0	0	2	2
利用 定員数	1号認定	20	-	-	-	-	-	20	20
	2号認定	80	-	-	-	-	-	80	80
	3号認定	40	-	-	-	-	-	40	40

資料：幼児保育課(令和6年4月1日現在)

《確保方策》

【表 豊田区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】 (単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
1号認定(3～5歳教育)	① 量の見込み	6	5	4	4	5
	1号認定	6	5	4	4	5
	2号認定幼稚園希望	-	-	-	-	-
	② 確保の内容	20	20	20	20	20
	認定こども園	20	20	20	20	20
	幼稚園	0	0	0	0	0
[再掲]幼稚園+預かり保育	-	-	-	-	-	
②-①		14	15	16	16	15
2号認定(3～5歳保育)	① 量の見込み	48	45	44	45	42
	② 確保の内容	80	80	80	80	80
	認定こども園	80	80	80	80	80
	保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
	②-①	32	35	36	35	38

		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)		令和10年度 (2028年度)		令和11年度 (2029年度)	
年齢区分		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
3号認定(0～2歳保育)	① 量の見込み	6	25	5	24	4	21	4	20	3	18
	② 確保の内容	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30
	認定こども園	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30
	保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①	4	5	5	6	6	9	6	10	7	12

【図 豊田区域の概況】



No	公/私	園名	施設種別
①	公	豊田下こども園	認定こども園
②	公	西市こども園	

(10) 豊浦区域

《現状》

【表 豊浦区域の教育・保育の提供状況（利用定員数）】 (単位：箇所、人)

区 分		認定 こども園	幼稚園	確認を 受けない 幼稚園	保育園	地域型 保育事業	企業主導型 保育事業	計	ア 20 令和6年度 確保方策
箇所数		2	0	0	2	0	0	4	4
利用 定員数	1号認定	80	-	-	-	-	-	80	80
	2号認定	150	-	-	39	-	-	189	190
	3号認定	85	-	-	41	-	-	126	130

資料：幼児保育課(令和6年4月1日現在)

《確保方策》

【表 豊浦区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】 (単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
1号認定(3～5歳教育)	① 量の見込み	30	28	26	26	23
	1号認定	30	28	26	26	23
	2号認定幼稚園希望	-	-	-	-	-
	② 確保の内容	80	80	80	80	80
	認定こども園	80	80	80	80	80
	幼稚園	0	0	0	0	0
	[再掲]幼稚園+預かり保育	-	-	-	-	-
②-①	50	52	54	54	57	
2号認定(3～5歳保育)	① 量の見込み	185	182	180	174	171
	② 確保の内容	189	189	189	189	189
	認定こども園	150	150	150	150	150
	保育園	39	39	39	39	39
	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
	②-①	4	7	9	15	18

		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)		令和10年度 (2028年度)		令和11年度 (2029年度)	
3号認定(0～2歳保育)	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	① 量の見込み	19	88	18	86	18	88	19	81	17	77
	② 確保の内容	29	97	29	97	29	97	29	97	29	97
	認定こども園	20	65	20	65	20	65	20	65	20	65
	保育園	9	32	9	32	9	32	9	32	9	32
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①	10	9	11	11	11	9	10	16	12	20

【図 豊浦区域の概況】



No	公/私	園名	施設種別
①	公	双葉保育園	保育園
②	私	安楽保育園	
③	公	川棚こども園	認定こども園
④	公	黒井こども園	

(11) 豊北区域

《現状》

【表 豊北区域の教育・保育の提供状況（利用定員数）】 (単位：箇所、人)

区 分		認定 こども園	幼稚園	確認を 受けない 幼稚園	保育園	地域型 保育事業	企業主導型 保育事業	計	プ ラ 20 20 令和6年度 確保方策
箇所数		2	0	0	0	0	0	2	2
利用 定員数	1号認定	25	-	-	-	-	-	25	25
	2号認定	60	-	-	-	-	-	60	60
	3号認定	35	-	-	-	-	-	35	35

資料：幼児保育課(令和6年4月1日現在)

《確保方策》

【表 豊北区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】 (単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
1号認定(3～5歳教育)	① 量の見込み	15	14	12	10	9
	1号認定	15	14	12	10	9
	2号認定幼稚園希望	-	-	-	-	-
	② 確保の内容	25	21	20	18	18
	認定こども園	25	21	20	18	18
	幼稚園	0	0	0	0	0
[再掲]幼稚園+預かり保育	-	-	-	-	-	
②-①		10	7	8	8	9
2号認定(3～5歳保育)	① 量の見込み	51	50	48	45	37
	② 確保の内容	57	62	57	54	51
	認定こども園	57	62	57	54	51
	保育園	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
	②-①	6	12	9	9	14

		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)		令和10年度 (2028年度)		令和11年度 (2029年度)	
年齢区分		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
3号認定(0～2歳保育)	① 量の見込み	4	20	4	19	3	17	3	17	3	15
	② 確保の内容	7	21	6	20	6	19	6	18	6	18
	認定こども園	7	21	6	20	6	19	6	18	6	18
	保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①	3	1	2	1	3	2	3	1	3	3

【図 豊北区域の概況】



No	公/私	園名	施設種別
①	公	豊北こども園	認定こども園
②	私	豊北きらきらこども園	

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの「量の見込み」と対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

#### (1) 利用者支援事業

##### 〔基本型〕

こどもやこどもの保護者が、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供や相談に応じます。

##### 〔特定型〕

待機児童の解消等を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるような支援を実施します。

##### 〔こども家庭センター型〕

母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する支援を実施するとともに、すべてのこども、妊産婦、子育て家庭に対し、個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施します。

#### 《現状》

【表 利用者支援事業の提供状況】 (単位：箇所)

区 分		箇所数	プア2020 令和6年度確保方策
市全域	基本型	3	2
	特定型	1	1
	こども家庭センター型	1	—

資料：子育て政策課、幼児保育課、こども家庭支援課、健康推進課(令和6年4月1日現在)

#### 《確保方策》

- 基本型について、新規実施箇所を検討します。
- 特定型について、幼児保育課窓口で実施します。
- こども家庭センター型について、健康推進課及びこども家庭支援課で実施します。

【表 利用者支援事業の量の見込みと確保の内容】 (単位：箇所)

区 分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
基本型	①量の見込み	箇所数	3	3	3	3	3
	②確保の内容	箇所数	3	3	3	3	3
	②-①	箇所数	0	0	0	0	0
特定型	①量の見込み	箇所数	1	1	1	1	1
	②確保の内容	箇所数	1	1	1	1	1
	②-①	箇所数	0	0	0	0	0
こども家庭 センター型	①量の見込み	箇所数	1	1	1	1	1
	②確保の内容	箇所数	1	1	1	1	1
	②-①	箇所数	0	0	0	0	0

## (2) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から出産・子育て期まで寄り添いながら相談支援を行います。面談等により出産や子育てに関するアドバイスや情報提供を行い、安心して出産子育てができるよう支援します。

### 《現状》

【表 相談支援の実施状況】 (単位：人)

区 分	面談実施者数	プア2020 令和6年度確保方策
市全域	2,503	—

資料：健康推進課(令和6年3月31日現在)

### 《確保方策》

- 妊娠を届け出た妊婦やこどもがいるすべての家庭に対して実施します。  
 〔実施体制〕 保健センターの保健師・助産師・看護師 31人  
 〔面談時期〕 妊娠期 妊娠届出時  
 妊娠8か月頃(面談希望者)  
 出産・産後 乳児家庭全戸訪問時

【表 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保の内容】 (単位：日)

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	延べ利用 日数	3,678	3,447	3,240	3,051	2,874
②確保の内容	延べ利用 日数	3,678	3,447	3,240	3,051	2,874
②-①	延べ利用 日数	0	0	0	0	0

### (3) 妊産婦健康診査

妊産婦の健康の保持増進を図るため、妊娠期間中の適切な時期に健康状態の把握や基本的な検査計測、必要に応じた医学的な検査及び保健指導を行う妊婦健康診査を医療機関において実施します。

また、産後うつの早期発見、早期支援を図り、新生児への虐待等を予防することを目的に産婦健康診査を実施します。

#### 《現状》

【表 妊産婦健康診査の実施状況】 (単位：回)

区 分	延べ受診回数/年	プア 2020 令和6年度確保方策
		延べ受診回数/年
市全域	17,980	22,048

資料：健康推進課(令和6年3月31日現在)

#### 《確保方策》

- すべての妊産婦を対象に実施します。

〔実施場所〕 医療機関、助産所

〔検査項目〕 基本的な健康診査(問診、診察、計測等)

必要に応じた医学的な検査(血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査等)

エジンバラ産後うつ病評価票

〔実施時期〕 妊娠初期より妊娠 23 週まで：4週間に1回

妊娠 24 週より妊娠 35 週まで：2週間に1回

妊娠 36 週以降分娩まで：1週間に1回

産後2週及び産後1か月：各1回

【表 妊産婦健康診査の量の見込みと確保の内容】 (単位：回)

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	延べ受診回数/年	18,022	16,890	15,876	14,949	14,082
②確保の内容	延べ受診回数/年	18,022	16,890	15,876	14,949	14,082
②-①	延べ受診回数/年	0	0	0	0	0

\*延べ受診回数は、各年度0歳児推計人口×1人当たりの平均受診回数で算出

#### (4) 産後ケア事業

身近にサポートしてくれる人がおらず、心身の不調または育児不安等がある母子に対し、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施します。

##### 《現状》

【表 産後ケア事業「産後ママとベビーのためのケア事業」の実施状況】(単位：日)

区 分	延べ利用日数	プ 案 2020 令和6年度確保方策
市全域	66	—

資料：健康推進課(令和6年3月31日現在)

##### 《確保方策》

〔実施場所〕 医療機関、助産所

〔実施体制〕 宿泊型、日帰り型、訪問型

【表 産後ケア事業の量の見込みと確保の内容】

(単位：日)

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	延べ利用日数	62	58	55	52	49
②確保の内容	延べ利用日数	62	58	55	52	49
②-①	延べ利用日数	0	0	0	0	0

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。

《現状》

【表 乳児家庭全戸訪問事業の提供状況】 (単位：人)

区 分	訪問人数	プシ2020 令和6年度確保方策
市全域	1,202	1,431

資料：健康推進課(令和6年3月31日現在)

《確保方策》

- 乳児がいるすべての家庭に対して実施します。  
〔実施体制〕 保健センターの保健師・助産師・看護師 31人  
〔面談時期〕 生後4か月まで

【表 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の内容】 (単位：人)

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	訪問人数/年	1,226	1,149	1,080	1,017	958
②確保の内容	訪問人数/年	1,226	1,149	1,080	1,017	958
②-①	訪問人数/年	0	0	0	0	0

\*各年度0歳児の推計人口と同数

## (6) 養育支援訪問事業

育児に対する不安や負担を抱えるこどもの保護者に対し、自立して適切な養育を行うことができるよう、家庭を訪問して指導・助言等の支援を行います。

《現状》

【表 養育支援訪問事業の提供状況】 (単位：人)

区 分	延べ訪問人数	プシ2020 令和6年度確保方策
市全域	620	430

資料：こども家庭支援課(令和6年3月31日現在)

《確保方策》

- 養育支援の必要な家庭を訪問します。

〔実施機関〕 市または委託による実施

【表 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の内容】 (単位：人)

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	延べ訪問人数/年	420	420	420	420	420
②確保の内容	延べ訪問人数/年	420	420	420	420	420
②-①	延べ訪問人数/年	0	0	0	0	0

## (7) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童等に対する適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関が情報共有や支援の内容に関する協議を行います。

### 《現状》

【表 要保護児童対策地域協議会の開催状況（市全域）】（単位：回）

区 分	開催回数
代表者会議	1
実務者会議	13
個別ケース検討会議	19

資料:こども家庭支援課(令和6年3月31日現在)

### 《確保方策》

- 要保護児童対策地域協議会を構成する代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を必要に応じて開催し、要保護児童等の情報共有、援助方針の決定、支援方針及び支援スケジュールの決定を行います。

【表 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の量の見込みと確保の内容】（単位：回）

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	回数 /年	41	41	41	41	41
②確保の内容	回数 /年	41	41	41	41	41
	代表者会議 回数 /年	1	1	1	1	1
	実務者会議 回数 /年	15	15	15	15	15
	個別ケース検討会議 回数 /年	25	25	25	25	25
②-①	回数 /年	0	0	0	0	0

## (8) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病や、夜間の残業などの理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難になったこどもについて、児童養護施設等において必要な養育・保護を行います。

《現状》

【表 子育て短期支援事業の提供状況（市全域）】 （単位：箇所、人）

区 分	箇所数	延べ利用人数	プシ2020 令和6年度確保方策
市全域	3	482	830

資料：子育て政策課(令和6年3月31日現在)

《確保方策》

- 既存の3箇所(児童養護施設2箇所、乳児院1箇所)の施設のほか、ファミリーホームや里親等新たな受け入れ先の確保に努めます。

【表 子育て短期支援事業の量の見込みと確保の内容】 （単位：人）

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	延べ利用人数/年	1,291	1,241	1,207	1,154	1,104
②確保の内容	延べ利用人数/年	950	950	950	950	950
	ショート	延べ利用人数/年	150	150	150	150
	トワイライト	延べ利用人数/年	800	800	800	800
②-①	延べ利用人数/年	-341	-291	-257	-204	-154

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター・就学児童）

育児の援助を受けることを希望する人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)が、それぞれ会員として地域で子育てをする相互援助活動事業のうち、放課後の子育てのサポート等を、小学生を対象として行います。

《現状》

【表 子育て援助活動支援事業の提供状況（就学児童）】（単位：人）

区 分	延べ利用人数	プシ 2020 令和6年度確保方策
		延べ利用人数/人
市全域	92	172

資料：子育て政策課(令和6年3月31日現在)

《確保方策》

- 既存の事業を提供します。

【表 子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保の内容】（単位：人）

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	延べ利用人数/年	346	346	346	346	346
②確保の内容	延べ利用人数/年	346	346	346	346	346
②-①	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0

## (10) 子育て世帯訪問支援事業

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整えます。

### 《現状》

【表 子育て世帯訪問支援事業の提供状況（見込み）】（単位：人日）

区 分	延べ人数 令和6年度 (2024年度)
市全域	420

資料:こども家庭支援課(令和6年4月1日現在)

### 《確保方策》

- 支援の必要な家庭に訪問支援員が訪問します。

【表 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保の内容】（単位：人日）

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	延べ人数/人日	429	416	403	390	375
②確保の内容	延べ人数/人日	429	416	403	390	375
②-①	延べ人数/人日	0	0	0	0	0

## (11) 児童育成支援拠点事業

こどもが安心して過ごせる居場所として、食事の提供や学習支援、生活習慣を整えるための支援や相談対応などを行う常設の拠点づくりを行います。

### 《現状》

【表 本事業の利用が望ましい児童の総計（「虐待相談を受けた延べ児童数」を基に算定）】

区 分	延べ児童数 令和5年度 (2023年度)	(単位：人)
市全域	117	

資料：子育て政策課(令和6年3月31日現在)

【表 日本財団子ども第三の居場所及び児童育成支援拠点事業の提供状況（市全域）】

区 分	箇所数	利用延人数 令和5年度 (2023年度)	(単位：箇所、人)
市全域	1	2,738	

資料：子育て政策課(令和6年3月31日現在)

### 《確保方策》

- 3箇所における事業の実施を検討します。

【表 児童育成支援拠点の量の見込みと確保の内容】 (単位：人)

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	利用人数/年	114	111	107	104	101
②確保の内容	利用人数/年	60	60	60	60	60
②-①	利用人数/年	-54	-51	-47	-44	-41

## (12) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を行います。

### ア 地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動を行う施設等を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を補助します。

【表 地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援制度の提供状況】

区 分	実施状況 令和5年度 (2023年度)	(単位：箇所、人)
箇所数	1	
利用実人数	4	

資料：幼児保育課(令和6年3月31日現在)

### イ 認定こども園特別支援教育・保育経費の補助

健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園に対して、職員加配に必要な費用の一部を補助します。

### (13) 病児保育事業

#### 〔病児・病後児対応型〕

病気のこどもについて、保育園、病院における専用スペースにおいて、保育士、看護師などが一時的に保育する事業を実施します。

#### 〔体調不良児対応型〕

乳児保育や医療的ケア児への対応の充実を図るため、認定こども園、保育園において病児保育事業(体調不良児対応型)を実施します。

#### ≪現状≫

【表 病児・病後児保育事業の提供状況】 (単位：箇所、人)

区 分		箇所数	延べ利用人数	プラン2020 令和6年度確保方策
市全域	病児・病後児対応型 <市実施型>	4	2,459	6,300
	体調不良児対応型	5	1,472	1,200

資料：子育て政策課、幼児保育課(令和6年3月31日現在)

#### ≪確保方策≫

- 病児・病後児対応型については、市実施型及び企業主導型により、安定的に受入れが可能となるように努めます。
- 体調不良児対応型については、認定こども園・保育園において実施します。

【表 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保の内容】 (単位：人、箇所)

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
① 量の見込み	延べ利用人数/年	20,928	20,124	19,565	18,709	17,903	
② 確保の内容	延べ利用人数/年	12,762	13,062	14,222	14,222	14,222	
	病児・病後児対応型 <市実施型>	延べ利用人数/年	7,540	7,540	8,700	8,700	8,700
		箇所数	4	4	5	5	5
	病児・病後児対応型 <企業主導型>	延べ利用人数/年	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750
		箇所数	4	4	4	4	4
	体調不良児対応型	延べ利用人数/年	1,472	1,772	1,772	1,772	1,772
箇所数		5	6	6	6	6	
②-①	延べ利用人数/年	-8,166	-7,062	-5,343	-4,487	-3,681	

(14) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育てに関する相談、情報提供、助言などを行うとともに、こどもとその保護者が他の親子と交流を行う場を設置します。

《現状》

【表 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の提供状況】（単位：箇所、人）

区 分	本庁	彦島	長府	山陽	川中・勝山	山陰	菊川
箇所数	1	2	2	2	3	0	1
延べ利用人数/年	6,232	5,802	8,196	9,715	14,097	0	2,604
プシ 2020 令和6年度 確保方策	9,360	7,776	9,722	6,146	14,803	6,600	3,261

区 分	豊田	豊浦	豊北	ふくふく こども館	親子ふれ あい広場	市計
箇所数	1	1	2	1	1	17
延べ利用人数/年	1,639	1,390	2,535	53,344	6,335	111,889
プシ 2020 令和6年度 確保方策	883	5,076	1,606	64,000	2,400	131,633

資料：子育て政策課、幼児保育課（令和6年3月31日現在）

《確保方策》

- 既存の17箇所を活用します。

【表 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の量の見込みと確保の内容】（単位：人、箇所）

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
市 全 体	①量の見込み	延べ利用人数/年	130,176	131,124	127,781	120,773	114,976
	②確保の内容	延べ利用人数/年	121,700	121,257	120,828	120,412	120,006
		箇所数	17	17	17	17	17
	②-①	延べ利用人数/年	-8,476	-9,867	-6,953	-361	5,030

\*量の見込みは利用児童数

(単位：人、箇所)

区 分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
本庁	①量の見込み	延べ利用人数/年	24,928	25,284	24,577	22,857	21,365
	②確保の内容	延べ利用人数/年	7,567	7,360	7,161	6,967	6,777
		箇所数	1	1	1	1	1
	②-①	延べ利用人数/年	-17,361	-17,924	-17,416	-15,890	-14,588
彦島	①量の見込み	延べ利用人数/年	10,298	10,153	8,840	7,570	6,555
	②確保の内容	延べ利用人数/年	5,802	5,802	5,802	5,802	5,802
		箇所数	2	2	2	2	2
	②-①	延べ利用人数/年	-4,496	-4,351	-3,038	-1,768	-753
長府	①量の見込み	延べ利用人数/年	14,067	14,450	13,660	12,893	12,264
	②確保の内容	延べ利用人数/年	7,483	7,483	7,483	7,483	7,483
		箇所数	2	2	2	2	2
	②-①	延べ利用人数/年	-6,584	-6,967	-6,177	-5,410	-4,781
山陽	①量の見込み	延べ利用人数/年	16,479	16,393	16,505	16,187	15,796
	②確保の内容	延べ利用人数/年	8,266	8,266	8,266	8,266	8,266
		箇所数	2	2	2	2	2
	②-①	延べ利用人数/年	-8,213	-8,127	-8,239	-7,921	-7,530
川中・勝山	①量の見込み	延べ利用人数/年	39,169	38,596	38,359	36,834	35,394
	②確保の内容	延べ利用人数/年	12,820	12,820	12,820	12,820	12,820
		箇所数	3	3	3	3	3
	②-①	延べ利用人数/年	-26,349	-25,776	-25,539	-24,014	-22,574
山陰	①量の見込み	延べ利用人数/年	13,235	13,464	14,120	14,168	14,259
	②確保の内容	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0
		箇所数	0	0	0	0	0
	②-①	延べ利用人数/年	-13,235	-13,464	-14,120	-14,168	-14,259
菊川	①量の見込み	延べ利用人数/年	4,031	4,550	4,432	4,024	3,802
	②確保の内容	延べ利用人数/年	3,199	3,111	3,027	2,945	2,865
		箇所数	1	1	1	1	1
	②-①	延べ利用人数/年	-832	-1,439	-1,405	-1,079	-937
豊田	①量の見込み	延べ利用人数/年	1,378	1,613	1,397	1,143	995
	②確保の内容	延べ利用人数/年	2,047	1,991	1,936	1,884	1,833
		箇所数	1	1	1	1	1
	②-①	延べ利用人数/年	669	378	539	741	838
豊浦	①量の見込み	延べ利用人数/年	5,345	5,828	5,135	4,555	4,096
	②確保の内容	延べ利用人数/年	1,705	1,659	1,614	1,570	1,528
		箇所数	1	1	1	1	1
	②-①	延べ利用人数/年	-3,640	-4,169	-3,521	-2,985	-2,568
豊北	①量の見込み	延べ利用人数/年	1,246	793	756	542	450
	②確保の内容	延べ利用人数/年	2,811	2,765	2,719	2,675	2,632
		箇所数	2	2	2	2	2
	②-①	延べ利用人数/年	1,565	1,972	1,963	2,133	2,182
ふんふんこども館	①量の見込み	延べ利用人数/年	-	-	-	-	-
	②確保の内容	延べ利用人数/年	64,000	64,000	64,000	64,000	64,000
		箇所数	1	1	1	1	1
	①量の見込み	延べ利用人数/年	-	-	-	-	-
親子ふれあい広場	①量の見込み	延べ利用人数/年	-	-	-	-	-
	②確保の内容	延べ利用人数/年	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
		箇所数	1	1	1	1	1
	②-①	延べ利用人数/年	-	-	-	-	-

(15) 一時預かり事業

ア 一時預かり事業（幼稚園型以外）

保育園等を利用していない家庭において、保護者が病気や介護などのためにこどもの保育が一時的に困難となった際やリフレッシュを希望する際等に、認定こども園や保育園、ふくふくこども館等において一時的に保育を行います。

また、育児の援助を受けることを希望する人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)が、それぞれ会員として地域で子育てをする子育て援助活動支援事業のうち、未就学児を対象とする一時的な預かりを行います。

《現状》

【表 一時預かり事業の提供状況】 (単位：箇所、人)

区 分		本庁	彦島	長府	山陽	川中・勝山	山陰
認定こども園・ 保育園	箇所数	10	5	7	5	5	2
	延べ利用人数	482	238	1,047	406	208	160
ふくふくこども館	延べ利用人数	—	—	—	—	—	—
地域子育て支援拠点	延べ利用人数	—	—	366	—	—	—
ファミリー・サポート・ センター	延べ利用人数	—	—	—	—	—	—
プヲ2020 令和6年度 確保方策	延べ利用人数	1,027	627	879	838	1,785	508

区 分		菊川	豊田	豊浦	豊北	市全域	市計
認定こども園・ 保育園	箇所数	1	2	3	2	—	42
	延べ利用人数	18	161	129	83	—	2,932
ふくふくこども館	延べ利用人数	—	—	—	—	504	504
地域子育て支援拠点	延べ利用人数	—	—	—	—	—	366
ファミリー・サポート・ センター	延べ利用人数	—	—	—	—	700	700
プヲ2020 令和6年度 確保方策	延べ利用人数	97	28	202	49	1,240	7,280

資料：子育て政策課、幼児保育課(令和6年3月31日現在)

《確保方策》

- 認定こども園、保育園、ふくふくこども館、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センターにおいて、事業を提供します。
- 一時預かりを必要とする方を積極的に受け入れられるよう、保育士確保対策事業等を通じて、質・量ともに一時預かり事業の拡充を図ります。

【表 一時預かり事業の量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

区 分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み	延べ利用人数/年	7,032	6,656	6,306	5,956	5,606
	②確保の内容	延べ利用人数/年	6,206	6,036	5,881	5,719	5,554
	②-①	延べ利用人数/年	-826	-620	-425	-237	-52
本庁	①量の見込み	延べ利用人数/年	1,536	1,441	1,346	1,251	1,156
	②確保の内容	延べ利用人数/年	482	485	492	498	501
	②-①	延べ利用人数/年	-1,054	-956	-854	-753	-655
彦島	①量の見込み	延べ利用人数/年	288	256	224	192	160
	②確保の内容	延べ利用人数/年	288	256	224	192	160
	②-①	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0
長府	①量の見込み	延べ利用人数/年	1,080	1,037	994	951	908
	②確保の内容	延べ利用人数/年	1,080	1,037	994	951	908
	②-①	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0
山陽	①量の見込み	延べ利用人数/年	768	725	685	645	605
	②確保の内容	延べ利用人数/年	768	725	685	645	605
	②-①	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0
川中勝山	①量の見込み	延べ利用人数/年	2,280	2,176	2,091	2,006	1,921
	②確保の内容	延べ利用人数/年	808	812	820	822	824
	②-①	延べ利用人数/年	-1,472	-1,364	-1,271	-1,184	-1,097
山陰	①量の見込み	延べ利用人数/年	792	757	727	697	667
	②確保の内容	延べ利用人数/年	792	757	727	697	667
	②-①	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0
菊川	①量の見込み	延べ利用人数/年	72	64	57	50	43
	②確保の内容	延べ利用人数/年	72	64	57	50	43
	②-①	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0
豊田	①量の見込み	延べ利用人数/年	48	43	38	33	28
	②確保の内容	延べ利用人数/年	48	43	38	33	28
	②-①	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0
豊浦	①量の見込み	延べ利用人数/年	144	135	126	117	108
	②確保の内容	延べ利用人数/年	144	135	126	117	108
	②-①	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0
豊北	①量の見込み	延べ利用人数/年	24	22	18	14	10
	②確保の内容	延べ利用人数/年	24	22	18	14	10
	②-①	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0
こども館	①量の見込み	延べ利用人数/年	-	-	-	-	-
	②確保の内容	延べ利用人数/年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	②-①	延べ利用人数/年	-	-	-	-	-
ファミリーサポートセンター!	①量の見込み	延べ利用人数/年	-	-	-	-	-
	②確保の内容	延べ利用人数/年	700	700	700	700	700
	②-①	延べ利用人数/年	-	-	-	-	-

イ 一時預かり事業（幼稚園型）

認定こども園や幼稚園に在籍する満3歳以上の幼児について、教育時間の前後または長期休業日等に、当該幼稚園等で一時的に保育を行います。

《現状》

【表 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の提供状況】（単位：箇所、人）

区 分	本庁	彦島	長府	山陽	川中・勝山	山陰
箇所数	8	2	4	5	3	1
延べ利用人数/年	7,715	291	3,562	4,733	3,013	4,672
プシ 2020 令和6年度 確保方策	27,727	518	11,260	7,431	15,538	11,580

区 分	菊川	豊田	豊浦	豊北	市計
箇所数	2	2	2	1	30
延べ利用人数/年	936	120	66	8	25,116
プシ 2020 令和6年度 確保方策	1,438	61	398	92	76,043

資料：幼児保育課（令和6年3月31日現在）

《確保方策》

- 既存の幼稚園等において事業を提供します。

【表 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の量の見込みと確保の内容】（単位：人、箇所）

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市 全 体	①量の見込み	延べ利用人数/年	25,426	25,426	24,623	24,623
	1号認定	延べ利用人数/年	2,543	2,543	2,463	2,463
	2号認定	延べ利用人数/年	22,883	22,883	22,160	22,160
	②確保の内容	延べ利用人数/年	25,426	25,426	24,623	24,623
		箇所数	32	32	31	31
	②-①	延べ利用人数/年	0	0	0	0
本 庁	①量の見込み	延べ利用人数/年	7,715	7,715	7,715	7,715
	1号認定	延べ利用人数/年	772	772	772	772
	2号認定	延べ利用人数/年	6,943	6,943	6,943	6,943
	②確保の内容	延べ利用人数/年	7,715	7,715	7,715	7,715
		箇所数	8	8	8	8
	②-①	延べ利用人数/年	0	0	0	0
彦 島	①量の見込み	延べ利用人数/年	291	291	291	291
	1号認定	延べ利用人数/年	30	30	30	30
	2号認定	延べ利用人数/年	261	261	261	261
	②確保の内容	延べ利用人数/年	291	291	291	291
		箇所数	2	2	2	2
	②-①	延べ利用人数/年	0	0	0	0

(単位：人、箇所)

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
長府	①量の見込み	延べ利用人数/年	3,562	3,562	3,562	3,562
	1号認定	延べ利用人数/年	357	357	357	357
	2号認定	延べ利用人数/年	3,205	3,205	3,205	3,205
	②確保の内容	延べ利用人数/年	3,562	3,562	3,562	3,562
		箇所数	4	4	4	4
	②-①	延べ利用人数/年	0	0	0	0
山陽	①量の見込み	延べ利用人数/年	4,733	4,733	4,733	4,733
	1号認定	延べ利用人数/年	474	474	474	474
	2号認定	延べ利用人数/年	4,259	4,259	4,259	4,259
	②確保の内容	延べ利用人数/年	4,733	4,733	4,733	4,733
		箇所数	5	5	5	5
	②-①	延べ利用人数/年	0	0	0	0
川中勝山	①量の見込み	延べ利用人数/年	3,323	3,323	3,323	3,323
	1号認定	延べ利用人数/年	333	333	333	333
	2号認定	延べ利用人数/年	2,990	2,990	2,990	2,990
	②確保の内容	延べ利用人数/年	3,323	3,323	3,323	3,323
		箇所数	5	5	5	5
	②-①	延べ利用人数/年	0	0	0	0
山陰	量の見込み	延べ利用人数/年	4,672	4,672	4,672	4,672
	1号認定	延べ利用人数/年	468	468	468	468
	2号認定	延べ利用人数/年	4,204	4,204	4,204	4,204
	確保の内容	延べ利用人数/年	4,672	4,672	4,672	4,672
		箇所数	1	1	1	1
	②-①	延べ利用人数/年	0	0	0	0
菊川	①量の見込み	延べ利用人数/年	936	936	133	133
	1号認定	延べ利用人数/年	94	94	14	14
	2号認定	延べ利用人数/年	842	842	119	119
	②確保の内容	延べ利用人数/年	936	936	133	133
		箇所数	2	2	1	1
	②-①	延べ利用人数/年	0	0	0	0
豊田	①量の見込み	延べ利用人数/年	120	120	120	120
	1号認定	延べ利用人数/年	12	12	12	12
	2号認定	延べ利用人数/年	108	108	108	108
	②確保の内容	延べ利用人数/年	120	120	120	120
		箇所数	2	2	2	2
	②-①	延べ利用人数/年	0	0	0	0
豊浦	①量の見込み	延べ利用人数/年	66	66	66	66
	1号認定	延べ利用人数/年	7	7	7	7
	2号認定	延べ利用人数/年	59	59	59	59
	②確保の内容	延べ利用人数/年	66	66	66	66
		箇所数	2	2	2	2
	②-①	延べ利用人数/年	0	0	0	0
豊北	①量の見込み	延べ利用人数/年	8	8	8	8
	1号認定	延べ利用人数/年	1	1	1	1
	2号認定	延べ利用人数/年	7	7	7	7
	②確保の内容	延べ利用人数/年	8	8	8	8
		箇所数	1	1	1	1
	②-①	延べ利用人数/年	0	0	0	0

\*表中の「2号認定」は、一時預かり事業(幼稚園型)を利用する者のうち「保育の必要性」があるもの

## (16) 延長保育事業

保護者の多様な就労形態や長時間の通勤等に伴い、通常の保育時間を延長して保育を行います。

《現状》

【表 延長保育事業の提供状況】

(単位：箇所、人)

区分	本庁	彦島	長府	山陽	川中・勝山	山陰	菊川	豊田	豊浦	豊北	市計
箇所数	16	6	7	5	12	4	1	2	4	2	59
利用実人数	434	179	228	295	394	127	53	29	117	24	1,880
ポリ2020 令和6年度 確保方策	174	80	109	100	365	108	10	8	61	9	1,024

資料：幼児保育課(令和6年3月31日現在)

《確保方策》

【表 延長保育事業の量の見込みと確保の内容】

(単位：人、箇所)

区分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み	実人数	1,193	1,174	1,151	1,130	1,108
	②確保の内容	実人数	1,880	1,885	1,896	1,904	1,907
		箇所数	61	61	61	61	61
	②-①	実人数	687	711	745	774	799
本庁	①量の見込み	実人数	229	224	211	203	198
	②確保の内容	実人数	434	434	434	434	434
		箇所数	17	17	17	17	17
	②-①	実人数	205	210	223	231	236
彦島	①量の見込み	実人数	90	85	77	74	68
	②確保の内容	実人数	179	179	179	179	179
		箇所数	6	6	6	6	6
	②-①	実人数	89	94	102	105	111
長府	①量の見込み	実人数	134	129	123	119	118
	②確保の内容	実人数	228	228	228	228	228
		箇所数	8	8	8	8	8
	②-①	実人数	94	99	105	109	110
山陽	①量の見込み	実人数	150	146	146	142	140
	②確保の内容	実人数	295	295	295	295	295
		箇所数	5	5	5	5	5
	②-①	実人数	145	149	149	153	155
川中・勝山	①量の見込み	実人数	352	337	325	311	302
	②確保の内容	実人数	394	394	394	394	394
		箇所数	12	12	12	12	12
	②-①	実人数	42	57	69	83	92

(単位：人、箇所)

区 分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
山陰	①量の見込み	実人数	124	132	143	151	153
	②確保の内容	実人数	127	132	143	151	153
		箇所数	4	4	4	4	4
	②-①	実人数	3	0	0	0	0
菊川	①量の見込み	実人数	37	43	49	53	54
	②確保の内容	実人数	53	53	53	53	54
		箇所数	1	1	1	1	1
	②-①	実人数	16	10	4	0	0
豊田	①量の見込み	実人数	12	13	11	12	12
	②確保の内容	実人数	29	29	29	29	29
		箇所数	2	2	2	2	2
	②-①	実人数	17	16	18	17	17
豊浦	①量の見込み	実人数	52	53	55	56	56
	②確保の内容	実人数	117	117	117	117	117
		箇所数	4	4	4	4	4
	②-①	実人数	65	64	62	61	61
豊北	①量の見込み	実人数	13	12	11	9	7
	②確保の内容	実人数	24	24	24	24	24
		箇所数	2	2	2	2	2
	②-①	実人数	11	12	13	15	17

(17) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童(小学生)に対し、放課後、土曜日及び長期休業中に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、こどもの状況や心身の成長の過程を踏まえながら、健全な育成を図ります。

《現状》

- プラン 2020 の計画期間中に、専用棟の新設等により既存クラブにおける利用定員数を拡充し待機児童の解消を図ってきましたが、地域によって十分ではない状況です。

【表 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の提供状況】（単位：箇所、人）

区 分	本庁	彦島	長府	山陽	川中・勝山	山陰
クラブ数	8	5	2	4	6	2
登録児童数	525	184	245	312	699	196
利用定員数	674	316	260	361	756	208
プラン 2020 令和6年度 確保方策	547	230	297	369	734	247

区 分	菊川	豊田	豊浦	豊北	市計
クラブ数	3	2	4	1	37
登録児童数	81	33	155	46	2,476
利用定員数	125	65	218	47	3,030
プラン 2020 令和6年度 確保方策	42	23	161	51	2,701

資料：子育て政策課（令和6年5月1日現在）

《確保方策》

- 従前から取り組んでいる余裕教室の確保や専用棟の新設に加え、特別教室のタイムシェアや既存施設の改修による受け皿の確保策などあらゆる手法を検討し、待機児童が生じることのない安定したクラブ運営を行います。

【表 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保の内容】（単位：人）

区 分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
市 全 体	① 量 の 見 込 み	1年生	利用人数	837	858	761	786	733
		2年生	利用人数	750	751	767	680	705
		3年生	利用人数	571	589	592	604	535
		4年生	利用人数	342	313	321	324	329
		5年生	利用人数	122	133	121	124	126
		6年生	利用人数	59	52	56	50	52
		計	利用人数	2,681	2,696	2,618	2,568	2,480
	②確保の内容	利用人数	3,041	3,134	3,134	3,175	3,175	
	②-①	利用人数	360	438	516	607	695	

(単位：人)

区 分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
本庁	①量の見込み	1年生	利用人数	147	153	132	144	131
		2年生	利用人数	135	132	137	118	129
		3年生	利用人数	109	106	104	108	93
		4年生	利用人数	79	60	58	57	59
		5年生	利用人数	25	31	23	22	22
		6年生	利用人数	15	11	13	10	9
		計	利用人数	510	493	467	459	443
	②確保の内容	利用人数	674	674	674	694	694	
	②-①	利用人数	164	181	207	235	251	
彦島	①量の見込み	1年生	利用人数	68	70	64	53	59
		2年生	利用人数	60	61	63	57	47
		3年生	利用人数	40	47	48	50	45
		4年生	利用人数	28	22	26	26	27
		5年生	利用人数	12	11	8	10	10
		6年生	利用人数	4	5	5	3	4
		計	利用人数	212	216	214	199	192
	②確保の内容	利用人数	316	316	316	316	316	
	②-①	利用人数	104	100	102	117	124	
長府	①量の見込み	1年生	利用人数	86	96	68	71	69
		2年生	利用人数	75	77	86	61	64
		3年生	利用人数	58	59	61	68	48
		4年生	利用人数	43	32	32	33	37
		5年生	利用人数	7	17	12	12	13
		6年生	利用人数	4	3	7	5	5
		計	利用人数	273	284	266	250	236
	②確保の内容	利用人数	260	280	280	280	280	
	②-①	利用人数	-13	-4	14	30	44	
山陽	①量の見込み	1年生	利用人数	110	114	104	110	99
		2年生	利用人数	104	99	102	93	99
		3年生	利用人数	79	82	78	80	73
		4年生	利用人数	42	43	45	43	44
		5年生	利用人数	15	16	17	17	17
		6年生	利用人数	9	6	7	7	7
		計	利用人数	359	360	353	350	339
	②確保の内容	利用人数	372	372	372	372	372	
	②-①	利用人数	13	12	19	22	33	
川中・勝山	①量の見込み	1年生	利用人数	261	254	251	269	240
		2年生	利用人数	222	234	227	225	241
		3年生	利用人数	169	174	184	178	177
		4年生	利用人数	93	93	95	101	97
		5年生	利用人数	32	36	36	37	39
		6年生	利用人数	15	14	15	15	16
		計	利用人数	792	805	808	825	810
	②確保の内容	利用人数	756	829	829	829	829	
	②-①	利用人数	-36	24	21	4	19	

(単位：人)

区 分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
山陰	①量の見込み	1年生	利用人数	80	85	68	69	69
		2年生	利用人数	70	72	76	61	62
		3年生	利用人数	51	55	57	60	48
		4年生	利用人数	24	28	30	31	33
		5年生	利用人数	12	9	11	12	12
		6年生	利用人数	2	5	4	5	5
		計	利用人数	239	254	246	238	229
	②確保の内容	利用人数	208	208	208	229	229	
	②-①	利用人数	-31	-46	-38	-9	0	
菊川	①量の見込み	1年生	利用人数	20	25	25	22	25
		2年生	利用人数	27	18	22	22	20
		3年生	利用人数	15	21	14	17	17
		4年生	利用人数	8	8	11	8	9
		5年生	利用人数	6	3	3	4	3
		6年生	利用人数	2	3	1	1	2
		計	利用人数	78	78	76	74	76
	②確保の内容	利用人数	125	125	125	125	125	
	②-①	利用人数	47	47	49	51	49	
豊田	①量の見込み	1年生	利用人数	8	8	6	7	6
		2年生	利用人数	7	7	7	5	6
		3年生	利用人数	4	6	6	6	4
		4年生	利用人数	4	2	3	3	3
		5年生	利用人数	3	2	1	1	1
		6年生	利用人数	2	1	1	0	0
		計	利用人数	28	26	24	22	20
	②確保の内容	利用人数	65	65	65	65	65	
	②-①	利用人数	37	39	41	43	45	
豊浦	①量の見込み	1年生	利用人数	47	45	34	33	30
		2年生	利用人数	40	42	40	30	30
		3年生	利用人数	37	31	33	31	24
		4年生	利用人数	18	20	17	18	17
		5年生	利用人数	8	7	8	7	7
		6年生	利用人数	3	3	3	3	3
		計	利用人数	153	148	135	122	111
	②確保の内容	利用人数	218	218	218	218	218	
	②-①	利用人数	65	70	83	96	107	
豊北	①量の見込み	1年生	利用人数	10	8	9	8	5
		2年生	利用人数	10	9	7	8	7
		3年生	利用人数	9	8	7	6	6
		4年生	利用人数	3	5	4	4	3
		5年生	利用人数	2	1	2	2	2
		6年生	利用人数	3	1	0	1	1
		計	利用人数	37	32	29	29	24
	②確保の内容	利用人数	47	47	47	47	47	
	②-①	利用人数	10	15	18	18	23	

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が幼稚園(子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園)に支払うべき食事の提供(副食の提供に限る。)に係る費用を助成します。

下関市では、令和6年度末を以ってすべての幼稚園が子ども・子育て支援新制度への移行が完了する予定となっているため、令和7年度以降の方策はありません。

【表 実費徴収に係る補足給付を行う事業の提供状況】 (単位：箇所、人)

区 分	本庁	彦島	長府	山陽	川中・勝山	山陰	菊川	豊田	豊浦	豊北
箇所数	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－
利用実人数	－	－	－	－	39	－	－	－	－	－

資料：幼児保育課(令和6年3月31日現在)

---

 **第6章 計画の取組**

---



## 第6章 計画の取組

### 基本目標Ⅰ すべての子育て家庭をライフステージを通じて切れ目なく支える環境づくり

#### 施策目標 1 こども・若者の権利擁護

##### 施策展開の方向 1 こどもの権利に関する施策充実・普及啓発

こども・若者の権利に関する施策の充実と普及啓発の強化を図ります。

施策	内容	担当課
こども・若者への意見聴取	声を聴かれにくいこども・若者に対して、利用したり生活したりしている施設等を訪問した上で、意見を言いやすい雰囲気づくりを行い、意見を引き出す <u>ファシリテーター</u> を交えて意見聴取を行い、適切に意見表明者に対しフィードバックします。	子育て政策課

#### 施策目標 2 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実

##### 施策展開の方向 1 安心して出産できる保健・医療体制の整備

こどもを安心して生み育てることができるよう、妊娠・出産期における健康づくりを支援し、相談体制及び医療体制の充実を図ります。

施策	内容	担当課
妊産婦健康診査の実施	妊産婦の心身の健康の保持増進を図るため、妊産婦に対して健康診査を行い、心身の異常の早期発見を図ります。	健康推進課
相談・指導体制の充実	保健師等の専門職が様々な相談に応じ、妊娠期から出産・子育て期まで寄り添いながら切れ目のない支援を提供し安心してこどもを生み育てる環境づくりを推進します。	健康推進課
出産後の支援の充実	出産後の育児に不安を抱える母親を対象とした産後ケア事業等、出産後の母子への支援の充実を図ります。	健康推進課

施策	内容	担当課
周産期医療の充実	安全な出産を確保するため、地域の周産期医療施設と連携し、母体・新生児救急医療体制の充実を図ります。	保健医療政策課 地域医療課
移送サービスの提供	出産等の際に、何らかの移動手段を必要とする妊産婦に対し、認定タクシードライバーが自宅と病院等までの区間を移送するサービスを、デジタル技術を活用した上で提供します。	子育て政策課

## 施策展開の方向2 健やかに育つための保健・医療体制の整備

こどもの健康が確保されるよう、乳幼児健康診査等においてこどもの健康づくりを支援するとともに、保護者の育児不安の解消や虐待防止の観点から情報提供体制や相談体制の充実を図ります。

また、こどもが病気やけがの際に安心して医療を受けることができる体制の充実を図ります。

施策	内容	担当課
健康診査等の充実	乳幼児期の心身の発達異常を早期に発見し、適切な対応を行うため、健康診査を実施するとともに、経過観察の必要な乳幼児について保健指導を行います。	健康推進課
相談・指導体制の充実	安心して育児を行うことができるよう、気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、乳幼児の保健医療に対する適時適切な指導・助言を行います。	健康推進課
疾病・感染症予防対策の推進	乳幼児期からの生活習慣病予防や感染症予防、予防接種に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	健康推進課
小児医療体制の充実	休日・夜間の救急医療体制を充実するとともに、小児救急医療体制や適正な受診についての周知を図ります。	保健医療政策課 地域医療課

### 施策展開の方向3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

自殺防止対策、性や喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の普及など、学童期・思春期における心身の健康の向上を図るための取組を推進します。

施策	内容	担当課
思春期保健体制の充実	思春期保健関係機関と連携し、性や生命に関する学習機会の充実や喫煙・薬物に関する正しい知識の普及を図ります。	保健医療政策課 健康推進課 学校教育課
相談体制の充実	児童生徒の心のケアや身体の問題に対応する相談体制の充実を図ります。	健康推進課 生涯学習課 こども家庭支援課
自殺防止の推進	自殺を防止するため、幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止や自殺の兆候の早期発見等に取り組むことや、相談体制の充実を図ります。	健康推進課 学校教育課 生涯学習課

### 施策展開の方向4 情報提供体制・相談支援体制の充実

子育てに関するあらゆる情報が、すべての子育て家庭へ確実に伝わる情報提供体制づくりを進めるとともに、相談窓口の明確化に努め、気軽に相談できる場や様々な問題に適切に対応する相談支援体制の充実を図ります。

施策	内容	担当課
情報提供体制の充実	子育てに関する情報がすべての子育て家庭に確実に伝わるよう、より効果的な提供方法を検討し、様々な方法・媒体で情報を提供します。	こども未来部 教育委員会 保健部 福祉部
子育てにかかる手続きの負担軽減	行政手続きのオンライン化を進めるなど子育て当事者の利便性を向上します。	子育て政策課 幼児保育課 こども家庭支援課
地域の関係機関・団体等との連携による情報提供の充実	教育・保育施設や医療機関、子育て支援を行う機関・団体等と連携を図った情報提供体制の充実を図ります。	こども未来部 教育委員会 保健部 福祉部
母子保健と児童福祉の連携強化	こども家庭センターに配置するセンター長・統括支援員を中心として、母子保健機能と児童福祉機能による一体的な支援を進めます。	こども家庭支援課 健康推進課

施策	内容	担当課
こども家庭センターを中心とした相談支援体制の充実	個々のケースに適切に対応できるよう、 <u>こども家庭センター</u> 、保健センター、 <u>子育て支援センター</u> や家庭児童相談室等において、各種相談機能の充実を図ります。また、相談機関の周知を図るとともに利用しやすい体制を整備します。	こども家庭支援課 健康推進課 幼児保育課 子育て政策課
子育て支援フロアの設置	市役所本庁舎東棟1階に親子ふれあい広場を設置し、支援センターとしての機能を付加します。本市の子育て支援の中核を担う場所として、子育てに関する総合的な相談体制の充実や、各子育て支援センター等と連携した子育て支援機能の充実を図ります。さらに、市役所本庁舎内の立地を活かし、保護者が市役所で手続き等を行っている間、一時預かり事業に準じたこどもの「見守り」を行います。	子育て政策課
関連部局の連携	保健・福祉・教育等、庁内の関係部局が連携を図り、一体となった支援を進めます。	こども未来部 教育委員会 保健部 福祉部
必要な人へ確実に届く支援	支援情報を知らない、手続きが煩雑でサービス利用に至らない、支援が必要な状況であることを自覚していないなど、支援が届かない・届きにくい状況にあるこども・若者、子育て家庭を含め、すべての対象者へ必要な支援を確実に届けられるよう、 <u>プッシュ型</u> 、 <u>アウトリーチ型</u> の支援を行います。また、こどもや高齢者、障害者など、複数の分野にまたがった複雑化・複合化した課題に対応するため包括的(重層的)な支援体制づくりを進めます。	こども未来部 教育委員会 保健部 福祉部

### 施策目標 3 すべての子育て家庭への支援の充実

#### 施策展開の方向 1 多様な子育て支援サービスの充実

緊急時の預かりや保護者のリフレッシュのための預かりなど、すべての家庭が利用できる一時的な保育の充実等を図ります。

施策	内容	担当課
一時的な保育の充実	地域の人や子育て関係機関・団体と連携し、病気や介護のためにこどもの保育が困難になった場合やリフレッシュを希望する場合等の就学前児童・小学生等を対象とした一時的な保育の充実を図ります。また、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の認定こども園や保育園の一時預かりの充実を図ります。	幼児保育課 子育て政策課
多様な保育サービスの充実	延長保育や休日保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスや幼稚園における一時預かりの充実を図ります。	幼児保育課 子育て政策課
民間保育サービスの育成	民間保育サービス等に対する助言及び援助を充実するとともに、職員の研修会等の充実を図り、民間保育従事者との連携の場の形成に努めます。	幼児保育課
子育ての応援をする有償ボランティア活動の調整	育児の援助を受けたい人で行いたい人が、それぞれ依頼会員と提供会員として助け合う事業を、有償ボランティアで行います。	子育て政策課

## 施策展開の方向2 経済的負担の軽減

国の動向を踏まえ、幼児期の教育・保育を無償化するとともに、教育や養育に要する費用や医療費の負担軽減を図るための助成を行います。

また、デジタル技術を活用した手続きの簡素化等を推進し、子育て世帯の利便性の向上を図ります。

施策	内容	担当課
幼児期の教育・保育の無償化	3～5歳のすべての子ども、0～2歳の住民税非課税世帯のすべての子ども、住民税課税世帯においては同一生計の子どもを数えて第2子以降の子どもを対象として、認定こども園、幼稚園、保育園、認可外保育施設等（保育の必要性がある場合に限り月額上限の範囲内で）の利用料を無償化します。	幼児保育課 子育て政策課
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	幼児教育・保育の無償化にあたり、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を確保するため、各施設や保護者に制度をしっかりと周知した上で適切な支給を行います。	幼児保育課 子育て政策課
養育に要する費用の負担軽減	国の動向を踏まえ、養育に要する費用等の負担軽減を図るとともに、各種制度の周知を図ります。	こども家庭支援課
こどもの医療費の負担軽減	こどもの医療費の負担軽減を図るため、医療費の健康保険自己負担分を助成します。	こども家庭支援課 障害者支援課 健康推進課
就学に要する費用の負担軽減	経済的理由により就学が困難な家庭等を対象として、就学に必要な費用を助成するとともに、経済的理由により修学が困難な生徒・学生に対し、学資の貸し付けを行います。	学校教育課
不妊治療に関する費用の負担軽減	不妊に悩む人の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。	健康推進課

## 基本目標Ⅱ こども・若者の健やかな成長を支える環境づくり

### 施策目標 1 就学前の教育・保育の総合的な提供

#### 施策展開の方向 1 教育・保育の質の充実

乳幼児期の教育の重要性や特性を踏まえ、認定こども園や幼稚園、保育園等の教育・保育事業の質の向上を図ります。

施策	内容	担当課
教育・保育の提供体制の充実	子どものための教育・保育給付(施設型給付費等)により、 <u>認定こども園</u> 、 <u>幼稚園</u> 、 <u>保育園</u> 等の充実を図ります。また、 <u>インクルーシブ保育</u> や <u>乳児等通園支援事業</u> ( <u>こども誰でも通園制度</u> )に取り組めます。	幼児保育課
幼児期の教育・保育の充実	幼児期の特性や心身の成長の過程に応じた教育・保育の質的向上を図るため、 <u>保育士・保育所支援センター</u> を活用した保育士等の確保や研修等を実施し、 <u>幼稚園教諭</u> 、 <u>保育士</u> などの専門性を高めます。	幼児保育課
<u>認定こども園</u> の設置促進	多様化する保育需要への対応や、幼児期の学校教育を一定規模の集団の中で提供するため、 <u>認定こども園</u> の設置促進を図ります。	幼児保育課
サービスの質の向上	<u>幼稚園教諭</u> 、 <u>保育士</u> などの知識・技術や施設運営の質を高める研修を行うとともに、 <u>保育サービス評価</u> 等の導入・実施に取り組めます。	幼児保育課
施設の充実	<u>認定こども園</u> 、 <u>幼稚園</u> 、 <u>保育園</u> の長寿命化、 <u>乳児等通園支援事業</u> ( <u>こども誰でも通園制度</u> )に向けた施設改修、 <u>インクルーシブ遊具</u> の整備や遊具のリニューアル等に取り組む、効率的に就学前施設の整備を進めます。	幼児保育課
安全性の向上	就学前施設の安全対策事業等に取り組む、保育中の事故発生防止に向けた環境づくりを進めます。	幼児保育課

## 施策展開の方向2 ご幼保小連携の推進

幼児期の教育の質の向上を図るため、幼児期の教育と就学後の教育の連続性を踏まえ、ご幼保小連携の体制を整備します。

施策	内容	担当課
就学前教育と小学校教育の連携の推進	認定こども園、幼稚園、保育園、小学校の連絡会や研修会を実施するなど、就学前施設と小学校との円滑な連携を図ります。	幼児保育課 教育研修課
幼稚園と保育園の連携強化	幼稚園と保育園の連携を強化し、それぞれの機能を活かした就学前の教育・保育の充実を図ります。	幼児保育課

## 施策目標2 こども達一人ひとりの生き抜く力の育成

### 施策展開の方向1 学校教育の充実

生き抜く力と豊かな心を育むとともに確かな学力と体力を身に付け、こども一人ひとりが持つ個性を生かしながら、自信と希望を持って自らの将来や社会を力強く切りひらいていけるよう、教育活動の充実を図ります。

施策	内容	担当課
確かな学力の育成	こども達が基礎的・基本的な知識や技能を習得するとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力や主体的に学習に取り組む態度を養う教育を推進します。また、一人ひとりに合った「個別最適な学び」と、多くの人と学び合う「協働的な学び」を効果的に組み合わせ、「主体的・対話的で深い学び」を実現します。	教育研修課
豊かな心の育成	こども達の「命を大切にする心」、「思いやりの心」、「感動する心」、「規範意識」等の豊かな心を育む「心の教育」を充実します。	教育研修課

施策	内容	担当課
健やかな体の育成	こども達が、心身の成長の過程に応じて健康で安全な生活を送ることができるよう、体力・運動能力の向上や食習慣をはじめとする生活習慣の改善を図ります。	教育研修課
キャリア教育の推進	日々の教育にキャリア教育の視点をもって取り組み、体験活動を重視するとともに心身の成長の過程に応じたキャリア教育を推進します。	教育研修課
不登校児童生徒に対する社会的自立に向けた支援	不登校の児童生徒に対し、教育支援教室等*で専門指導員による個別の学習支援及び臨床心理士などによる教育相談を行うとともに、状況に応じて、家庭訪問による支援を行います。	学校教育課
学校の組織力と教職員の資質向上の推進	教職員の適切な配置に努めるとともに、教職員の資質・能力を効果的に高めるための研修等を実施します。	教育研修課 学校教育課

\*教育支援教室は用語解説参照

施策展開の方向2 こどもの状況に応じたきめ細かな教育の充実

インクルーシブ教育のシステム構築に向けて、障害のあるこども達一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を通して「生き抜く力」を育み、地域の関係機関と連携しながら自立と社会参加を支える特別支援教育を推進します。

施策	内容	担当課
特別支援教育の充実	障害のある児童生徒の就学支援体制の確立と支援員の資質向上を図るとともに、特別支援教育支援員の配置体制の充実を図ります。	学校教育課

### 施策展開の方向3 食育の推進

乳幼児期から望ましい食習慣を身に付け、「食」を通じた健やかな身体と豊かな人間性を育むことができるよう、こどもの成長に応じた食育を推進します。

施策	内容	担当課
食育の推進	下関市の食育推進計画「第4次下関ぶちうま食育プラン」に基づき、こども達が「食」を通じて健やかな身体と、豊かな人間性を育むことができるよう学習機会を充実するとともに、地域の関連団体と連携した取組を推進します。	健康推進課 幼児保育課 教育研修課 学校保健給食課

### 施策展開の方向4 いじめや犯罪・非行防止等の対策強化

いじめや犯罪・非行の防止対策など、こども・若者の健全育成に関する施策の充実を図ります。

施策	内容	担当課
いじめの防止対策の推進	いじめ等で悩む児童生徒や保護者の相談窓口として教育相談室を設置するなど、いじめに関する相談体制を充実するとともに、学校や家庭、地域、関係機関との連携強化に努め、いじめ防止等に関する体制を整備します。	学校教育課
青少年の非行防止対策の推進	街頭補導や環境浄化活動等、関係機関・団体・地域との緊密な連携のもとに青少年の非行防止活動を総合的に推進します。	生涯学習課

### 施策目標 3 こども・若者と家庭が地域で学び・育つ環境づくり

#### 施策展開の方向 1 こどもが地域で学ぶ環境づくり

学校をはじめ、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこども達の学びや成長を支える環境づくりを推進します。

また、すべてのこどもが放課後や休日、夏休み等の長期休業中に、身近な地域で安全に遊び、くつろぎ、学べる居場所づくり、地域の人とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。

施策	内容	担当課
地域とともにある学校づくりの推進	コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部による地域学校協働活動を通して、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進することで、学校や家庭、地域が抱える課題の解決を支援します。	生涯学習課
青少年の健全育成の推進	青少年が地域の中で心豊かで健やかに育つための体制を整備するとともに、地域で行う学習・スポーツ・文化・交流活動を支援します。	生涯学習課 スポーツ振興課 文化振興課
地域のこどもを地域で育てる活動の促進	こども達が、ふるさと下関への誇りと愛情を育めるよう、学校・家庭・地域が一体となって、地域の自然、歴史、文化、伝統行事等に関わる機会を提供するとともに、こども達が安心して学び、生活できる環境を整えます。	生涯学習課
放課後や週末のこどもの居場所づくりの推進	放課後や週末等に、地域の人々の協力を得てこどもが自主的に参加し、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。	生涯学習課 子育て政策課
学校部活動改革の推進	学校部活動の円滑な地域移行・地域連携に向けて、学校や関係団体と連携し、学校、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術環境の整備を進めていきます。	教育研修課 スポーツ振興課 文化振興課

施策	内容	担当課
児童館活動等の充実	こどもに健全な遊びを提供し、健康を増進し、情操を豊かにするための活動の場や、保護者同士のコミュニケーションの場を提供します。	子育て政策課
こどもが学ぶ機会の充実	こどもの自然や社会に対する意識・関心を高め、また、理解を深めるため、自然や環境、産業など様々な学習や体験活動等の機会の充実を図ります。	*1
地域の人や異年齢児との交流活動の充実	子育て支援センター等で、高齢者や異年齢児との交流を通し、周囲との関わり方や社会的経験を学ぶ機会の充実を図ります。	幼児保育課 子育て政策課
文化・芸術活動の充実	文化・芸術に関する様々な活動及び絵本の読み聞かせや読書を通し、情操豊かなこどもを育成します。	*2
常設の居場所づくりの推進	こども・若者が安心して過ごせる居場所として、食事の提供や学習支援、生活習慣を整えるための支援や相談対応などを行う常設の拠点づくりを推進します。	子育て政策課

\*1 環境政策課、クリーン推進課、農林水産整備課、観光施設課、各総合支所地域政策課、生涯学習課、各教育支所、上下水道局総務課、上下水道局お客さまサービス課

\*2 文化振興課、港湾局振興課、生涯学習課、文化財保護課、中央図書館、美術館、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

## 施策展開の方向2 親・家庭の子育て力の向上

こどもの成長における家庭の重要性について意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任をもって子育てができるよう、子育てに関わる情報提供や相談、学習機会や親子のふれあいの機会の充実を図ります。

施策	内容	担当課
家庭の子育て力向上への支援	こどもの成長における家庭での子育ての重要性を理解し、親の育児能力の向上を図るための学習機会の充実を図ります。また、子育てに関する助言や支援を受け入れるための <u>受援力</u> の醸成に取り組みます。	子育て政策課 こども家庭支援課 健康推進課 生涯学習課
幼稚園・保育園・学校等における子育て家庭への支援	幼稚園・保育園・学校等において、家庭教育に関する情報提供や相談の充実を図ります。	幼児保育課 生涯学習課
親子がふれあう機会の充実	地域において、親子で参加して様々な体験ができる講座や行事を開催します。	*

\* 子育て政策課、環境政策課、クリーン推進課、観光施設課、豊北総合支所市民生活課、生涯学習課

## 施策展開の方向3 次代の親の育成

次代の親となるこどもが、結婚や男女が協力して家庭を築くことや、こどもを生き育てることの意義と喜び、こどもや家庭の大切さについて理解することができるよう、意識啓発を図るとともに、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

施策	内容	担当課
次代の親の育成	思春期の児童生徒が、結婚やこどもを生き育てることの意義や家庭の重要性を学ぶ機会、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。	健康推進課 教育研修課

## 基本目標Ⅲ 支援を必要とするこども・若者と家庭を支える環境づくり

### 施策目標 1 こども虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラー等への支援の充実

#### 施策展開の方向 1 虐待防止対策と相談体制の充実

様々な事業の連携により養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげるなど、虐待を未然に防ぐための取組を推進するとともに、子育てに不安や負担感をもつ保護者が気軽に相談できる相談体制の充実を図ります。

施策	内容	担当課
虐待の発生予防・早期発見	乳幼児健康診査の未受診者や受診後に経過観察等が必要な家庭、未就園のこどもや不就学等のこどもに関する定期的な安全確認を行います。また、様々な事業の実施等を通じて養育支援を必要とする家庭を早期に把握します。	こども家庭支援課 健康推進課
養育支援が必要な家庭への対応の充実	養育支援を必要とする家庭について、養育支援訪問事業等の適切な支援につなぎます。	こども家庭支援課 健康推進課
こども家庭センターを中心とした相談体制の充実・強化	子育ての不安や悩み、虐待等に関する相談に対応するため、関係機関・団体、行政が連携して相談体制の充実・強化を図ります。	こども家庭支援課
情報の周知	虐待の防止や早期発見のため、どのような行為が虐待であるか、虐待を目撃した場合の対処方法など、虐待に関する情報の周知を図ります。	こども家庭支援課

## 施策展開の方向2 要保護児童等への支援体制の充実

虐待を受けたこどもの精神的なケアと家庭の養育機能回復の支援に努めます。

施策	内容	担当課
要保護児童等への支援体制の充実	虐待を受けたこどもの精神的なケアと、家庭の養育機能回復を支援するとともに、早期発見・早期対応による総合的な支援を行うため、地域の関係機関等が連携して対応する体制の充実を図ります。	こども家庭支援課
要保護児童対策地域協議会の機能強化	要保護児童対策地域協議会において、要支援児童、要保護児童及びその家庭または特定妊婦等に対し、関係機関と連携して対応します。また、協議会実務者への研修の充実や調整機関職員の専門性の強化により、協議会の効果的な運営と機能強化を図ります。	こども家庭支援課
DVの被害者のこどもへの支援	DVの被害者のこどもの精神的なケアを図るとともに、家庭の自立を支援します。	こども家庭支援課

## 施策展開の方向3 社会的養護の推進

家庭での養育が困難なこどもが、家庭と同様の環境で健やかに成長できるよう、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、社会全体でこどもを育む環境づくりに取り組みます。

施策	内容	担当課
関係機関の連携による社会的養護の推進	山口県が実施する社会的養護に係る施策を連携して推進します。また、行政、学校、関係団体等と里親やファミリーホーム、児童養護施設等が連携し、社会的養護の充実を図ります。	こども未来部 保健部 福祉部 教育委員会
養育環境の改善	里親、ファミリーホーム等による交流事業や児童養護施設等における生活環境改善事業など、こどもの養育環境の改善を図るための活動を支援します。	子育て政策課 こども家庭支援課

施策	内容	担当課
里親制度の普及・啓発	里親支援センター等と協働し、里親のリクルートや支援につながる広報、啓発等を行います。	子育て政策課
家庭養育支援の充実	児童養護施設等から家庭に戻った子どもとその家庭への継続的な支援の充実を図ります。	こども未来部 保健部 福祉部 教育委員会

#### 施策展開の方向4 ヤングケアラー等への支援の充実

ヤングケアラー、ダブルケアラーへの支援を強化します。

施策	内容	担当課
関係機関の連携による支援強化	支援を必要とするヤングケアラーやダブルケアラーの把握に努めるとともに、関係機関と連携し一体的かつ重層的な支援強化を図ります。	こども家庭支援課 福祉政策課 長寿支援課 障害者支援課 健康推進課 学校教育課
ヤングケアラーへの理解促進	ヤングケアラーに対する周囲の理解やヤングケアラー自身の気づきにつなげるための広報や啓発等を行います。	こども家庭支援課 学校教育課

#### 施策目標2 こどもの貧困対策の推進

##### 施策展開の方向1 こどもの貧困対策の推進

こどもが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことができるよう、教育支援、生活支援、保護者の就労支援を総合的に推進します。

施策	内容	担当課
教育支援の充実	家庭の経済状況にかかわらず、すべてのこどもが質の高い教育を受け、能力や可能性を伸ばすことができるよう、地域と連携し、こどもの学習の場や機会を提供するとともに、教育費の援助、進学支援等を推進します。	子育て政策課 学校教育課

施策	内容	担当課
生活支援の充実	貧困の状況にある子どもと保護者が抱える生活上の様々な問題に関する相談・支援の充実を図るとともに、子どもと保護者が社会的に孤立することがないように、子どもの居場所づくりや必要な支援につなぐ体制整備を推進します。また、家庭の生活基盤を支えるため、各種手当の支給や助成等の経済的な支援を行います。	子育て政策課 こども家庭支援課
保護者の就労支援の充実	保護者の就労のための資格取得や能力向上に向けた支援等により、困難な状況にある子育て家庭の生活の自立を促進します。また、仕事と家庭生活の両立が図れるよう、教育・保育事業、多様な保育サービス、 <u>放課後児童クラブ</u> の充実を図ります。	子育て政策課 幼児保育課 こども家庭支援課
女性の再就職促進	何らかの事情で離職している未就業の女性に対して、セミナーや就職説明会を開催することにより再就職を促進します。	産業立地・就業支援課

### 施策目標 3 ひとり親家庭への支援の充実

#### 施策展開の方向 1 相談・情報提供機能の充実

ひとり親家庭等への相談支援体制及び情報提供体制の充実を図ります。

施策	内容	担当課
相談機能の充実	個々の状況に応じてきめ細かく対応するため、母子・父子自立支援員と関係機関が連携し相談支援体制の充実を図ります。市民相談所において、離婚相談等に合わせ、無料法律相談等を紹介します。	こども家庭支援課 市民相談所
情報提供の充実	ひとり親家庭の自立支援策について関係する窓口で情報を提供するとともに、ホームページや SNS 等*を活用した情報発信を行います。	こども家庭支援課 12 支所 各総合支所の 市民生活課

\*SNS は用語解説参照

## 施策展開の方向2 生活・就業支援の充実

ひとり親家庭等が、地域社会に理解され支えられながら自立し、そのこどもが心身ともに健やかに成長することができるよう、生活・就業支援の充実を図ります。

施策	内容	担当課
子育て・生活支援の充実	ひとり親家庭が子育てと仕事を両立することができるよう、幼児期の教育・保育や放課後児童クラブ等の優先的な利用に配慮します。また、ひとり親家庭の状況に応じた多様な保育サービスや子育て支援の充実を図ります。	子育て政策課 幼児保育課 こども家庭支援課
経済的支援の充実	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや就学援助等の経済的な支援を行います。	こども家庭支援課 学校教育課
居住環境の確保	ひとり親家庭に対し、公営住宅の抽選に際し優遇措置を実施します。また、DV被害等により子育てが困難になった母子に対し、一時保護の実施や母子生活支援施設において居住の場と安全を確保し、自立に向けた支援を行います。	住宅政策課 こども家庭支援課 福祉政策課
就業支援の充実	就業支援機関等と連携し、母子・父子自立支援員による就業に関する相談や情報提供の充実を図ります。また、ひとり親家庭が安定した収入を得ることにより、経済的に自立できるよう、就職やキャリアアップにつながる資格や技能の習得などの就業支援を進めます。	こども家庭支援課 産業立地・就業支援課
養育費や親子交流等の周知及び養育費確保のための支援の実施	養育費に関する知識や取得の手続き、親子交流などの周知・啓発を行います。養育費の確保を促進するため、取決めに係る費用の助成などの支援を実施します。	こども家庭支援課

## 施策目標 4 障害のあるこどもへの適切な支援の充実

### 施策展開の方向 1 障害の早期発見・早期療育

早期療育により障害の軽減を図り、自立を促進するため、乳幼児期から身近な場所において、療育やこれに関連する支援を受けることができるよう、体制の一層の充実を図ります。

施策	内容	担当課
母子保健事業の推進	乳幼児健康診査や相談による母子保健事業を通じて、発達が気になる乳幼児を早期に発見するとともに、不安などを抱える保護者へ寄り添い、適切な支援につなげます。	健康推進課
こども発達センターの充実・強化	下関市の療育における中核施設として、総合的な療育相談支援、訓練指導体制の充実・強化を図ります。	障害者支援課
民間による障害児通所支援事業の整備	民間による児童発達支援、放課後等デイサービス事業などの療育施設の整備を支援します。	障害者支援課
関係機関の連携	保健、医療、福祉、教育などの各分野の連携を強化し、療育システムの充実を図ります。また、こども発達センター、特別支援教育センター(山口県立下関総合支援学校)、山口県発達障害者支援センターが連携しながら、発達障害のあるこどもの支援体制の充実に努めます。	障害者支援課

### 施策展開の方向 2 在宅障害児に対する相談、支援の充実

障害のあるこどもなどに対する相談、支援の充実を図ります。

施策	内容	担当課
相談体制の充実	早期療育の観点から、小学校就学前施設などにおける早期発見と保護者支援が適切に行われるよう、こども発達センターや相談支援事業者、その他関係機関の連携を強化します。	障害者支援課

施策	内容	担当課
生活支援の充実	心身に障害のあることとその保護者を対象に、発達に応じて在宅での生活を支援するサービスを行うとともに、重度の心身障害児に対し手当の支給を行います。	障害者支援課
障害のあるこどもを預かるサービスの充実	日中一時支援など、障害のあるこどもを預かるサービスの充実に努めます。	障害者支援課
教育支援体制の充実	早期からの就学相談や情報提供を行うなど、一人ひとりの希望に応じた教育上必要な支援を行います。	障害者支援課 学校教育課
障害に対する理解の促進	発達障害を含む障害に関する理解の促進を図るため、情報の周知、 <u>ノーマライゼーション</u> の理念の普及啓発を図ります。	障害者支援課
障害児や <u>医療的ケア児</u> の保育の推進	一人ひとりの障害の種類・程度に応じ、家庭や専門機関との連携を密にしたきめ細かな保育を実施します。	幼児保育課

## 施策目標 5 外国につながるこども・若者と家庭への支援の充実

### 施策展開の方向 1 日本語教育の充実

海外から帰国したこどもや外国人のこども、両親が国際結婚のこども等の外国につながるこどもが円滑に学校教育を受けることができるよう、日本語指導の充実に努めます。

施策	内容	担当課
日本語指導の充実	外国につながる児童生徒が、日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための日本語指導を推進します。	教育研修課 学校教育課

## 施策展開の方向2 相談・生活支援の充実

外国につながるこどもとその家族が、子育て支援やその他の支援を円滑に利用することができるよう相談・支援体制の充実を図ります。

施策	内容	担当課
幼児期の教育・保育、学校教育の充実	教育・保育や学校教育において、 <u>外国につながるこどもの個別対応の充実</u> に努めます。	教育研修課 幼児保育課
子育て支援・生活支援につなぐための支援の充実	<u>外国につながるこどもとその家族が</u> 教育・保育や子育て支援、その他の支援を円滑に利用することができるよう、通訳者、情報端末等を活用した相談、情報提供の充実を図ります。	幼児保育課 子育て政策課 国際課



## 基本目標Ⅳ 若者の希望する未来を実現する環境づくり

### 施策目標 1 若者の自立や悩み・不安解消に関する支援の充実

#### 施策展開の方向 1 自立支援対策や相談体制の充実

若者の自立支援や、悩み・不安を抱える若者への支援を強化します。

施策	内容	担当課
若者の自立支援に関する相談体制・支援メニューの充実	不登校やひきこもり、ニートなどの状態にある若者に対する相談体制及び支援メニューの充実を図ります。	福祉政策課 健康推進課 学校教育課 こども家庭支援課
子どもの居場所に係るコーディネーターの派遣	子どもの居場所のうち、不登校やひきこもり中のこどもなどへの支援に取り組んでいる団体等に対し、その分野の専門職を派遣するなど、重点的に支援します。	子育て政策課
地域におけるこどもの見守り強化	子どもの居場所や地域と連携して、不登校などの課題を抱えているこどもの状況確認を行い、必要な支援につなげる取組を推進します。	子育て政策課 こども家庭支援課
「しものせき若者サポートステーション」との連携	「しものせき若者サポートステーション」と連携し、若者の社会的自立に向けた就労支援を推進します。	産業立地・就業支援課

## 施策目標 2 結婚を希望する若者への支援の充実

### 施策展開の方向 1 出会いの場づくり

結婚を希望する独身者に出会いの場を提供する活動を支援します。

施策	内容	担当課
婚活活動等への支援	山口県が主催する婚活イベントの広報活動への協力や、まちづくり協議会が開催する婚活イベントの費用をまちづくり交付金に加算することで、結婚を希望する独身者に出会いの場を提供する活動を支援します。	共創イノベーション課 まちづくり政策課

### 施策展開の方向 2 経済的支援

結婚に係る経済的支援を行います。

施策	内容	担当課
結婚に係る経済的支援の実施	結婚に伴う住居取得費用等の一部を助成し、新生活を経済的に支援します。	共創イノベーション課

## 基本目標Ⅴ こどもの安心を支える地域の環境づくり

### 施策目標 1 地域で子育てを支える環境づくり

#### 施策展開の方向 1 子育て支援拠点施設の充実

子育てをする親同士や、子育て家庭と地域の人がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進します。

施策	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業の充実	子育て家庭が相互に交流を行い、子育てについての相談や情報の提供、助言などを行う場の充実を図ります。	幼児保育課 子育て政策課
次世代育成支援拠点施設による子育て支援	次代を担う子ども達を多世代で育むための施設「ふくふくこども館」において、親子が一緒に過ごせる遊び場や交流スペースの提供、こどもの一時預かり、相談など、一体的な子育て支援を行います。 ふくふくこども館の施設面での充実を図るため、遊具リニューアルにより、子ども達の新たな遊びを創出するとともに、照明のLED化を行います。	子育て政策課
地域が育つ交流の場づくりの推進	地域の人とこどもがふれあう機会を通して、一人ひとりの子育て意識が高まるよう、誰でも参加できる交流の場づくりを推進します。	子育て政策課

## 施策展開の方向2 地域の子育て支援団体・支援者の育成及びネットワークの形成

市内には、志をもって子育て支援に取り組む団体、個人が多く存在します。子育てを地域全体で支えるため、子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど地域の関係機関の連携強化を図るとともに、子育て支援者を育成・支援します。

施策	内容	担当課
子育て関係者の連携体制の強化	困難な状況にあるこどもと家庭を必要な相談・支援につなげるため、子育てを支援する関係機関・団体のネットワークの強化を図ります。	子育て政策課
地域関連団体等への支援	地域で子育てを支援する団体や子育てサークル、民生委員・児童委員等*の活動を支援します。	子育て政策課 福祉政策課
子育て支援者の育成	こどもの成長や子育てを応援するため、地域の人の様々な能力を生かし、子育て支援者として育成します。	子育て政策課
子育てを地域全体で支援する意識の啓発	行事の開催や啓発紙の配布等を行い、地域全体でこどもを見守り、成長を支援していく意識啓発を図ります。	子育て政策課
子育てを地域全体で支援する体制の構築	子どもの居場所や地域と連携し、見守り体制の強化を図るとともに、こどもの権利に係る全市的な普及啓発を行い、こども及びその家庭をサポートする支援体制を構築します。	子育て政策課

\*民生委員・児童委員は用語解説参照

## 施策目標2 こどもと子育て家庭が安心して生活できる環境づくり

### 施策展開の方向1 子育てにやさしいまちづくりの推進

こどもや子育て家庭が暮らしやすい環境をつくるため、公営住宅、公共施設や大規模商業施設において、子育て家庭にやさしい施設整備を推進するとともに、子育てにやさしい施設等の情報提供の充実を図ります。

施策	内容	担当課
こどもと子育てにやさしいまちづくりの推進	公共施設やデパート等の利用者が多い施設に、授乳室やベビーコーナーを設置する等、こども連れの家庭にやさしい施設整備の推進について啓発を行います。	子育て政策課
雨の日に遊べる場の提供	ふくふくこども館や児童館の情報提供の充実や、公民館などの地域の既存施設活用により、雨の日に利用できる遊び場の充実を図ります。	子育て政策課
子育てに配慮した居住環境の整備	ゆとりをもってこどもを生き育てることができる環境に配慮した公営住宅の整備を推進します。	住宅政策課
公園整備の推進	既存の公園の施設改修、インクルーシブ遊具等の整備によるバリアフリー化や公園のニーズに即した遊具の再配置等により、身近な公園の充実を図るとともに、自然や歴史など地域の特性に応じた特色ある公園の整備を推進します。	公園緑地課

## 施策展開の方向2 こどもを守る環境づくりの推進

こどもが地域で安全に過ごせるよう、安全な道路環境の整備や犯罪を防止する環境整備を推進します。

また、こどもを事故や犯罪、災害から守るため、地域でこどもを見守る体制づくりを促進するとともに、家庭や地域の意識の向上、こども自身が危険を回避するための知識の周知を図ります。

施策	内容	担当課
交通安全対策の推進	こどもの交通安全教育や通学路での交通指導を推進するとともに、交通安全のための啓発に努めます。	生活安全課 学校教育課
防災対策の推進	こどもを含めた市民の防災意識の啓発を図るとともに、自主防災組織の設立や育成を推進します。	防災危機管理課
安全な道路環境の整備	ガードレールやカーブミラー等、交通安全施設の改修及び設置を行い、交通安全に配慮した道路環境づくりを推進します。	道路河川建設課
防犯意識の普及・啓発	家庭や地域の防犯意識を高めるとともに、こども自身が危険を回避する力の育成を図ります。	学校教育課 生活安全課
こどもの犯罪被害に関する地域の防犯体制の整備	関係機関と連携を図り、こどもを見守る体制づくりを推進するとともに、地域住民による見守り活動を支援します。また、こどもに関わる犯罪・被害に関する情報提供体制の充実を図ります。	学校教育課
安全な生活環境の整備	防犯体制の整った生活環境の形成を推進します。	学校教育課

## 基本目標Ⅵ 子育てと仕事を両立できる社会づくり

### 施策目標 1 子育てと仕事を両立するための支援の充実

#### 施策展開の方向 1 多様な保育サービスの充実

就学前の教育・保育の量を安定的に確保して提供するとともに、保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、幼稚園における一時預かりなど、多様な保育サービスの充実を図ります。

施策	内容	担当課
教育・保育の提供体制の充実	子どものための教育・保育給付(施設型給付費等)により、 <u>認定こども園</u> 、 <u>幼稚園</u> 、保育園等の充実を図ります。また、 <u>インクルーシブ保育</u> や乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に取り組めます。	幼児保育課
多様な保育サービスの充実	延長保育や休日保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスや <u>幼稚園</u> における一時預かりの充実を図ります。	幼児保育課 子育て政策課

#### 施策展開の方向 2 放課後児童クラブの充実

地域の実情に応じた放課後児童クラブの量的整備と人材の確保及び質の向上に努め、安定的な運営体制の確立により切れ目のない支援の充実を図ります。

施策	内容	担当課
<u>放課後児童クラブ</u> の充実	放課後における小学校児童の健全育成を図るため、地域の需要を踏まえた <u>放課後児童クラブ</u> の量的な拡充に努めるとともに、施設設備の環境改善など安全・安心な環境の整備に努めます。	子育て政策課

施策	内容	担当課
人材の確保	放課後児童支援員の執務環境を改善し、児童と向き合う時間を確保するため、連絡帳の電子化を図るなど ICT を活用し、効率的かつより良い運営方法の検討を進め、 <u>放課後児童クラブ</u> の安定的な運営に資する人材の確保を図ります。	子育て政策課
育成支援の内容の充実	研修の実施等により放課後児童支援員の資質向上を図るとともに、活動内容の充実に努めます。	子育て政策課

## 施策目標 2 ワーク・ライフ・バランスの推進

### 施策展開の方向 1 両立を支援する職場環境づくりの促進

育児休業や看護休暇などの各種法制度の普及・定着、子育てしやすい就業形態の導入など、事業主に対して積極的な子育て支援への取組、職場意識の醸成を促します。

施策	内容	担当課
各種制度の普及・啓発	育児休業や看護休暇等の趣旨や内容について普及啓発を図ります。	人権・男女共同参画課
働く母親・父親を支える職場づくりの推進	働きながら子育てをしているすべての人が、仕事と生活のバランスがとれた働き方ができるよう、企業・事業主に対し、子育てをしている就労者に配慮した職場づくりや子育てを支援する制度の趣旨・内容について普及啓発を図ります。	人権・男女共同参画課

## 施策展開の方向2 多様で柔軟な働き方と共育ての推進

個人、事業主、地域など、社会全体における、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しについての意識啓発を図り、こども・若者や子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、すべての人がこども・若者や子育て当事者を応援する意識改革を進めます。

家庭において父親、母親がともに育児や家事の責任を担い、協力しあえるよう、男女共同参画の推進についての意識啓発を図ります。

施策	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解や合意形成を促進するため、労働者、事業主、地域住民等への意識啓発を図ります。	人権・男女共同参画課
働き方の見直しについての意識啓発	父親・母親ともに職業生活優先の意識や固定的役割分担意識を改めるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、バランスのとれた働き方やライフスタイルを考えることのできる意識の啓発を図ります。	人権・男女共同参画課
家庭における男女共同参画意識の啓発	固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに個人の能力を活かすことができるよう、男女共同参画について意識啓発を図ります。	人権・男女共同参画課
父親の家事・育児への参加促進	家事・育児等は、家族の共同責任であるという意識の浸透を図り、父親の家事・育児への参画を促進します。	人権・男女共同参画課 健康推進課

## 計画の成果指標

分野	内容	計画策定時		目標値 (令和11年度)	
		年度	値		
計画全体	下関市は子育てがしやすいまち だと思う割合	ニーズ調査	令和 5年度	58.0%	70.0%
	合計特殊出生率	保健医療政策課	令和 4年度	1.36 (計算値)	1.50
基本目標 Ⅰ	子育てに関する不安や負担を 感じる割合	ニーズ調査	令和 5年度	52.1%	40.0%
	出産時の支援に満足している 割合	ニーズ調査	令和 5年度	78.8%	80.0%
	子育てをする上で気軽に相談 できる人がいない(場所がない) 割合	ニーズ調査	令和 5年度	6.8%	0%
	子育て支援に関する情報を十分 に得られていると思う割合	ニーズ調査	令和 5年度	64.5%	70.0%
基本目標 Ⅱ	認可保育施設の待機児童数	幼児保育課	令和 6年度	0人	0人
基本目標 Ⅲ	自分自身が子どもを虐待してい ると思う割合	ニーズ調査	令和 5年度	1.3%	0%
基本目標 Ⅳ	自分の将来の夢や目標があると 思うこどもの割合	ニーズ調査	令和 5年度	68.3%	80.0%
	自分の将来の夢や目標があると 思う若者の割合	ニーズ調査	令和 5年度	63.3%	80.0%
基本目標 Ⅴ	「子育てが地域の人々や社会全 体に支えられている」と感じる割 合	ニーズ調査	令和 5年度	53.0%	60.0%
	近くの遊び場について感じるこ と(気になる点)を回答した割合	ニーズ調査	令和 5年度	93.9%	90.0%
	地域の環境について気になるこ ととして「こどもの安全」に関わ る項目を回答した割合	ニーズ調査	令和 5年度	77.3%	75.0%
	地域の環境について気になるこ ととして「小さな子ども連れの家 庭への配慮」に関わる項目を回 答した割合	ニーズ調査	令和 5年度	58.9%	55.0%
基本目標 Ⅵ	就学前児童保護者が育児休業を 取得した割合*	ニーズ調査	令和 5年度	母親 80.7% 父親 8.2%	母親 85.0% 父親 15.0%
	父親が家事・育児へ参加してい る割合	ニーズ調査	令和 5年度	83.0%	85.0%
	「仕事と家庭の両立が図られて いる」と感じる割合	ニーズ調査	令和 5年度	67.2%	70.0%

注) ニーズ調査は「就学前児童」「就学児童」を対象とした調査(無回答を集計に含まない)

\*「就労していなかった」者を除く



---

## 第7章 計画の推進

---



## 第7章 計画の推進

### 1 推進体制の整備

#### (1) 本市の推進体制

本計画の推進にあたっては、こども・若者や子育て当事者等のニーズを把握するとともに、庁内の関係課が連携を図り進捗状況を管理した上で、必要な内部調整を図り、総合的な推進を目指します。

#### (2) 計画推進に向けた地域一体となった取組

本計画は、こども・若者の成長、子育てへの支援及び次代の親の育成のための総合的な計画であるため、家庭や地域、学校、事業所など地域の関係機関、関連団体などが、こども・若者の権利擁護や健全育成等に対するそれぞれの責任や自ら果たすべき役割を認識した上で、連携を図り協働により推進していきます。

また、ホームページ等広報媒体の活用により、本計画の実施状況に係る情報の周知を図り、広く市民の理解と協力を得ながら施策を推進するよう努めます。

### 2 計画の点検・評価の実施

本計画に基づく施策を推進するため、PDCAサイクル(計画—実行—評価—見直し)のもと、こども・子育て支援の関係者や市民から構成される「下関市子ども・子育て審議会」により、年度ごとの事業進捗状況の点検・評価等を行い、事業の改善につなげます。

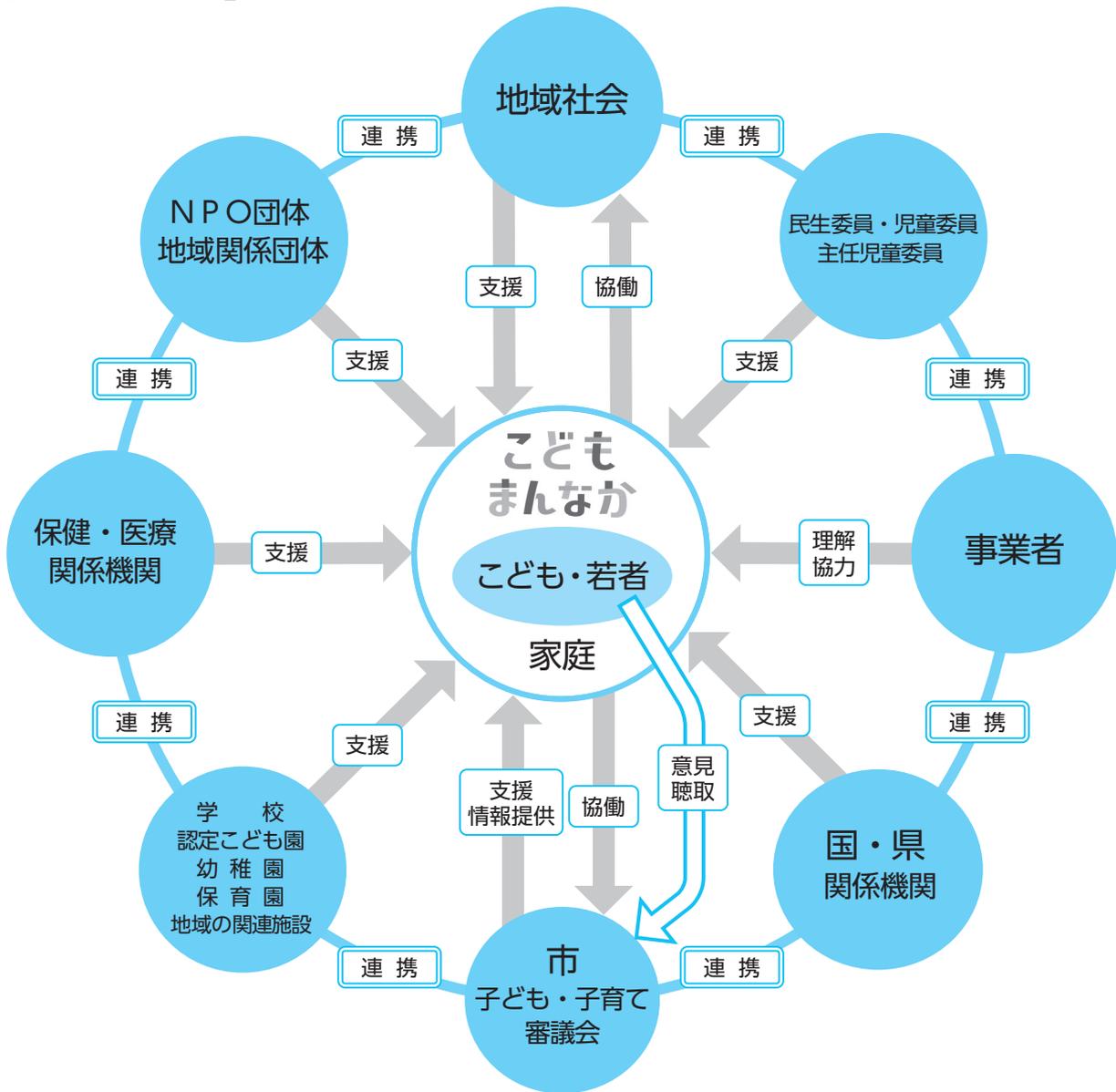
なお、次世代育成支援対策推進法第8条第6項に基づき、「市町村行動計画に基づく措置の実施の状況」として公表するため、本計画の別冊として事業の実施状況を取りまとめたものを年度毎に作成し、適宜ホームページで内容周知を図ります。

### 3 SDGs(持続可能な開発目標)に関すること

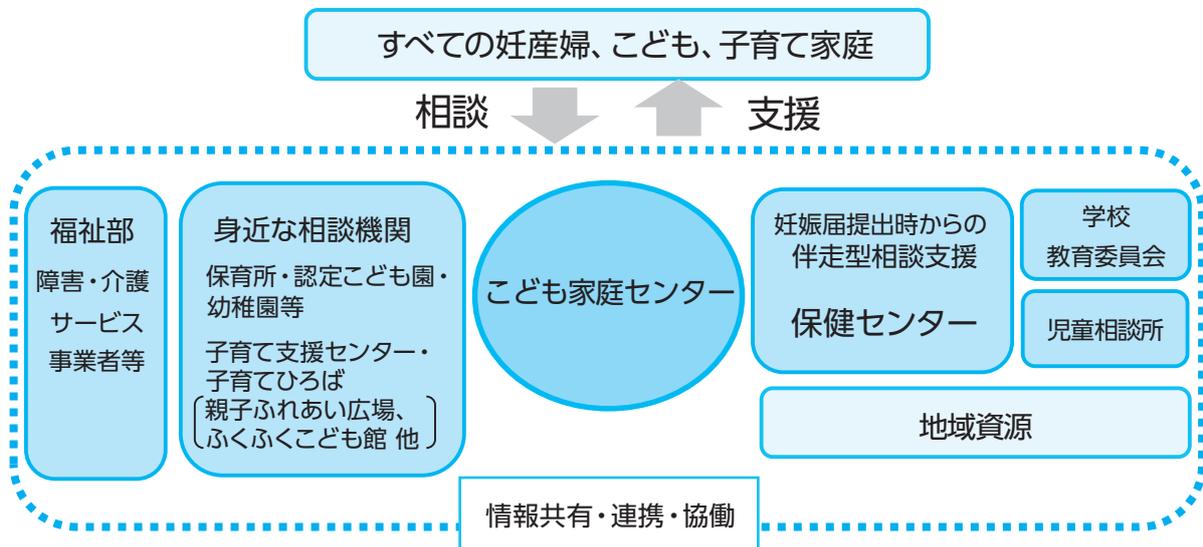
第3次下関市総合計画では、各分野における施策の推進にあたって SDGs の理念を念頭に置いて取り組むこととなっています。

こどもにとってのSDGsとしては、「不平等や格差をなくすこと」、「すべてのこどもを暴力・虐待から守ること」、「こども達に持続可能な環境を残すこと」と分けて考えることができ、施策の推進にあたっては、SDGsの理念を念頭に置いて取り組みます。

## 【推進体制図】



## 【相談支援体制】



【基本目標とSDGsの目標との関係】

基本目標	該当するSDGsの目標
<p>基本目標Ⅰ すべての子育て家庭をライフステージを通じて切れ目なく支える環境づくり</p>	 
<p>基本目標Ⅱ こども・若者の健やかな成長を支える環境づくり</p>	
<p>基本目標Ⅲ 支援を必要とするこども・若者と家庭を支える環境づくり</p>	     
<p>基本目標Ⅳ 若者の希望する未来を実現する環境づくり</p>	
<p>基本目標Ⅴ こどもの安心を支える地域の環境づくり</p>	
<p>基本目標Ⅵ 子育てと仕事を両立できる社会づくり</p>	 
<p>6つの基本目標共通</p>	

【SDGsの17の目標について】

17の国際目標の詳細

<p><b>【貧困】</b></p>  <p>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p><b>【飢餓】</b></p>  <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p><b>【保健】</b></p>  <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p><b>【教育】</b></p>  <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p><b>【ジェンダー】</b></p>  <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	<p><b>【水・衛生】</b></p>  <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p><b>【エネルギー】</b></p>  <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p><b>【経済成長と雇用】</b></p>  <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<p><b>【イノベーション、産業化、インフラ】</b></p>  <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p><b>【不平等】</b></p>  <p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>	<p><b>【持続可能な都市】</b></p>  <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p><b>【持続可能な消費と生産】</b></p>  <p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>
<p><b>【気候変動】</b></p>  <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p><b>【海洋資源】</b></p>  <p>持続可能な開発のために、海・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p><b>【陸上資源】</b></p>  <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p><b>【平和】</b></p>  <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	<p><b>【実施手段】</b></p>  <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	

□：国連広報センター作成

（資料）内閣府地方創生推進事務局「地方創生に向けたSDGsの推進について」





1 用語解説

本文中の下線の語句について、五十音順・アルファベット順で記載しています。

	語句	説明文
あ	アウトリーチ型	支援者が家庭訪問等により、対象者のいる場所に出向き、必要なサービスや情報を届け、支援につながるよう積極的に働きかける取組を意味する。
い	一般世帯	住居と生計を共にしている人の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者(施設等の世帯を含まない)
	医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、その他の医療的ケアを受けることが恒常的に必要なこどものこと
	インクルーシブ教育	こどもの年齢や国籍、障害の有無などに関係なく、すべてのこどもを分け隔てなく受け入れて一緒に行う教育のこと
	インクルーシブ保育	こどもの年齢や国籍、障害の有無などに関係なく、すべてのこどもを分け隔てなく受け入れて一緒に行う保育のこと
	インクルーシブ遊具	障害の有無や年齢などで利用者が限定されることのない、みんなが楽しめる遊具のこと
う	ウェルビーイング	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念
え	エジンバラ産後うつ病評価票	産後うつ病のスクリーニング票として英国で開発されたもの。うつ病によく見られる症状をわかりやすい質問にしたもので、母親が自分で回答する。
か	核家族世帯	夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚のこどもから成る世帯(男親と未婚のこどもから成る世帯、女親と未婚のこどもから成る世帯も含む)
	家庭養育優先原則	こどもの養育に当たっては、集団養育よりも家庭における養育を優先するという原則。国及び地方公共団体は、家庭における養育が困難または適当でない場合には、保護者を支援することを原則とした上で、養子縁組や里親委託等、できる限り家庭における養育環境と同様の環境を提供するよう、それも適当でない場合にはこどもができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じることが、平成28年児童福祉法の改正により示された。
が	外国語指導助手(略称「ALT」)	中学校の英語教育や小学校の外国語活動の時間において補助を行う外国人のこと(Assistant Language Teacher)
	外国につながるこども	国籍を問わず、日本国外にルーツを持つこどもを総称したものの
き	企業主導型保育事業	事業主拠出金を財源として、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、地域住民のこどもの受け入れにより待機児童対策に貢献することを目的として、平成28年度に創設された。
	キャリア教育	こども達が将来、社会の一員として活躍し、自分らしい生き方を選択し、実現していくために必要な能力や態度を育む教育のこと

	語句	説明文
き	教育支援教室	不登校の児童生徒を受け入れるために市が設けた施設のこと
こ	声を聴かれにくい子ども・若者	<p>様々な形で思いや願いを発しているにもかかわらず、意見を聞く側の配慮が足りないなど、以下の属性に該当するような声を聞かれにくい状況に陥っていることもや若者のこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校等を通じて情報や参画機会を提供することが困難な状況(不登校の子ども、ヤングケアラー等)」</li> <li>・「意見表明の手法の選択肢が限られていることから受け止める側も聞くための工夫が特に必要(障害児・医療的ケア児、外国人の子ども・若者等)」</li> <li>・「意見を言うことが安全・安心でない等、意見を言う環境に特別な配慮や工夫が必要(社会的養護の下で暮らす子ども、虐待を受ける、または受けたことがある子ども・若者等)」</li> <li>・「言葉だけではなく、年齢及び心身の成長の過程に応じて、その意思が多様な形で表れ、受け止める側も聴くための工夫が特に必要な乳幼児(0歳、概ね1歳～3歳未満の幼児、概ね3歳以上の幼児)」</li> </ul>
	子育て支援センター	保育園等の機能を活用し、子育て家庭に対する育児不安などについての相談指導及び子育てサークル等への支援などを通して地域の子育て家庭に対する育児支援を行う機関のこと
	子ども家庭センター	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関のこと
	子ども・若者の権利擁護	子ども・若者の最善の利益を守るために、子どもの意見を尊重し、差別をなくし、健全な成長を支援すること
ご	合計特殊出生率	その年次の15～49歳までの年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。
さ	里親	様々な事情により家庭での養育が困難または受けられなくなった子どもを自らの家庭に迎え入れて養育する人のこと
し	しもまちプラス	下関市の市政情報にとどまらず、地域イベントやお得情報、生活に便利なあらゆるサービスを、利用者の知りたい・使いたいといったニーズに合わせて提供する双方向型のコミュニケーションツールのこと
	社会的養護	保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うこと
	食育	生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること
じ	受援力	助けが必要なことを他者に伝え、他者からの支援を受け入れる力のこと

	語句	説明文
せ	生活困難層の分類	等価世帯所得が厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯、経済的な理由で公共料金等を支払えなかった経験等に該当する世帯、こどもの体験や所有について経済的理由で欠如する項目が3つ以上該当する世帯の3つの要素のうち、2つ以上の要素に該当する場合を「困窮層」、いずれか1つの要素に該当する場合を「周辺層」、いずれの要素にも該当しない場合「一般層」としている。
そ	その他の親族世帯	2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがある世帯で核家族でない世帯
た	単独世帯	世帯員が一人の世帯
だ	ダブルケアラー	育児と介護を同時に担っている者のこと
ち	地域型保育事業	原則 20人以下の少人数の単位で0～2歳のこどもを保育する事業で、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の4つのタイプがある。
て	テレワーク	情報通信技術を活用し、場所や時間に自由度のある働き方のこと
に	ニート	N E E T「Not in Employment, Education or Training」の略で、「働いておらず、学校に通ってもおらず、就業訓練を行っていない者」のこと
	認定こども園	幼児教育と保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を総合的に実施する機能を備える施設
	認定区分	子ども・子育て支援新制度における保育・教育の利用にあたって保育の必要性、保育の必要量、年齢に応じて認定する区分のこと。1号認定、2号認定、3号認定の3種類があり、認定区分によって利用できる施設が異なる。
の	ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現できるよう条件が整えられ、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとした思想
ぱ	パーマネンシー保障	親による養育が困難な場合、こどもの成長のために、特別養子縁組等により、永続的な養育者と養育環境を保障しようとする考え方
	パブリックコメント	基本的な施策等を決定する過程において、その施策等の案を広く市民に公表し、これに対して市民から提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方等を公表するとともに、その市民から提出された意見等を考慮して当該施策等の決定を行う一連の意見募集に関する手続き
ひ	ひきこもり	様々な要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと
	非親族世帯	2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯
ふ	ファシリテーター	会議などの場で参加者の会話を促進し、どのような意見も尊重されるといった安心・安全な場づくりを行う重要な役割を担う人のこと

	語 句	説明文
ふ	ファミリーホーム	経験豊かな里親や児童養護施設等の職員経験を有する養育者が、その住居に最大5名または6名のこどもを迎え入れて養育する事業のこと
	フリースクール	不登校の児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設
ぷ	プッシュ型	行政が能動的に情報やサービスを対象者へ提供するアプローチのこと
ほ	保育園	児童福祉法で位置づけられており、保育に欠ける乳児(1歳未満)及び幼児(1歳から小学校就学の始期に達するまで)を日々保護者の委託を受けて保育する施設
	放課後児童クラブ	児童福祉法で位置づけられており、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの
	放課後等デイサービス	学校等に就学している障害のあるこどもが、授業の終了後または休業日に通い、生活能力の向上のために必要な支援を受け、社会との交流を行うために必要な支援や社会との交流の促進などを行う福祉サービスのこと
ま	まちかどネウボラ	地域子育て支援拠点のうち、母子保健相談機能を強化するため、研修受講などの一定の要件を満たしたものに対し、山口県が認定するもの
み	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者のこと
や	やまぐち版ネウボラ	フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味で、妊娠・出産から子育て期まで保健サービスと子育て支援サービスが一体となったワンストップによる切れ目のないサポート体制のこと。やまぐち版ネウボラとは、ネウボラを山口県の強みを生かしてアレンジしたもので、こども家庭センターや子育て世代包括支援センターを中心とした切れ目のない地域の相談支援体制を全県で推進する取組のこと
	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと
よ	幼稚園	学校教育法で位置づけられており、小学校に入る前の3～5歳の幼児が利用する教育機関
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童(保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)もしくは要支援児童(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童)及びその保護者または特定妊婦(出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)の適切な保護または適切な支援を図るため、関係する機関が構成員となり、児童及び保護者の情報の交換や支援内容の協議を行う機関のこと
ら	ライフステージ	人生の変化を節目で区切った、それぞれの段階(ステージ)のこと
ろ	労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口の割合のことをいう。

	語 句	説明文
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和を意味し、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態を指す。
D	DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者(事実婚を含む)や交際相手など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力等も含む。
I	ICT	「Information and Communication Technology」(情報通信技術)の略。通信技術を活用したコミュニケーションのことで、情報処理や通信技術そのものだけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称
P	PDCAサイクル	P(PLAN-計画)、D(DO-実行)、C(CHECK-評価)、A(ACTION-見直し)のサイクルのこと。事業や活動を実施していく上で、このサイクルにより継続的に見直していく手法をいう。
S	SDGs	「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略。2015年9月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目的。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、2030年を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成される。
	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略。インターネット上で簡単に投稿できたり、個人同士がつながれたりするサービス

## 2 下関市子ども・子育て審議会条例

平成 25 年3月1日  
条例第 28 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。次条において「支援法」という。)第 72 条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。次条において「認定こども園法」という。)第 25 条の規定に基づき、下関市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(担当事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 支援法第 72 条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第 17 条第3項、第 21 条第2項及び第 22 条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) 子どもの貧困対策に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (4) 子ども・若者育成支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する市の職員
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者で市の職員以外のもの
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) 貧困対策に関する事業に従事する者で市の職員以外のもの
- (6) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

3 委員は、非常勤とする。

4 委員が、第2項第1号、第3号又は第5号の要件を欠くに至った場合において、市長が必要と認めるときは、解嘱しないことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長を定めるため

- の会議は、市長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
  - 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
  - 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要と認めるときは、市の関係機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、こども未来部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月26日条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第9条の規定により同法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項については、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の下関市子ども・子育て審議会条例の規定の例により、下関市子ども・子育て審議会において事務を処理し、又は調査審議を行うことができる。

附 則(令和5年9月29日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 下関市子ども・子育て審議会委員名簿

委員の区分	所属・役職	委員名
第1号 子どもの保護者	子どもの保護者	田中 仁
	子どもの保護者	富永 順子
第2号 子ども・子育て支援 に関する事業に従 事する市の職員	下関市立幡生保育園 園長	森永 香
	児童クラブ支援員	永島 昭雄
第3号 子ども・子育て支援 に関する事業に従 事する者で市の職 員以外の者	下関市私立幼稚園協会	梶山 正迪
	下関市私立保育連盟 会長	伊原 宗信
	山口県子育て支援センター連絡会 会長	中川 浩一
	社会福祉法人下関大平学園 総務課長	横尾 和憲
	一般社団法人まむ 代表理事	肥塚 陽子
第4号 子ども・子育て支援 に関し学識経験を 有する者	下関短期大学 学長	山本 正俊
	株式会社こどもの広場 代表取締役	横山 眞佐子
第5号 前各号に掲げる者 のほか市長が必要 と認める者	下関市連合自治会 理事	池内 賢二
	社会福祉法人下関市社会福祉事業団 下関市こども発達センター 副センター長	若松 佐織
	社会福祉法人下関市社会福祉協議会 地域福祉課 主査	河崎 圭治 (～令和6年3月31日)
	社会福祉法人下関市社会福祉協議会 地域福祉課 地域子ども見守りコーディネーター	谷村 鴻文 (令和6年4月1日～)
	下関市民生児童委員協議会 主任児童委員会 会長	宮川 雅美
	下関商工会議所 総務部 総務課長	雫石 桂一

## 4 こども基本法(抜粋)

令和5年4月1日施行  
令和四年法律第七十七号

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

#### 2 (略)

#### (基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

#### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 (略)

## 第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

2～7 (略)

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3～5 (略)

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第十二条～第二十条、附則 (略)

## 5 こども大綱(こども家庭庁ホームページ) こども大綱(説明資料) 抜粋

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約\*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる(自己肯定感を持つ)ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

### こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

#### ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

#### ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者が様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

#### ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

#### ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着(アタッチメント)の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

#### ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立つて結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立つて、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・子育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

#### ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

## こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

### 1 ライフステージを通した重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等  
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組  
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

### 2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで  
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。  
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期  
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。  
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。  
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり  
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育  
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期  
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。  
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援  
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

### 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援



---

## “For Kids”プラン2025

### 下関市こども計画

下関市子ども・子育て支援事業計画

下関市次世代育成支援行動計画

下関市ひとり親家庭等自立促進計画

下関市こどもの貧困対策推進計画

下関市こども・若者計画

発行年月日 令和7年3月

発行 下関市

編集 下関市こども未来部子育て政策課

〒750-8521 下関市南部町1番1号

TEL:083-231-1353 FAX:083-231-1394

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp>

---

